

令和 7（2025）年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 7(2025) 年 6 月
環太平洋大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	10
基準 1. 使命・目的	10
基準 2. 内部質保証	19
基準 3. 学生	26
基準 4. 教育課程	48
基準 5. 教員・職員	63
基準 6. 経営・管理と財務	73
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	82
A-1. 地域・社会との共創	82
A-2. 教育とスポーツの融合による人材育成	90
V. 特記事項	95
VI. 法令等の遵守状況一覧	96
VII. エビデンス集一覧	115
エビデンス集（データ編）一覧	115
エビデンス集（資料編）一覧	115

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 創志学園の建学の精神・基本理念

学校法人創志学園は、「挑戦と創造の教育」を建学の精神として掲げ、「教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む」という「共育」を教育活動の基本に置いている。創立以来、教育のあらゆる分野で児童、生徒、学生の持てる可能性を引き出すことにひたむきな情熱を傾け、また、児童・生徒・学生の直面する問題に対して、教職員が深く積極的に関わっていくことで、その豊かな才能を導き出し、成長・発展させてきた。

この教育実践活動の中で、学校法人創志学園は、恒常的に「時代の求める教育の追求」をモットーにして、教育内容・形態及び教育サービスの充実を図りながら、日本をはじめとして地域・年齢層とも多岐にわたる幅広い教育のフィールドで教育活動を展開している。

2. 環太平洋大学の建学の精神・基本理念、使命・目的

2-1. 環太平洋大学の建学の精神等

「環太平洋大学（International Pacific University）通称：IPU」（以下、「本学」）は、平成 19（2007）年 4 月に開学した。建学の精神、教育の理念及び教育指針を、次のように定めている。

- 建学の精神 挑戦と創造の教育
- 教育の理念
 - ①教育とスポーツの融合
 - ②時代の求める教育の追求
 - ③教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む（共育）
- 教育指針
 - ①個性教育：豊かな人間性と個性を育む教育
 - ②実学教育：深い専門性と実践力を身につける教育
 - ③国際教育：コミュニケーション能力とグローバルマインドを涵養する教育

本学は、体育学部、次世代教育学部、経済経営学部、国際経済経営学部の 4 学部及び大学院スポーツ科学研究科において、上記の建学の精神、三つの教育の理念、三つの教育指針を活かした教育を実践し、本学の使命・目的の実現に努めている。

教育の理念①は、教育とスポーツの各特性や学びを双方向に活かすことを目的とし、スポーツにおける目標の明確性や、そこで培われる「礼法・克己心・忍耐力・チームワーク力」等を人間教育に展開するものである。教育の理念②は、時代の要請を先取りした成果を、各学部・学科のカリキュラム編成に反映させることを目指している。教育の理念③は、教職員と学生・保護者との対話に基づく教育改善の推進及び学生の学修・学生生活を重層的に支える体制の構築を企図するものである。

今後の人材育成に不可欠な目標として、教育指針①（個性教育）の柱には「非認知能力の育成」を、教育指針②（実学教育）の柱には「学生主体の社会貢献活動」を、教育指針③（国際教育）の柱には「ローカルに根を張りながら、世界基準で考え、行動できる力」を据え、4 学部 7 学科及び大学院における教育・研究指導において実践している。

2-2. 環太平洋大学の使命・目的と設立の経緯

本学の使命・目的については、学則に次のように定めている。

本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、教育とスポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次代を担う国際人となり得る人材を輩出することで社会に貢献することを目的とする。

こうした使命・目的を掲げる本学の設立の経緯は、以下のとおりである。

わが国がかつて経験したことのない超少子高齢化社会に直面する中、「持続的に発展可能な社会」の実現と、それを担う人材の育成は国家的・社会的課題である。このような状況においては、身体能力や健康状態に応じた健康・体力の維持増進とともに、将来を見据えた子育て及び次世代教育の充実が不可欠である。

本学は、こうした課題認識のもと、健康づくりを推進する人材及び次世代教育を担う保育者・教育者の育成を通じて、「持続的に発展可能な社会」の形成に貢献することを設置の趣旨としている。この趣旨を実現するため、平成 19（2007）年の開学時に 2 学部（体育学部、次世代教育学部）を設置した。体育学部の人材育成の目的は、超少子高齢化社会における健康づくりに寄与する人材及び体育・健康運動に関する教育研究を通じた競技者・指導者の育成である。次世代教育学部の人材育成の目的は、現代社会の教育課題に対応し、自律的に判断・行動できる次世代を育む保育者・教育者・指導者の育成である。

これらの目的のもと、「グローバル化」「少子高齢化社会」「健康の保持増進や豊かなスポーツライフの実現」「いじめや不登校等の教育課題」といった現代の諸問題に対応するため、本学は平成 24（2012）年 4 月、次世代教育学部に国際教育経営学科、体育学部健康科学科を設置し、2 学部 5 学科体制による教育研究を推進した。さらに、平成 28（2016）年 4 月には経営学部現代経営学科（令和 4（2022）年に経済経営学部へ名称変更）を開設し、3 学部 5 学科体制へ移行した。経済経営学部では、経営・経済に関する幅広い知識と教養を基盤に、経営学、国際経済、会計・ファイナンス、マーケティングに関する専門知識を体系的に学び、企業実務やマネジメント手法等の実学を通して、グローバル社会に持続的に貢献できる人材の育成を目的としている。

令和 6（2024）年には、競技スポーツでの活躍を目指す知的アスリート及び科学的知識と専門スキルを活かしてトップアスリートを支援できる人材の育成を目的として、体育学部競技スポーツ科学科を設置した。続く令和 7（2025）年には、スポーツ・健康・教育を通じて社会に貢献できる高度専門人材を育成するため、大学院スポーツ科学研究科を設置した。これにより、本学は、スポーツを教育対象とする大学から、スポーツを通じて社会課題の解決に貢献する大学へと発展し、スポーツ分野における高度専門職業人の育成を推進している。

さらに、令和 7（2025）年には、新たな価値を創造するための国際的な視野と経済・経営の知を備えた人材の育成を目的として、国際経済経営学部国際経済経営学科を設置し、本学は 4 学部 7 学科・大学院 1 研究科を擁する教育研究体制へと発展した。

3. 環太平洋大学の個性・特色等

本学の建学の精神である「挑戦と創造の教育」は、学校法人創志学園の設立者であり総長（初代理事長）である大橋博の教育の理念、教育信念及び教育経験に基づくものであり、他大学には見られない含蓄に富む、特色ある内容で構成されている。以下、近年重視している政策について述べる。

本学は、建学の精神「挑戦と創造の教育」のもと、学力のみならず人間的成長を重視し、入学前教育から初年次教育に至る一貫した非認知能力の育成に取り組んでいる。特に、「礼節・信頼・克己・前進・感謝」から成る『体育会五訓』を全学的な指導指針として位置付け、規律と主体性を兼ね備えた人材の育成を推進している。なかでも礼節の指導を重視しており、毎朝、教職員が主体的に立哨指導を行っている。

また、教職員及び体育会の監督・コーチが連携するメンター制度を整備し、礼法指導を含め、学修面・生活面の両面から学生を支援する体制を構築している。これにより、本学の特色である「文武両道」を実質化し、体育会各部が中四国大会等で優勝するなど、顕著な成果を挙げている。

さらに、本学は将来構想として、グローバル人材の育成を目的とする「One IPU 構想」を推進している。本構想は、東京・岡山・ニュージーランドの各キャンパスを有機的に結び、オンライン授業の相互履修や単位互換を視野に入れ、将来的にはダブル・ディグリー・プログラムや国際的な教育ネットワークの構築を目指している。学生が国境を越えて学ぶ環境を整備することで、世界を舞台とした学びを実現し、国際社会で活躍できる人材の育成を図っている。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

1-1. 「学校法人創志学園」及び「環太平洋大学」の沿革

<学校法人創志学園の沿革・年表>

昭和 15（1940）年 4 月	宇和島市笹町に大和女子学園・大和女子専門学校を創立。
昭和 24（1949）年 7 月	学校法人大和女子学園設立認可。
昭和 36（1961）年 4 月	宇和島栄養学校・宇和島保育学校設立認可。
昭和 41（1966）年 1 月	愛媛女子短期大学設置認可。食物栄養科（定員 200 人）・保育科（定員 100 人）設置。
昭和 42（1967）年 1 月	愛媛女子短期大学附属幼稚園設置認可。
昭和 58（1983）年 10 月	学校法人大和女子学園から愛媛女子学園に法人名称変更。
平成 6（1994）年 5 月	大橋博が学校法人愛媛女子学園第 4 代理事長に就任し、国際教育・実社会教育・個性教育を教育の理念とする。
平成 12（2000）年 12 月	愛媛女子短期大学留学生別科設置。
平成 13（2001）年 3 月	学校法人国際情報学園を吸収合併。クラーク記念国際高等学校を併設（平成 4（1992）年 4 月開校）。
平成 13（2001）年 8 月	学校法人愛媛女子学園から学校法人創志学園に法人名称変更。
平成 14（2002）年 3 月	日本健康医療専門学校設置認可。

環太平洋大学

平成 15 (2003) 年 2 月	専門学校東京国際ビジネスカレッジ設置認可。
平成 16 (2004) 年 3 月	専門学校福岡国際ビジネスカレッジ設置認可。
平成 17 (2005) 年 3 月	専修学校クラーク高等学院天王寺校設置認可。
平成 17 (2005) 年 3 月	法人本部事務局を愛媛県宇和島市より神戸市中央区に移転。
平成 18 (2006) 年 4 月	愛媛女子短期大学食物栄養科健康スポーツコースを健康スポーツ学科に改組 (定員 100 名)。
平成 18 (2006) 年 11 月	環太平洋大学設置認可。体育学部 (定員 400 人)・次世代教育学部 (定員 800 人)・次世代教育学部通信教育課程 (定員 2,000 人) 設置。
平成 19 (2007) 年 4 月	環太平洋大学開学。大橋博が初代学長に就任。
平成 21 (2009) 年 12 月	愛媛女子短期大学保育学科を子ども学科に学科名称変更。
平成 22 (2010) 年 2 月	ベル学園高等学校の設置者変更認可、学科改組により全日制課程普通科を設置 (定員 170 人)。
平成 22 (2010) 年 4 月	ベル学園高等学校から創志学園高等学校に校名変更。 環太平洋大学学長に梶田叡一第 2 代学長が就任。
平成 23 (2011) 年 4 月	環太平洋大学 東京・大阪グローバルスタディセンター (留学生別科) 設置 (定員 200 人)。
平成 24 (2012) 年 4 月	環太平洋大学次世代教育学部国際教育学科 (定員 400 人)、体育学部健康科学科 (定員 240 人) 設置。体育学科定員変更 (400 人→560 人)。学級経営学科を教育経営学科 (400 人→480 名) に、幼児教育学科をこども発達学科 (400 名→320 人) に名称変更及び定員変更。学級経営学科 (通信) を教育経営学科 (通信) に名称変更。 環太平洋大学学長に中原忠男第 3 代学長が就任。 愛媛女子短期大学を環太平洋大学短期大学部に名称変更。 専門学校福岡国際ビジネスカレッジを専門学校東京国際ビジネスカレッジ福岡校に校名変更。
平成 25 (2013) 年 4 月	環太平洋大学短期大学部健康スポーツ学科を廃止。専門学校東京国際ビジネスカレッジにキャリアアップ専攻科を設置。
平成 26 (2014) 年 4 月	環太平洋大学・神戸グローバルスタディセンター (留学生別科) 開設 (定員 50 名)。
平成 26 (2014) 年 4 月	専修学校クラーク高等学院大阪梅田校及び名古屋校を設置認可。
平成 27 (2015) 年 4 月	環太平洋大学体育学部体育学科の収容定員増 (560 人→800 人)。
平成 27 (2015) 年 8 月	東京経営短期大学の設置者変更認可。
平成 28 (2016) 年 4 月	環太平洋大学学長に大橋節子第 4 代学長が就任。 環太平洋大学次世代教育学部国際教育学科募集停止。 環太平洋大学教育経営学科 (通信) 収容定員減 (1,320 人→1,000 人)。 環太平洋大学経営学部現代経営学科 (定員 900 人) を設置。
平成 29 (2017) 年 4 月	東京経営短期大学こども教育学科 (定員 120 人) を設置。

平成 30（2018）年 4 月	環太平洋大学体育学部体育学科の収容定員増（800 人→1,200 人）。
令和 3（2021）年 2 月	環太平洋大学経営学部の名称変更届出。
令和 3（2021）年 8 月	環太平洋大学経営学部の定員変更認可。
令和 4（2022）年 4 月	環太平洋大学経営学部を経済経営学部に変更及び収容定員増（900 人→1,100 人）。
令和 5（2023）年 4 月	増田哲也が第 2 代理事長に就任。
令和 6（2024）年 4 月	環太平洋大学体育学部競技スポーツ科学科（定員 100 人）を設置。
令和 7（2025）年 4 月	環太平洋大学国際経済経営学部国際経済経営学科（定員 150 人）を設置。 大学院スポーツ科学研究科（入学定員 8 人、収容定員 16 人）を設置。

1-2. 「環太平洋大学」の名称の由来と沿革

国境を越えた教育の国際化は、もはや避けて通れない世界的課題である。各国の教育制度は歴史的・文化的背景に基づく特長を有しており、それらの長所を相互に活かしながら、国際的に通用する人材を育成することは極めて重要である。

本学設置の背景には、「International Pacific University 構想」がある。本構想は昭和 62（1987）年に提唱され、平成元（1989）年にはハワイ・ホノルルにおいてカリキュラム委員会が開催された。環太平洋圏の大学・教育機関の識者が集い、国境を越えた教育ネットワークの構築と、国際的教育機会の提供の重要性が確認された。あわせて、人種や国境を越えた「地球市民」の育成を理念として掲げた。

この理念のもと、学生・教員交流や海外インターンシップ、単位互換を含む大学間連携の推進が目標とされ、その先駆けとして平成 2（1990）年にニュージーランドに「International Pacific College（IPC、現 IPU New Zealand）」が設立された。

さらに本学の開学により、本構想は新たな段階へと進展した。環太平洋地域における大学間ネットワークを強化し、教育研究の相互交流を通じて、国際的視野に立脚した教育の実現を目指している。

こうした連携の方向性を明確にするため、本学は「環太平洋大学（International Pacific University）」の名称を採用している。

2. 本学の現況

・大学名

環太平洋大学 (International Pacific University) 通称：IPU

ロゴタイプ



・所在地

校地（キャンパスの名称）	所在地
第一キャンパス	岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺 721 番地
第二キャンパス	岡山県岡山市東区矢津 2050 番地 13
岡山駅前グローバルキャンパス	岡山県岡山市北区下石井 2-2-1
東京キャンパス	千葉県市川市二俣 625-1

※ 第一キャンパスに、環太平洋大学附属鍼灸整骨院（岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺 721 番地）を置く。

※ 横浜市に環太平洋大学附属国際科学・教育研究所（横浜市中区桜木町 1-1-7 TOC みなとみらい 16 階）を置く。

・大学院構成 ※ 1 研究科 1 専攻体制

（令和 7 年 5 月 1 日現在）

区分	大学院（修士課程）
研究科・専攻	スポーツ科学研究科・スポーツ科学専攻
入学定員	8 人
収容定員	16 人

図 0-1 三つのキャンパス



環太平洋大学

・学部構成 ※ 4学部7学科体制

《通学課程》

(令和7年5月1日現在)

学部	学 科	入 学 定 員								収容 定員
		令和 7 年度		令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度		
		1 年 入学	3 年 編入学	1 年 入学	3 年 編入学	1 年 入学	3 年 編入学	1 年 入学	3 年 編入学	
体育学部	体育学科	200 人	－	200 人	－	300 人	－	300 人	－	1,000 人
	健康科学科	60 人	－	60 人	－	60 人	－	60 人	－	240 人
	競技スポーツ科学科	100 人	－	100 人	－	－	－	－	－	200 人
次世代 教育学部	こども発達学科	80 人	－	80 人	－	80 人	－	80 人	－	320 人
	教育経営学科	120 人	－	120 人	－	120 人	－	120 人	－	480 人
	（小学校教育専攻）	100 人	－	100 人	－	100 人	－	100 人	－	400 人
	（中高英語教育専攻）	20 人	－	20 人	－	20 人	－	20 人	－	80 人
経済経営学部	現代経営学科	250 人	50 人	250 人	50 人	250 人	50 人	250 人	50 人	1,050 人
国際経済経営学部	国際経済経営学科	150 人	－	－	－	－	－	－	－	150 人
通学課程 合計		960 人	50 人	810 人	50 人	810 人	50 人	810 人	50 人	3,440 人

環太平洋大学

《通信教育課程》

(令和7年5月1日現在)

学部	学 科	定 員								収容 定員
		令和 7 年度		令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度		
		1 年 入学	3 年 編入学	1 年 入学	3 年 編入学	1 年 入学	3 年 編入学	1 年 入学	3 年 編入学	
次世代教育学部	教育経営学科									
	通信教育課程									
	（初等教育専攻）	20 人	150 人	20 人	150 人	20 人	150 人	20 人	150 人	380 人
	（中高英語教育専攻）	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	120 人
	（中高数学教育専攻）	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	120 人
	（看護教育専攻）	20 人	150 人	20 人	150 人	20 人	150 人	20 人	150 人	380 人
合 計		80 人	340 人	80 人	340 人	80 人	340 人	80 人	340 人	1,000 人

※ 通信教育課程における2年次編入については、毎年若干名の定員を設けている。

※平成25年度より、次世代教育学部教育経営学科〔通信教育課程〕の定員を変更（入学定員：300人→160人、編入学定員：400人→680人）。

※平成28年度より、次世代教育学部教育経営学科〔通信教育課程〕の1年次における入学定員の変更（160人→80人）。

※令和4年度より、経済経営学部現代経営学科の1年次における入学定員の変更（200人→250人）。

・学生数、教員数、職員数

〔1〕学生数

《通学課程》

(令和7年5月1日現在)

学部	学 科	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	在籍 学生数	在籍学生数の内訳（単位：人）			
						1年次	2年次	3年次	4年次
体育 学部	体育学科	200	—	1,000	1,028	216	206	283	323
	健康科学科	60	—	240	241	65	61	50	65
	競技スポーツ科学科	100	—	200	234	116	118	—	—
次世代 教育学部	こども発達学科	80	—	320	198	53	44	41	60
	教育経営学科	120	—	480	401	82	100	117	102
経済経営 学部	現代経営学科	250	50	1,050	623	149	134	188	152
国際経済 経営学部	国際経済経営学科	150	—	150	153	153	—	—	—
合 計		960	50	3,440	2,878	834	663	679	702

《通信教育課程》

(令和7年5月1日現在)

学部	学 科 (課程、専攻)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	在籍 学生数	在籍学生数の内訳 (単位：人)			
						1年次	2年次	3年次	4年次
次世代 教育 学部	教育経営学科 〔通信教育課程〕								
	初等教育専攻	20	150	380	311	11	10	111	179
	中高英語教育専攻	20	20	120	322	6	6	110	200
	中高数学教育専攻	20	20	120	251	8	9	22	212
	看護教育専攻	20	150	380	172	1	1	55	115
合計 (正科生)		80	340	1,000	1,056	26	26	298	706
科目等履修生		—	—	—	144	—	—	—	—
合 計		—	—	—	1,200	—	—	—	—

〔2〕 教員数

(令和7年5月1日現在)

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	助手	合 計
体育学部	体育学科	8	1	10	2	0	21
	健康科学科	5	1	6	0	0	12
	競技スポーツ科学科	4	2	5	1	0	12
次世代 教育学部	こども発達学科	5	3	4	2	0	14
	教育経営学科	25	12	8	2	0	47
	教育経営学科 〔通信教育課程〕	0 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (5)
経済経営 学部	現代経営学科	10	5	8	4	0	27
国際経済 経営学部	国際経済経営学科	10	3	5	2	0	20
合 計		67(4)	27(1)	46(0)	13(0)	0(0)	153(5)

注：()は通信教育課程の専任教員数の内数。

専任教員 153 人 (うち通信教育課程 5 人)

兼任講師 49 人

合計 202 人 (うち通信教育課程 5 人)

※大学院担当教員は、学部所属教員の兼担を含む。

〔3〕 職員数

(令和7年5月1日現在)

事務職員	専任	嘱託	パート・非常勤	派遣	合 計
人数	114 人	0 人	15 人	2 人	131 人

※「パート・非常勤」には、アルバイトを含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

本学の使命・目的は、環太平洋大学学則第 1 条に定めている。【資料 F-3】

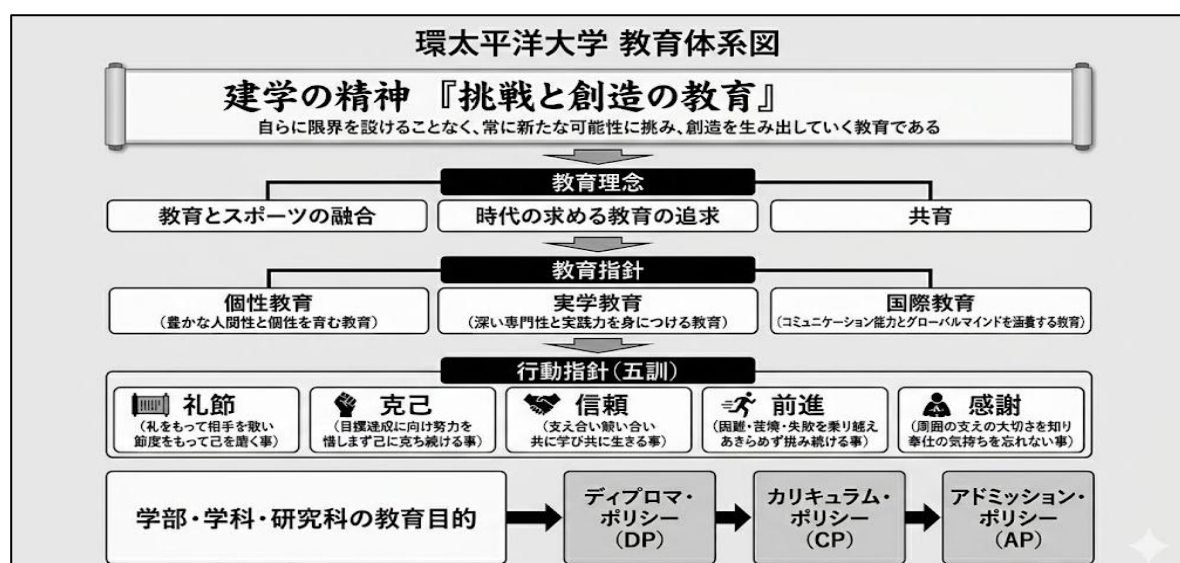
第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、教育とスポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次代を担う国際人となり得る人材を輩出することで社会に貢献することを目的とする。

なお、本学の建学の精神、教育の理念、教育指針、行動指針と三つのポリシーの関係は図 1-1-1 のとおりである。

(図 1-1-1) 建学の精神、教育の理念、教育指針、行動指針、三つのポリシー

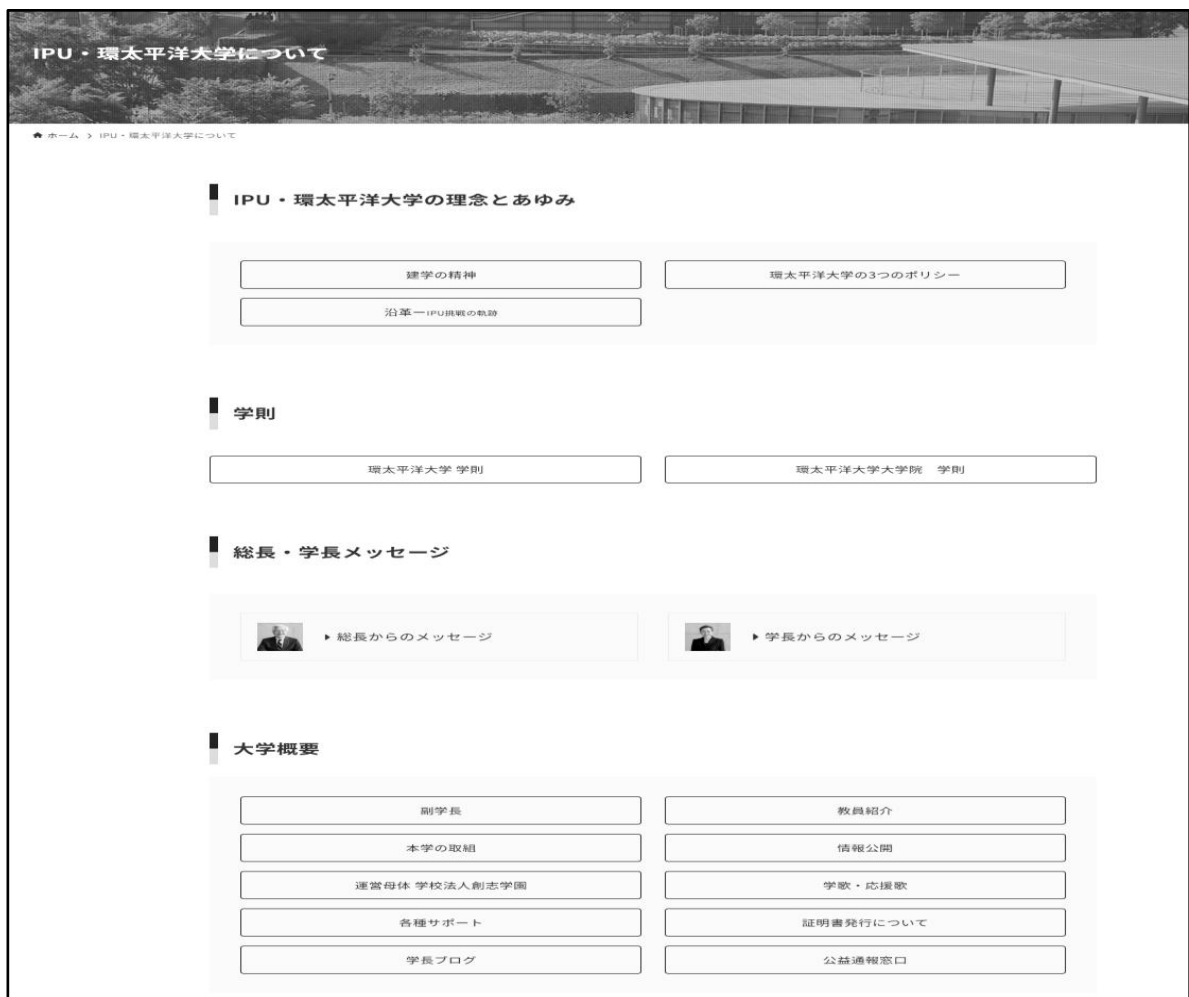


学生への周知においては、建学の精神、教育の理念、教育指針、行動指針を「学生便覧」に掲載し、入学前研修、新学年オリエンテーション、卒業必修科目（1年次フレッシュマンセミナー、2年次キャリアディベロップメント、3年次キャリアデザイン、ゼミナール）、学期末集会等において、担当教員や監督・コーチがそれぞれの場面に応じて、具体的に説明している。

保護者への周知については、毎年定期的に行われている「保護者会」において、学業・進路相談の実施とともに、本学の方針について理解を求めている。令和7（2025）年度は、在籍生の保護者の90%以上に対し、対面、電話及びオンラインにより説明・相談の機会を設けた。この活動は教育の理念③「教育する者も教育される者も共に成長しながら教える（共育）」を具現するうえで重要な役割を担っている。【1-1-1】

学外への周知に際しては、創設者の経営理念・教育方針や大学の使命・目的に関する大学ホームページの『本学の取組』、情報公表ページ（内部質保証や学生支援等に関する情報）及び新着記事、SNSを活用している。【1-1-1】【1-1-a】大学ホームページでは250件の新着記事を掲載し、プレスリリース等を含め年間約300件の情報を発信した。【1-1-b】設置1年目の東京キャンパス（国際経済経営学部）及び大学院についても、大学ホームページ等を通じて同様に情報を公表している。

（図 1-1-2）大学ホームページ（IPU・環太平洋大学について）



1-1-② 中期的な計画への反映

大学の使命・目的を達成するための計画・目標は、『環太平洋大学 中期計画書』（令和 7 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで）において、三つの重点項目（学生確保・教育開発・環境整備）を柱としている。【資料 F-9】

上記の重点項目を具体的に推進するため、9 つの中項目（内部質保証と自己点検・評価、教育の質保証と教学マネジメント、学生参画による大学構想改革、学生支援・学生生活の充実、研究活動の推進、学生確保、地域連携・社会貢献、国際交流を通じた多様性ある学びの創出、大学運営・組織体制・環境整備）を設定している。これらは、教育・研究・学生支援の質を高めるとともに、東京キャンパスや大学院を含む各部署が事業計画・報告を行う上での指標となっている。

さらに、本学では中期計画の進捗を客観的に把握するため、定員充足、GPA、卒業研究成果物、非認知能力、学生調査、就職実績及び科研費・外部資金の 7 項目を全学共通 KPI（重要業績評価指標）として設定し、各部局における事業計画・事業報告及び IR 分析の基礎指標として活用している（図 1-1-3）。

（図 1-1-3）IPU・環太平洋大学の KPI

IPU・環太平洋大学 重要業績評価指標(KPI) 一覧	
評価指標 (KPI項目)	評価の詳細・測定内容
 定員充足状況	●志願者数 ●受験者数 ●入学者数
 学業成績 (GPA)	●学科別平均点 ●学修成果リスク分析
 卒業研究等の成果物	●卒業論文等の評価基準達成状況
 非認知能力	●協調性・創造性・課題解決力の測定
 学生調査	●学修満足度・成長実感の調査結果
 就職・進路実績	●実質就職率・教職・公務員・主要企業実数
 外部資金・科研費等 獲得状況	●獲得件数、獲得金額の目標達成度

中期計画では、内部質保証と教学マネジメントを基盤に、学生支援、研究、学生確保、地域連携、国際交流及び組織・環境整備を相互に関連づけて推進することとしている。各部局はこの中期計画を踏まえて事業計画・事業報告を作成し、進捗及び成果を確認している。各部局から提出された事業計画及び事業報告は、所管する会議等において進捗状況及び課題を確認している。大学評価・IR 室では、全学の事業計画及び事業報告を横断的に確認・分析し、全学的な課題を整理している。その結果は、必要に応じて内部質保証推進委員会及び教育経営会議における改善の検討資料として活用し、各部局による次年度の事業計画及び改善方策の策定につなげている。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

大学院及び 4 学部 7 学科では、それぞれの人材養成上の目的及び教育研究上の目的に基づき、ディプロマ・ポリシー (DP) を定めている。さらに、その達成に向けた教育課程の編成・実施方針としてカリキュラム・ポリシー (CP) を、これらの方針に沿った入学者受

入れの方針としてアドミッション・ポリシー（AP）を策定している。学士課程と修士課程の三つのポリシーについても、教育の連続性を踏まえて整合を図っている。

（表 1-1-4）学士課程及び修士課程におけるディプロマ・ポリシー

建学の精神	教育指針	ディプロマ・ポリシー
挑戦と創造 の教育	個性教育 ※非認知能力	DP1 他者と関わり、感情を調整し、目標を達成できる。
	実学教育 ※社会貢献、成長実感	DP2 専門分野における知識・技能を獲得できる。 DP3 修得した知識・技能を活用し、課題解決を図ることができる。 DP4 地域社会や産業界の課題を見出し、協働を通して社会変革に参画することができる。
	国際教育 ※グローバルマインド	DP5 異なる社会・文化・言語を深く理解し、地球市民として広く交流できる。

<修士課程のディプロマ・ポリシー>

- DP1 スポーツ科学領域における明確な問題意識を起点とし、国内外の先行研究や最新の科学的知見・データを主体的に収集・分析できる高度な研究遂行能力を修得している。さらに、研究倫理・コンプライアンスを厳格に遵守し、自らの研究プロセスを客観的に管理する力を有している。
- DP2 人間の身体・運動メカニズム、あるいはスポーツの文化的・教育的・社会的価値に関する深い洞察力を持ち、スポーツ現場や地域社会が抱える複雑な諸課題（部活動地域移行やスポーツによる地方創生・まちづくり等）に対して、学術的独創性・科学的根拠に立脚した論理的解決策を自ら導き出し、発信できる力を修得している。
- DP3 スポーツの現場（学校教育、競技スポーツ、地域スポーツ等）における高度なコーチング理論や実践的技能、データサイエンス知見を修得し、それらを自らの修士論文または特定課題研究として体系的に結実させている。また、高度専門職業人として、教育現場や産業界等の多様なステークホルダーの中でリーダーシップを発揮し、実践変革を牽引する意志と能力を有している。

本学では、建学の精神として「挑戦と創造の教育」を、教育指針として「個性教育」「実学教育」「国際教育」を掲げている。学士課程では、これらを基盤として、非認知能力、専門的知識・技能、課題解決能力、協働性及びグローバルマインドを育成することを目的としている。学部のディプロマ・ポリシーでは、DP1 において主体性や感情調整力などの非認知能力を、DP2・DP3 において専門的知識・技能と課題解決能力を、DP4 において協働性・社会参画力を、DP5 において国際的視野とグローバルマインドを育成することを定めている。

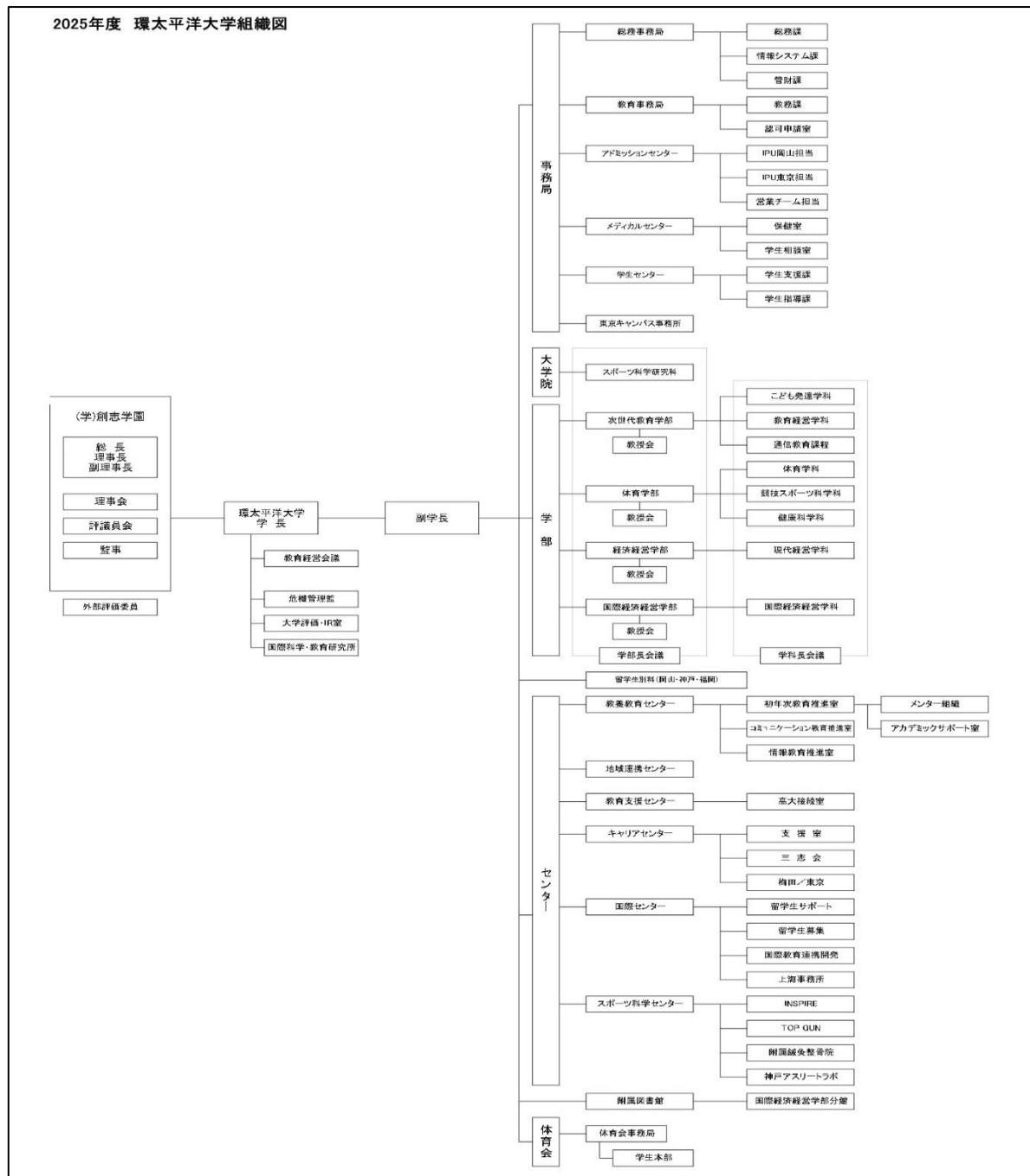
大学院では、これら学士課程で培われた資質・能力を基盤として、スポーツ科学に関す

る高度専門的知識及び研究能力を深化・発展させることを人材育成の目的としている。学部 DP2・DP3 で育成する専門知識と課題解決能力は、大学院 DP1・DP2 における高度専門的知識、論理的的分析力及び実践的課題解決能力へと接続している。また、学部 DP1・DP4・DP5 で育成する主体性、協働性、社会参画意識及び国際的視野は、大学院 DP3 における倫理観、責任感、リーダーシップ及び未来社会への貢献意識へと発展的に接続している。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

図 1-1-5 (【資料 F-6】) は令和 7 (2025) 年度の本学の教育研究組織全体を示したものである。

(図 1-1-5) 令和 7 (2025) 年度 環太平洋大学組織図



経済経営学部は1学部1学科体制とし、現代経営学科において企業人、起業家及び地域創生人材の育成を行っている。国際経済経営学部は、国際経済経営学科（令和7（2025）年設置）の1学部1学科体制とし、ビジネスデザイン、DX（Digital Transformation）及び観光分野で活躍する人材の育成を行っている。両学科は、カリキュラム・マネジメントを含む多角的な連携を図っている。次世代教育学部は、こども発達学科及び教育経営学科の2学科で構成され、こども発達学科では幼児教育人材を、教育経営学科では初等・中等教育及び教育関連分野で活躍する人材を育成している。体育学部は、体育学科、健康科学科及び競技スポーツ科学科の3学科で構成され、体育学科では教員、公務員及び企業人を、健康科学科では柔道整復師を、競技スポーツ科学科（令和6（2024）年設置）ではアスリート及びスポーツサイエンティストを育成している。加えて、大学院では、スポーツ科学に関する高度な専門性を備えた人材の育成を行っている。

教育及び学生支援の体制として、4学部7学科には教育課程の実施に必要な専任教員を配置し、監督・コーチ等とも連携して教育・学生支援を行っている。留学支援は国際センターが担い、ニュージーランド交換留学制度（5か月又は1年間）のほか、他国での研修制度及び事前教育を運営している。多数在籍する外国人留学生については、学科と国際センターが連携し、受入れ・派遣、学修及び生活に関する支援を行っている。また、研究機能を担う組織として国際科学・教育研究所及びスポーツ科学センターを置くとともに、学生センター、キャリアセンター、アドミッションセンター等を設置し、学生の学修、生活、進路及び入学に関する支援を行っている。

意思決定及び内部質保証の体制としては、教育経営会議、内部質保証推進委員会、教授会、研究科委員会、各種委員会及び事務局が、それぞれの規程に基づく役割を担っている。組織運営の高度化を図るため、学監、危機管理監及び大学評価・IR室（以下「IR室」）を設置している。令和7（2025）年度の大学院及び国際経済経営学部の設置に伴って、教学組織、各センター、委員会及び事務局等の多様な部局が連携し、東京・岡山間の情報共有及び組織間連携を図る会議を開催している。

《全学に関わる会議》

- 教育経営会議：大学の教学運営に関する全学的な方針、改善の方向性やその他の重要事項について協議し、必要な調整を行う会議体であり、学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、事務局長、その他学長が指名する者で構成されている。
- 内部質保証推進委員会：大学運営の質を保証し、PDCAを機能させるための会議体であり、事務局長、部長、次長、課長、IR室員等で構成されている。

《学部・学科に関する会議》

- 学部教授会：教育研究に関する重要事項について審議し、学長に意見を述べる会議体であり、構成メンバーは学部の教授、准教授等である。
- 学科会議：学科の運営に関することを確認、協議、調整する会議体である。

本学では、図1-1-5に示す組織のほか、各種会議・委員会が、それぞれの所掌に基づき、大学運営及び教育研究に関わる事項について審議、協議又は検討を行っている。全学の経

営・運営・教育等の基本方針や、大学の教学に関する重要事項を審議する会として教育経営会議を、その他に内部質保証推進委員会や教授会等を設置している。【1-1-2】【1-1-c】【1-1-d】

1-1-⑤ 変化への対応

平成 19（2007）年に 2 学部 3 学科体制で開学した本学は、初期段階において高い進路決定率を達成するなど教育成果を着実に積み重ねてきた。その後、社会的要請や中期計画に基づき、各学部・学科の新設や収容定員の拡充を段階的に進め、教育研究体制の充実を図ってきた。

近年は、社会構造や産業構造の変化に対応するため、教育組織の再編と機能強化を一層推進している。令和 6（2024）年には、体育学部競技スポーツ科学科を設置し、高度化するスポーツ科学分野への対応と、アスリート及びスポーツサイエンティストの育成を図った。あわせて、大学院の設置準備を進め、令和 7（2025）年度に設置した。さらに、令和 7（2025）年には、DX 人材の育成を目的として国際経済経営学部を新設し、4 学部 7 学科体制へ移行した。

本学は、地域の教育課題に対して、学生主体の実践的な地域連携活動を通じて対応している。基礎学力の定着支援については、「IPU 学習サークル」を設置し、教員を志望する学生が、小学 1 年生から中学 2 年生までの学習指導を行っている。所属学生は、学習サークルの運営に必要な教務、総務、人事研修、経理、企画・広報等の役割を担い、実践的指導力及び組織運営力を身に付けている。【1-1-e】不登校又は別室登校の児童生徒に対しては、学生主体のフリースクール「IPU ブリッジ」を設置し、居場所づくり、学習支援及び地域体験活動を通じた社会的自立支援を行っている。「IPU ブリッジ」は学生組織「アワーユニバース」が運営し、岡山県、岡山市及び倉敷市との連携事業を実施している。【1-1-f】これらの取組を通じて、地域社会の課題解決に貢献するとともに、学生の主体性及び実践力の育成を図っている。

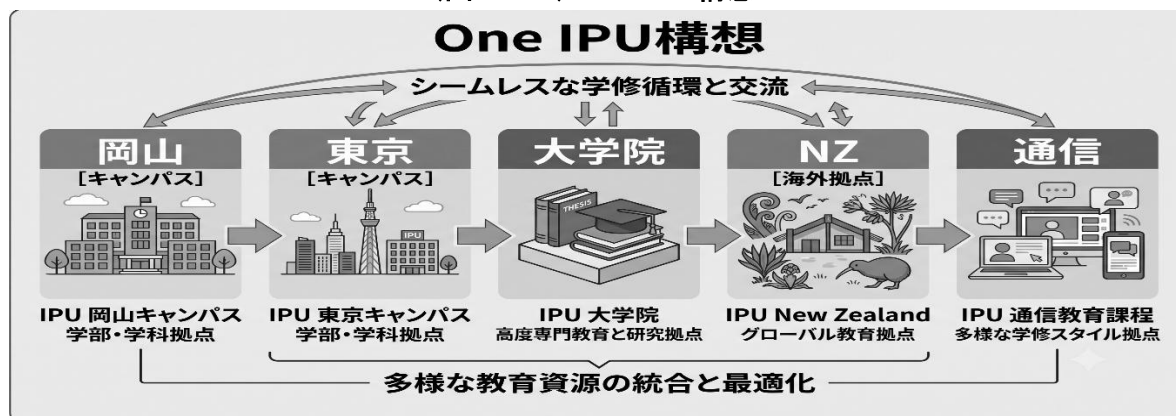
令和 8（2026）年度には、生涯教育の充実を目的として、通信教育課程に保健体育教員コース及び現代経営学科を設置する計画である。また、地域における子育て支援及び待機児童問題への対応として、放課後児童クラブ「IPU 児童クラブ」を開設し、大学施設及び教育資源を活用した多様な体験活動を提供する予定である。【1-1-g】

さらに、教育理念の一つである「教育とスポーツの融合」を発展させる取組として、令和 8（2026）年度に嘉納治五郎記念スポーツイノベーションセンターを設立し、スポーツを通じた人間形成、社会貢献及び国際交流を推進するとともに、教育、研究及び競技の融合を図る予定である。【1-1-h】

国際化への対応については、東京・岡山・ニュージーランドを結ぶ「One IPU 構想」のもと、キャンパス間の連携強化及び国際的な学修機会の拡充を通じて、「世界を舞台とする学び」の実現を目指している（図 1-1-5）。IPU New Zealand 及び国内外の大学との連携・共同研究、国際的視野を育成する教育プログラムの展開を進めるとともに、世界大会で活躍する卒業生との連携を通じ、国際社会で活躍できる実践的人材の育成を図っている。また、アフリカ地域との国際交流及び教育支援活動にも取り組んでいる。大阪・関西万博「アフリカ・デー」における学長講演及び奨学金制度の発表、教員・外国人留学生による研究・

地域交流活動を通じて、国際理解教育及び社会貢献を推進している。加えて、アジア・アフリカ地域からの外国人留学生の受入れを通じ、学内外の国際化に寄与している。【1-1-i】

(図 1-1-6) One IPU 構想



【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組、特色ある取組

本学では、建学の精神、教育理念、教育指針及び行動指針を踏まえて三つのポリシーを策定し、各学部・学科の再編を通じて教育研究組織との整合性を確保している。

学内への周知については、学生便覧への掲載、新学年オリエンテーション、学年末集会等を通じて行っている。新学年オリエンテーション及び学期末集会では高い参加率を確保している。保護者会では、在籍生の保護者の 90%以上に対して、対面、電話又はオンラインによる説明・相談の機会を設けている。また、立哨等を通じた礼法指導に取り組み、学生の礼儀作法については学外からも評価を得ている。

学外への周知については、大学ホームページの「本学の取組」において、中期計画、学生支援方針、カリキュラム及び教員リフレクション等を公開している。さらに、教育活動及び学生の成果を発信するため、教学組織、事務局及び各センターの協力のもと、大学ホームページ及びプレスリリースで年間約 300 件の記事を公開している。また、社会環境の変化を踏まえ、競技スポーツ科学科、国際経済経営学部及び大学院の設置等を通じて、教育組織及び人材育成の充実を図っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

建学の精神及び使命・目的については、学生便覧、大学ホームページ及び各種行事を通じて周知を図っているが、学生、保護者及び教職員への理解・浸透状況を継続的かつ客観的に把握する仕組みは十分とはいえない。

また、近年の各学部・学科及び大学院の新設・再編に伴い、教育課程及び学生支援体制と、建学の精神、使命・目的及び三つのポリシーとの整合性を継続的に検証する必要がある。加えて、東京キャンパス、大学院及び通信教育課程を含む各教育組織において、情報の公表及び周知の内容・時期に差が生じないように、全学的な確認体制を整えることが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組予定

建学の精神及び使命・目的の理解・浸透状況については、学生調査、保護者会、教職員研修及び各種アンケート等を活用して把握し、周知方法及び内容の改善に活用する。各学部・学科、大学院、東京キャンパス及び通信教育課程の設置・再編後の教育活動については、所管する会議等において、使命・目的及び三つのポリシーとの整合性を確認する。

大学評価・IR 室では、各部局の事業計画及び事業報告を横断的に確認・分析し、全学的な課題を整理する。その結果は、必要に応じて内部質保証推進委員会及び教育経営会議における改善の検討資料として活用し、各部局の次年度の事業計画及び改善方策につなげる。

情報公表については、公表項目、更新時期及び確認手順を全学で共有し、IR 室が関係部署と連携して更新状況を確認する。

以上のとおり、本学は、建学の精神及び使命・目的を学則に明確に定め、三つのポリシー、教育研究組織、教育活動及び学生支援体制に反映している。また、学内外への周知と社会的要請に応じた教育組織・教育内容の見直しを継続している。よって、本学は基準 1「使命・目的」を満たしていると判断する。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、学則において、建学の精神「挑戦と創造の教育」のもと、教育とスポーツの両面を通じて健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成し、深い専門性と応用力を兼ね備えた国際人の育成を使命・目的としている。この使命・目的の達成に向け、学則第 2 条において、教育研究活動の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することを定めている。【資料 F-3】

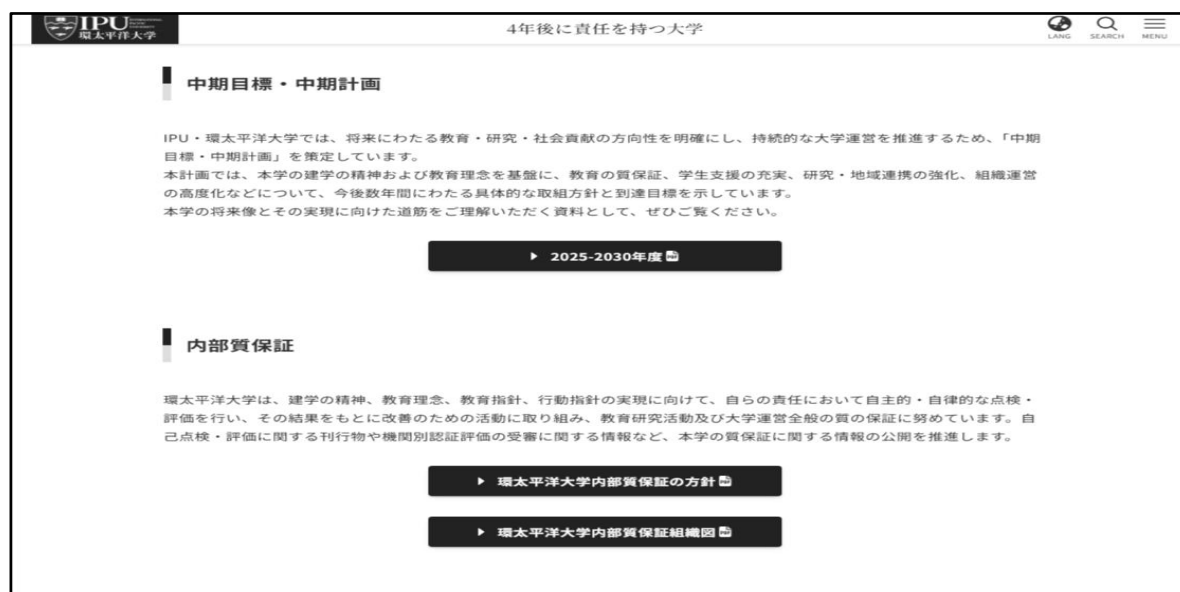
第 1 章 総則

（自己評価等）

第 2 条 本学は、その教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目設定、実施体制等については別に定める。

（図 2-1-1）大学ホームページ（中期計画・内部質保証）

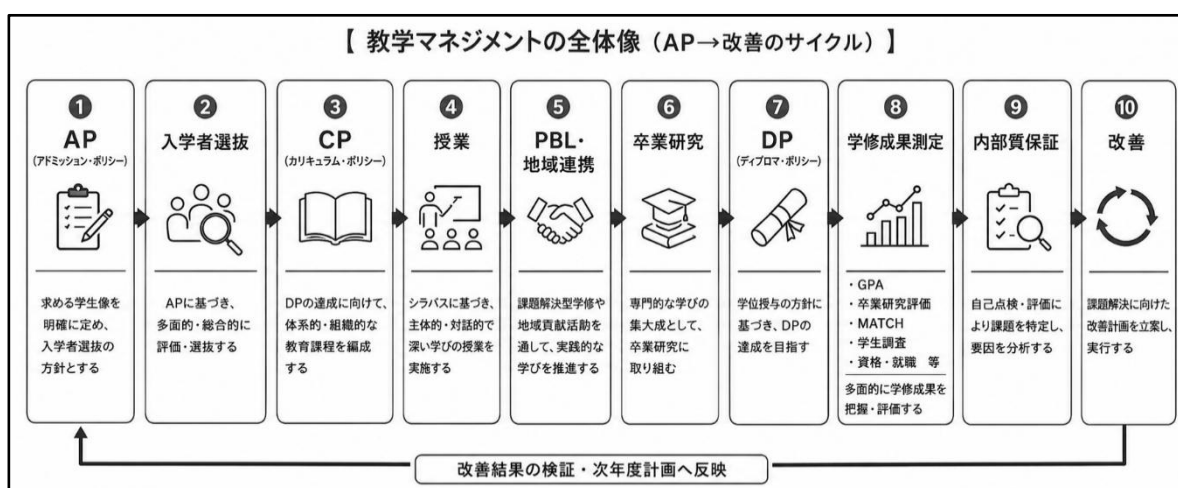


本学は、学長の適切なリーダーシップのもと、教育経営会議を全学的な教学上の意思決定の場とし、内部質保証推進委員会が自己点検・評価及び改善状況の確認を担い、IR 室が必要なデータの収集・分析及び改善支援を行う体制を整備している。

開学以降、令和 5（2023）年度までの自己点検評価委員会（当時の名称）に関する規程

に基づき、自己点検・評価を通じた教育水準の向上と継続的改善の推進を図ってきた。自己点検評価委員会（令和 5（2023）年度まで）は、委員長、学部長、学科長、事務局長等で構成され、開学以来、大学の使命・目的に即した自己点検・評価を継続的に実施してきた。自己点検評価の結果は学長に報告され、学長の諮問機関である教育経営会議において審議・決定することで、大学運営との接続が図られてきた。令和 7（2025）年度の大学院及び東京キャンパスの開設等による組織の拡大を踏まえ、拡大する組織間の連携を緊密化し、自己点検・評価及び改善のサイクルを推進する「内部質保証」の機能強化を図ることとした。この課題認識のもと、令和 6（2024）年、内部質保証推進委員会と IR 室の体制を整備した。組織の体制強化を図るために、「内部質保証の方針」として、「基本的な考え方・方針」「組織体制・責任・役割」「手続きと運用」を定めるとともに、内部質保証の実効性を高める観点から、令和 6（2024）年度に、自己点検評価委員会を内部質保証推進委員会に統合し、IR 室との協働のもとで、点検・評価と改善の意思決定を一体化した推進体制に再編した。【2-1-1】【2-1-2】【2-1-3】

（図 2-1-2）教学マネジメントの全体像



2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、各部局が事業計画、事業報告及び関連データに基づき自己点検を行っている。IR 室は、学生調査、GPA、退学・休学・留年、就職状況、資格取得状況及び学修成果等のデータを整理・分析し、その結果を関係部局と共有している。内部質保証推進委員会は、これらの自己点検・評価及び分析結果を踏まえ、全学的課題及び改善状況を確認している。

教育経営会議は、必要な改善方策を審議し、各部局はその結果を次年度の事業計画及び教育改善に反映している。改善状況は翌年度に確認するとともに、自己点検・評価の結果を大学ホームページで公表している。

(図 2-2-1) 教職員ポータルサイト (学修成果の公開)



この内部質保証の取組は、4 学部 7 学科及び関係部署が共通フォーマットによる事業計画書・事業報告書を用いて実施する自己点検・評価を基盤としている。【資料 F-7】【資料 F-8】 IR 室が必要なデータの収集・分析を行い、内部質保証推進委員会が点検結果を確認することで、客観的根拠に基づく改善を推進している。【2-2-1】自己点検・評価の結果は、自己点検評価書として大学ホームページに公表している。【2-2-2】【2-2-3】【2-2-4】

(図 2-2-2) 大学ホームページ (自己点検・評価)



2-2-② IR (Institutional Research) 等を活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、IR 室を中心として関係部署と連携し、教育研究活動及び大学運営に関する各種データの収集・分析を体系的に実施している。【2-2-5】具体的には、学業成績 (GPA、単位修得状況等)、学生動向 (入学者数、退学率、進路決定率等)、学生調査結果、授業評価アンケート、教員リフレクションペーパーを継続的に収集し、各学部・学科別及び年度別の比較分析を行うとともに、内部質保証推進委員会をはじめとする各種会議、さらに教職員総会において共有を図り、教育課程の見直し、学生支援施策の改善、学生募集戦略の

検討等に活用されている。【2-2-a】【2-2-b】また、学修成果以外の学内の状況を示す IR データ（在籍者の出身地分布、ST 比、入寮率など）については、IR 室から関係各部署（学科、センター、委員会、事務局）に働きかけ、毎年、更新している。【2-2-c】

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための各学部・学科、研究科などと全学の PDCA の仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学生調査及び学生が参画する学生評価委員会における FD 活動（以下「学生 FD」という。）等を定期的 to 実施し、学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望を継続的に把握している。学生 FD は本学固有の取組であり、内部質保証組織図、内部質保証推進委員会規程及び FD・SD（Staff Development）実施推進委員会規程に位置付けている。【2-3-1】【2-3-2】【2-3-3】ここで得られた情報は学科会議において分析した後、内部質保証推進委員会等で共有されることで、全学的な課題として整理されている。把握された課題は、学修支援体制（キャリアセンター、教養教育センター）、学生生活支援（学生センター、保健室・学生相談室）、学修環境改善（教務委員会、FD 活動）等の事業計画書に反映され、組織横断的な連携のもとで改善が進められている。

令和 7（2025）年度の学生調査は令和 8（2026）年の 2 月に実施した。質問項目は、「授業・課程・生活満足」「学修時間」「非認知能力・成長実感」「IPU 推奨度」「要望」である。これらを全学・学年・学科ごとに集計し、その結果を学内グループウェア（Garoon）で共有するとともに、教職員総会でフィードバックを行った。

令和 7（2025）年度の学生 FD は、令和 8（2026）年 2 月に実施した。学生 FD では、学修成果の 3 レベル（全学、学位プログラム、授業）を軸として、議題に(1)ディプロマ・ポリシーの達成度（非認知能力、社会貢献、グローバルマインド）、(2)教育課程についての感想・要望（コース制度を含む）、(3)授業についての感想・要望、(4)学生生活全般を設定し、学科ごとに代表学生と教員の討論を行った。学生調査の結果や学生 FD で得られた要望については、令和 8（2026）年度の FD・SD 研修会のテーマとして継続審議する予定である。【2-3-a】

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学外関係者の意見・要望を把握する機会として、外部評価委員会を定期的 to 開催するとともに、教職員総会に外部評価委員を招聘し、大学の取組に対する意見聴取を行い、講評を依頼している。【2-3-4】【2-3-5】令和 8（2026）年の 2 月に実施した会では、本学と関わりの深い産業界の代表者を招聘し、本学の特色、学修成果及び将来構想（One

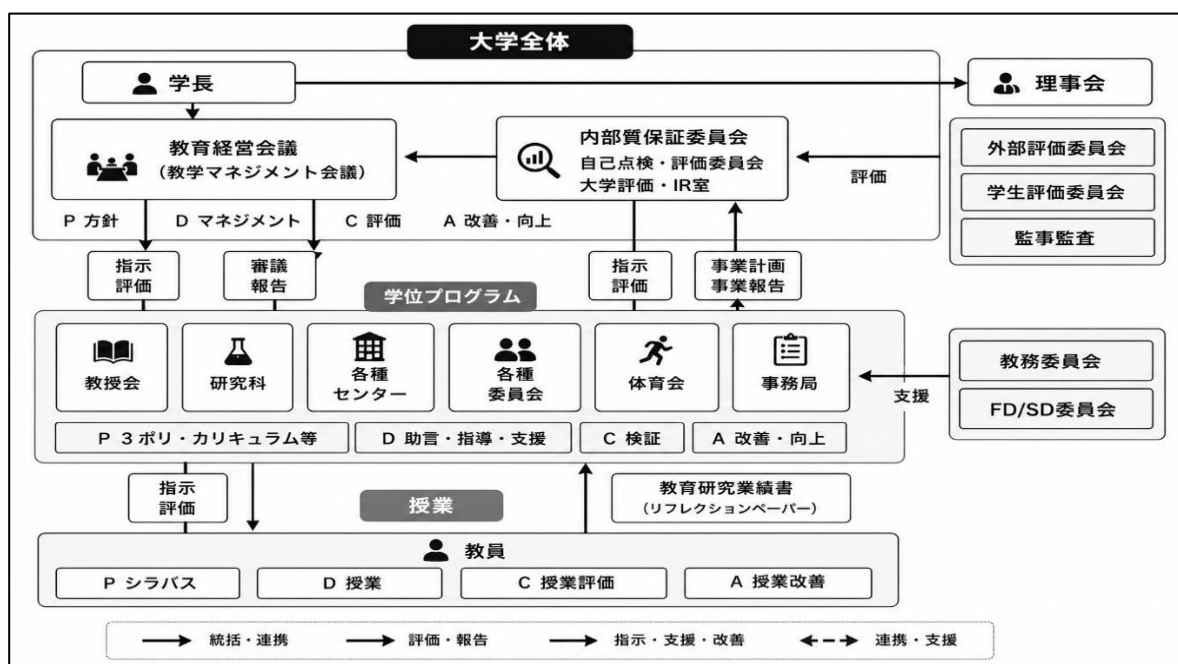
IPU 構想や東京キャンパスの展開等) について説明を行い、意見交換を実施した。【2-3-b】

【2-3-c】 評価委員からは、One IPU 構想への期待と方向性の明確化が述べられるとともに、岡山県外への人口流出の危惧について問題の共有が図られた。この場で交換された意見は、教育経営会議や内部質保証推進委員会等で共有され、中期計画との整合性や具体的施策への落とし込みや、高大接続や地域連携に関する取組の再整理のためのデータとして活用されている。【2-3-d】

2-3-③ 内部質保証のための各学部・学科、研究科などと全学の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、全学、学位プログラム及び授業の各レベルが連動する PDCA サイクルを構築し、内部質保証の実効性を確保している。図 2-3-3 は、本学の内部質保証サイクルを示したものである。

(図 2-3-1) PDCA のための組織図



全学レベルでは、学長の統括のもと、教育経営会議及び内部質保証推進委員会が中核となり、中期計画に基づく教育方針の策定（Plan）、事業計画に基づく実施（Do）、自己点検・評価（Check）、改善方策の決定・指示（Act）を一体的に運用している。内部質保証推進委員会は、各部局の事業報告、自己点検・評価及び IR 分析の結果をもとに全学的な課題を整理し、教育経営会議や教職員総会を通じて改善方策を共有している。また、外部評価委員会、学生評価委員会及び監事監査等の意見を取り入れ、多面的な検証を行っている。

【2-3-6】 【2-3-7】 【2-3-8】 【2-3-e】

学位プログラムレベルでは、4 学部 7 学科・研究科及び各種センター・委員会が、三つのポリシー及びカリキュラムに基づき教育活動を実施している。各部局は、事業計画・事業報告、学生調査、GPA、就職・進学状況、資格取得状況等を用いて教育成果を検証し、

その結果を内部質保証推進委員会と共有することで、教育内容、教育方法及び学修支援体制の改善につなげている。

授業レベルでは、各教員が、シラバス作成 (Plan)、授業実施 (Do)、授業評価・成績評価 (Check)、授業改善 (Act) のサイクルを実施している。授業評価アンケート、成績評価及び学修成果の達成状況を踏まえて授業内容や指導方法を見直し、その結果をリフレクションペーパーにまとめ、次年度のシラバス及び授業設計に反映している。また、改善状況については翌年度の自己点検・評価及び内部質保証推進委員会において検証し、PDCAが継続的に機能することを確認している。【2-3-f】

以上のように、各レベルの点検・評価結果を全学的な改善方策へ接続し、その改善状況を翌年度の自己点検・評価において確認することで、継続的な内部質保証を推進している。

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組、特色ある取組

本学では、学生調査・学生FD・外部評価委員会・IR分析を組み合わせた内部質保証体制が機能している。学生調査の結果、授業満足、課程満足、生活満足において、4学部7学科の平均値が88%を超えた。回答率は88.8%を維持しているため、本学の教育体制に関する満足度は全般的な傾向であると判断している。

学生FDの結果、多くの学科で、地域連携・実践活動・ゼミ活動・競技活動を通じた「実践的学び」が高く評価されている。特に、地域イベント参加、部活動指導、留学、企業・自治体との連携などは、学生の主体性やコミュニケーション能力向上につながっている。アクティブ・ラーニング型授業やプレゼンテーション、ビジネスコンテスト等については、「自分で考え、発表する機会」として教育効果が高いとの意見が多く見られた。少人数教育や教員との距離の近さ、キャリアセンターによる支援体制についても、多くの学生が肯定的に評価している。競技スポーツ科学科では、学生FDを通じた学生ミーティング（競スポサミット）が具体化しており、学生参画型FDの発展が見られた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生調査の結果、全体として満足度は高い水準にある一方で、競技スポーツ科学科（開設2年目）及び国際経済経営学科（開設1年目）では、授業・課程・生活満足度が80%を下回った。両学科は開設間もないことから、教育課程や学生支援体制の充実状況を含め、今後も継続的に状況を検証していく必要がある。自由記述では、生活困窮学生への奨学金制度、100分授業の運営、通学インフラ（バスの便数やJRとの接続）、情報提供の時期・方法（定期試験、新年度オリエンテーション等）について改善を求める意見が見られた。

学生FDの結果、多くの学科で、一部の「一方向型授業」への不満が見られ、実践性・双方向性・社会との接続が不足しているとの指摘が共通している。外国人留学生や他学科学生との交流機会が不足しており、グローバルマインドや多様性理解を深める機会が限定的である。学修内容と将来のキャリア・資格・実社会とのつながりが見えにくいという課題が複数の学科で指摘された。学習環境面では、休憩スペース不足、教室環境（空調・設備）、施設利用制限、駐車場、バス運行等への不満が多く見られた。教員数・支援体制・相

談体制について、人手不足や「相談しづらさ」を感じる学生が一定数存在している。

外部評価委員会の意見交換の際、少子化に伴う大学間競争の激化を踏まえた差別化の必要性、地域定着を意識した人材育成、大学間連携や行政との協働の重要性など、岡山県外への人口流出を防止する拠点としての期待が寄せられる一方で、One IPU 構想の実現への要望が出された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組予定

【教育・授業改善】

学生調査及び学生 FD の結果を踏まえ、アクティブ・ラーニング、地域連携、現場体験型授業等の実践的学修を充実させるとともに、授業アンケート及び FD 活動を通じて 100 分授業の検証と授業改善を継続する。また、外国人留学生や他学科学生との交流機会を拡充し、多文化理解及び協働力の育成を推進する。

【学生支援・学修環境の充実】

学生相談体制及び経済的支援制度の周知を強化するとともに、休憩スペースや自習環境等の学修環境の改善を段階的に進める。あわせて、通学環境や学年暦・試験日程等の情報提供についても、学生の意見を踏まえた改善を図る。

【内部質保証体制の充実】

学生 FD、学生調査及び IR 分析の結果を内部質保証推進委員会において継続的に検証し、教育改善へ反映する仕組みを強化する。また、東京・岡山・大学院及び各センター間の連携を一層推進し、「One IPU 構想」の実現に向けた全学的な教育改善を進める。

【地域連携・社会との接続の強化】

自治体、企業及び他大学との連携を拡充し、地域課題解決型学習や実践的な教育活動を推進することで、地域社会に貢献できる人材育成を一層充実させる。

本学は、内部質保証の方針に基づき、内部質保証推進委員会、教育経営会議及び IR 室を中心とする組織体制を整備している。各部局の自己点検・評価、学生調査その他の IR データ、学生及び学外関係者の意見を踏まえ、全学的な課題を確認し、教育研究活動及び大学運営の改善に反映している。自己点検・評価の結果は大学ホームページで公表しており、改善状況についても継続的に確認している。以上より、基準項目 2 を満たしていると判断する。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

入学者受入れ方針については、学生募集要項や大学ホームページにおいて、全学と各学部・学科アドミッション・ポリシー、及び、各学科の求める学生像が明記され、周知体制がとられている。【3-1-1】

<学部・学科のアドミッション・ポリシー>

環太平洋大学は、豊かな人間性やコミュニケーション能力を備え、深い専門性と指導力・実践力を持った人材の育成を目指している。そのため、各学科の教育目的を理解し、学業を主体として学修に励むとともに、文化・芸術、スポーツ及びボランティア等の学内外の様々な活動に積極的に参加し、教養を広め、専門的知識・技術を身につけ、社会の発展に寄与する意欲を有する人材を求めている。そこで、環太平洋大学は、建学の精神に則り、学位授与に要求される能力を身につけた人材を育成するため、以下の資質・能力の獲得に意欲を持つ様々な学生を広く国内外から受け入れる。

AP1 本学の建学の精神、教育の理念及び教育指針を理解している。

AP2 現代社会における課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする意志を有している。

AP3 専門分野への知識・技能を有し、それを用いて社会に貢献する意志を持っている。

AP4 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流したいと考えている。

AP5 本学が提供する入学前教育に最後まで取り組むことができる。

<大学院のアドミッション・ポリシー>

AP1 大学卒業相当のスポーツ科学、体育学、健康科学、またはこれらに関連する諸領域の基礎知識を有し、先行研究の批判的読解や科学的データ分析の土台となる基礎的なアカデミックスキルを身に付けている。

AP2 学校運動部活動の地域移行、競技力向上、地域創生、生涯スポーツを通じた QOL（生活の質）向上など、現代社会やスポーツ現場が直面する諸課題に対して強い問題意識を持ち、エビデンス（科学的根拠）に基づいて課題を解決しようとする旺盛な探究心を備えている。

AP3 高い倫理観と社会的責任感を備え、本研究科での高度な研究成果を自身のキャリア（保健体育科専修免許状の取得、高度コーチ、スポーツアナリスト、行政・産業界

でのリーダー等)に直結させ、将来的に変革を牽引する明確な意志と成長意欲を持っている。

AP4 自らの考えを論理的に説明・発信できる基礎的な表現力を有するとともに、学内・学外を問わず多様なステークホルダーと対話し、協働しながら研究や実践を進めようとする姿勢を持っている。

AP5 提出された「研究計画書」によって研究テーマの具体性や論理的記述力を測定し、「口頭試問(面接)」において専門知識の理解度と意欲を複数の面接委員により多角的・客観的に審査し、上記の資質を満たしているかを判定する。

大学院のアドミッション・ポリシーは、建学の精神「挑戦と創造」及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーを基盤としている。学士課程では、本学の教育の理念を理解し(学部 AP1)、他者との協働を通して課題解決に取り組む主体性(学部 AP2)、専門知識・技能を活用して社会に貢献しようとする意志(学部 AP3)、多様性や異文化を理解する姿勢(学部 AP4)、さらに継続的に学修へ取り組む態度(学部 AP5)を有する学生を受け入れている。本大学院では、これら学士課程で培われた資質・能力を基盤として、スポーツ科学に関する高度専門的知識、研究能力及び実践力をさらに深化・発展させることを目的としている。特に、学部 AP2・AP3 で求める課題解決への主体性や専門分野を通じた社会貢献意識は、研究科 AP1・AP2 におけるスポーツ科学研究への探究心、多面的分析力及び研究成果の発信力へと接続している。また、学部 AP1・AP4・AP5 で求める教育の理念への理解、多様性理解及び主体的学修態度は、研究科 AP3・AP4 における倫理観、公正性、多様な人々との協働性及び高度専門職業人として地域社会や教育現場を切り拓く実践力へと発展的に接続している。

このように、本大学院は、学士課程において育成された資質・能力を基盤として、高度専門職業人及び研究者として必要な能力へ体系的・発展的に接続する教育課程を編成している。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

1) 入学者選考の実施と検証

本学は、建学の精神及び教育理念に基づき定めたアドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を実施している。アドミッション・ポリシーについては、アドミッションセンターにおいて入試結果、入学者の状況及び社会的要請等を踏まえて適宜検証している。また、入試区分及び選抜方法については、アドミッションセンターと入試委員会が検討・提案を行い、学長が決定している。アドミッション・ポリシー及び入学者選抜に関する情報は、募集要項及び大学ホームページに掲載し、受験生、保護者及び高等学校関係者等に公開している。【3-1-2】 【3-1-3】 また、オープンキャンパス、地方説明会及び高等学校教員向け説明会等において、建学の精神、教育理念及びアドミッション・ポリシーを説明し、本学が求める学生像及び入学後の学びについて周知を図っている。

入試の実施に当たっては、事前に担当者打合せ会を開催し、実施要領、担当業務、受験者対応及び面接に関する留意事項等を共有している。総合型選抜における課題文及び学校推薦型選抜で実施する小論文については、採点基準を採点担当者間で共有し、適正かつ公

平な評価を行っている。面接試験においても、面接評価表に基づき、評価基準及び質問内容について事前に共通理解を図っている。【3-1-a】

さらに、総合型選抜、学校推薦型選抜、スポーツ・音楽芸術特別入試及び指定校特別入試等の年内入試による合格者に対しては、入学前研修を実施している。入学前研修では、基礎学力の定着を図る課題、小論文等の文章表現に関する課題及び学生間の関係形成を促す活動等を行い、入学後の学修への円滑な移行及び修学継続を支援している。【3-1-b】

2) 入学者選抜方法

本学は、アドミッション・ポリシーに掲げる学生像を多面的かつ総合的に評価するため、入試区分ごとに選抜方法を設定している。

令和7(2025)年度入試では、教育理念への理解及び本学で学ぶ意欲を確認するAP1を全入試区分で評価するとともに、非認知能力及び将来への意欲・主体性を重視するAP2では「夢・未来想像型」及び「感動体験アピール型」を中心に、地域社会への関心及び課題解決への意欲を重視するAP3では「探究学習型」を中心に評価している。また、国際的な視野及び語学力等を評価するAP4では「グローバル型」及び帰国生・外国人留学生入試を実施している。AP5については、入学前教育を通じて主体的な学修態度の形成を図っている。これらに加え、小論文、基礎学力試験、調査書、エントリーシート、面接、プレゼンテーション及び競技・演技実績等を組み合わせ、学力、意欲、主体性、表現力、協働性及び専門分野への適性を総合的に評価している。各入試区分及び選抜方法は表3-1-1のとおりである。本表は各選抜区分において特に重点的に評価する項目を示したものである。

(表3-1-1) アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法との対応表

方式	区分	AP1	AP2	AP3	AP4	AP5
総合型選抜	IPU-AO 入試 オープンキャンパス活用型	○	◎			○
総合型選抜	IPU-AO 入試 夢・未来想像型	○	◎	○		○
総合型選抜	IPU-AO 入試 グローバル型	○			◎	○
総合型選抜	IPU-AO 入試 感動体験アピール型	○	◎	○		○
総合型選抜	IPU-AO 入試 探究学習型	○	○	◎		○
総合型選抜	IPU-AO 入試 小論文型	○	○			○
総合型選抜	基礎学力入試 学力重視型	○				○
総合型選抜	基礎学力入試 面接重視型	○				○
学校推薦	学校推薦入試 前期	○				○
学校推薦	学校推薦入試 後期	○				○
一般選抜	一般入試 A日程 2科目型	○				○
一般選抜	一般入試 A日程 3科目型	○				○
一般選抜	一般入試 B日程 2科目型	○				○

一般選抜	一般入試 最終日程 小論文型	○				○
一般選抜	大学入学共通テスト利用入試	○				○
特別選抜	スポーツ・音楽芸術特別入試	○	○			○
特別選抜	商業・農業・専門科特別入試	○				○
特別選抜	地域特別入試（沖縄県）	○		○		○
特別選抜	スポーツセカンドキャリア入試	○				○
特別選抜	帰国生入試	○			◎	○
特別選抜	指定校特別入試	○				○
特別選抜	3年次編入学試験	○				○
特別選抜	外国人留学生入試 1年次入学型	○			◎	○
特別選抜	外国人留学生入試 2・3年次編入学型	○			◎	○

◎：重点的に評価 ○：評価対象

令和7（2025）年度入試では、岡山キャンパス及び東京キャンパスにおいて、総合型選抜として「オープンキャンパス活用型」「夢・未来想像型」「グローバル型」「感動体験アピール型」「探究学習型」「小論文型」及び「基礎学力入試」を実施した。基礎学力入試では、調査書及びエントリーシートに加え、教科試験及び必要に応じて面接を用い、基礎学力と本学で学ぶ意欲を総合的に評価している。また、各キャンパス及び各学部・学科の特色に応じて、スポーツ・音楽芸術特別入試、商業・農業・専門科特別入試、地域特別入試、スポーツセカンドキャリア入試、帰国生入試、指定校特別入試、3年次編入学試験及び外国人留学生入試を実施している。一般選抜においては、遠隔地の受験者にも配慮し、コンピュータを用いた試験方式である CBT（Computer-Based Testing）を導入している。【3-1-c】各入学者選抜では、アドミッション・ポリシー全体を踏まえて総合的に判定している。

大学院では、「学内選抜」及び「一般選抜 A・B」を実施している。学内選抜では研究計画書に基づく口頭試問を、一般選抜では体育・スポーツ科学に関する論述試験及び研究計画書に基づく口頭試問を実施している。これらを通じて、スポーツ科学に関する基礎的知識、研究計画の妥当性、研究課題への問題意識、研究遂行能力、論理的思考力及び高度専門職業人として地域や教育現場の課題解決に取り組む意欲を総合的に評価し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行っている。【3-1-d】

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員・入学者数・入学定員充足率等は以下（表 3-1-2）のとおりである。本学は、開学以来、各学部・学科を増設しながら入学定員を増やし、教育成果の向上とともに学生募集に努めてきた。令和2（2020）年度までは、その成果が表れ、大幅な定員超過や定員割れは見られず、適正な学生の受け入れが行われていたが、令和3（2021）年度以降の全学の入学定員充足率は、95.4%、92.6%、87.0%、83.6%、85.4%となった。

体育学部の体育学科と健康科学科は、過去5年間入学定員を確保しており、教育を行う

上で支障はない。令和 6（2024）年度に新設された競技スポーツ科学科も入学定員を確保している。次世代教育学部については、令和 3（2021）年度までは定員を確保していたが、教育経営学科は令和 4（2022）年度以降、こども発達学科は令和 3（2021）年度以降、入学定員を確保できていない。経済経営学部現代経営学科は、令和 3（2021）年度以降は定員を確保できていない。これらの学科については、募集広報の強化、教育内容の改善、高大連携の充実等を通じて改善を図る。令和 7（2025）年度に新設された国際経済経営学部国際経済経営学科と研究科については、初年度の入学者構成・学修状況を把握し、次年度募集及び入学前教育に反映する。

（表 3-1-2）入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数の推移

〈体育学部〉

（令和 7 年 5 月 1 日現在）

学科	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
体育学科	入学定員	300	300	300	200	200
	入学者数	306	346	302	210	216
	入学定員充足率	102.0	115.3	100.7	105.0	108.0
	収容定員	1,200	1,200	1,200	1,100	1,000
	在籍者数	1,252	1,281	1,240	1,113	1,028
	収容定員充足率	104.3	106.8	103.3	101.2	102.8
健康科学科	入学定員	60	60	60	60	60
	入学者数	60	73	63	68	65
	入学定員充足率	100.0	121.7	105.0	113.3	108.3
	収容定員	240	240	240	240	240
	在籍者数	244	253	239	246	241
	収容定員充足率	101.7	105.4	99.6	102.5	100.4
競技スポーツ科学科	入学定員	—	—	—	100	100
	入学者数	—	—	—	123	116
	入学定員充足率	—	—	—	123.0	116.0
	収容定員	—	—	—	100	200
	在籍者数	—	—	—	123	234
	収容定員充足率	—	—	—	123.0	117.0
学部	入学定員充足率	101.7	116.4	101.4	111.4	110.3
	収容定員充足率	103.9	106.5	102.7	102.9	104.4

〈次世代教育学部〉

学科	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
こども発達学科	入学定員	80	80	80	80	80
	入学者数	74	64	42	45	53
	入学定員充足率	92.5	80.0	52.5	56.3	66.3
	収容定員	320	320	320	320	320
	在籍者数	287	286	251	220	198
	収容定員充足率	89.7	89.4	78.4	68.8	61.9
教育経営学科	入学定員	120	120	120	120	120
	入学者数	124	103	120	102	82
	入学定員充足率	103.3	85.8	100	85.0	68.3
	収容定員	480	480	480	480	480
	在籍者数	554	517	490	443	401
	収容定員充足率	115.4	107.7	102.1	92.3	83.5
学部	入学定員充足率	99.0	83.5	81.0	73.5	67.5
	収容定員充足率	105.1	100.4	92.6	82.9	74.9

〈経済経営学部（旧経営学部を含む）〉

学科	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現代経営学科	入学定員	200	250	250	250	250
	入学者数	161	165	177	129	135
	入学定員充足率	80.5	66.0	70.8	51.6	54.0
	収容定員	900	950	950	1,050	1,050
	在籍者数	774	768	724	620	623
	収容定員充足率	86.0	80.8	76.2	59.1	56.6

（現代経営学科の日本人及び外国人留学生の内訳）

日本人入学者数	115	128	147	92	108
外国人留学生入学者数	46	37	30	37	27
入学者数	161	165	177	129	135

〈国際経済経営学部〉

学科	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国際経済経営学科	入学定員	—	—	—	—	150
	入学者数	—	—	—	—	153
	入学定員充足率	—	—	—	—	102.0
	収容定員	—	—	—	—	150
	在籍者数	—	—	—	—	153
	収容定員充足率	—	—	—	—	102.0

(国際経済経営学科の日本人及び外国人留学生の内訳)

日本人入学者数	—	—	—	—	87
外国人留学生入学者数	—	—	—	—	66
入学者数	—	—	—	—	153

〈全学（大学院を除く）〉

	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全学部	入学定員	760	810	810	810	960
	入学者数	725	750	705	677	834
	入学定員充足率	95.4	92.6	87.0	83.6	86.9
	収容定員	3,140	3,190	3,240	3,290	3,440
	在籍者数	3,111	3,105	2,944	2,765	2,878
	収容定員充足率	99.1	97.3	90.9	84.0	82.5

〈大学院（修士課程）スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻〉（令和7年5月1日現在）

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員	—	—	—	—	8
入学者数	—	—	—	—	9
入学定員充足率	—	—	—	—	112.5

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

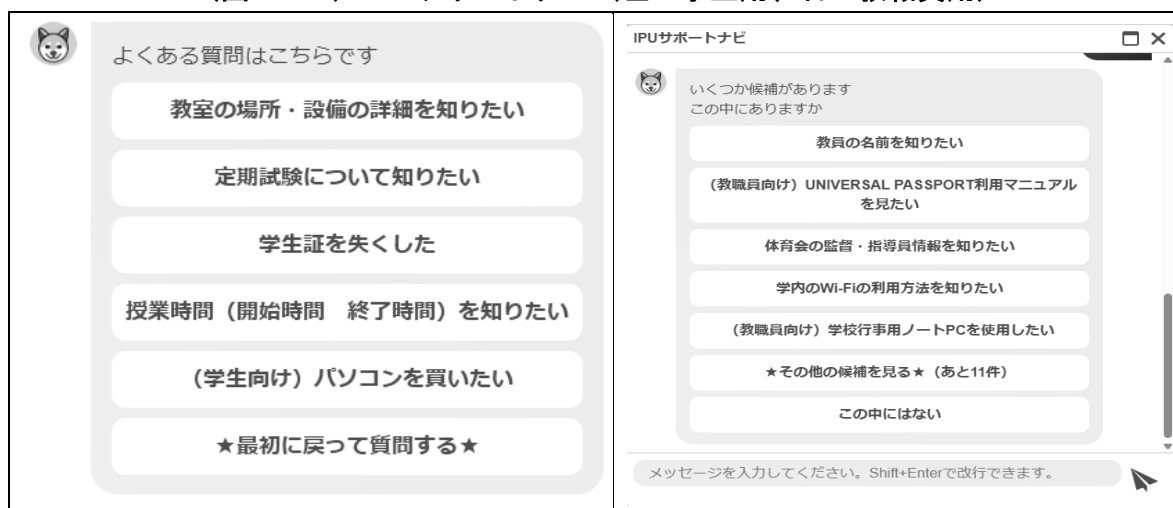
3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、学生がディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得できるよう、教員と職員が連携し、履修、学修、生活、進路及び修学継続に関する支援体制を整備している。学修支援を中心的に担う教養教育センターを中心として、教務課、学生センター、キャリアセンター等が連携し、学生の状況に応じた支援を行っている。【3-2-1】【3-2-2】

1) 履修・学修支援

本学では、学生用ポータルサイト「UNIVERSAL PASSPORT」を導入し、シラバス照会、履修登録、時間割、課題提出、授業資料、授業評価、休講・教室変更情報、出欠情報、成績照会及び安否確認等を提供している。【3-2-a】また、情報システム課を中心に、Microsoft 365、Google Classroom、Dropbox、オンデマンド視聴システム Mediasite、PC 貸与及び印刷機利用等の支援を行っており、これらの情報は大学ホームページの「IPU サポートナビ」を通じて案内している。【3-2-b】

(図 3-2-1) IPU サポートナビ (左：学生用、右：教職員用)



東京・岡山キャンパス及び大学院では、学生からの質問、学修への動機づけ及びコミュニケーションを目的として、教員ごとにオフィスアワーを設けている。教員は、あらかじめ示した時間帯に研究室等で学生の相談に応じ、履修、授業内容及び学生生活に関する助言を行っている。【3-2-4】

また、岡山キャンパスでは、社会人基礎力及び表現力の育成を目的として、1 年次にスピーチコンテスト、2 年次にプレゼンテーションコンテストを実施している。クラス予選及び学科予選を経て全学部本選を開催し、優秀者には理事長賞、学長賞等を授与している。

【3-2-c】学修意欲及び課外活動等への積極的な参加を奨励するため、学期末集会及び学位記授与式において、理事長賞、学長賞、副学長賞、体育会会長賞、学部長賞、学科長賞及び皆勤賞等の表彰も行っている。【3-2-d】

施設・設備面では、岡山キャンパスに、非認知能力の育成拠点である DISCOVERY [ディスカバリー] を設置し、ディベート、プレゼンテーション、グループワーク等を取り入れた主体的・対話的な学修活動を実施している。また、アスリート育成施設 TOPGUN [トップガン] 及びスポーツ科学センターINSPIRE [インスパイア] を、学生のトレーニング、測定・分析、リカバリー及び競技力向上を支える施設として活用している。さらに、東岡山 IPU こども園との連携により、保育士を目指す学生に対して模擬保育等の実践的な学修機会を提供している。【3-2-e】

学生の自立学修を支援する施設として、創志学館を設置している。創志学館には自由席及び指定席を設け、学生が早朝から夜間まで自主的に学修できる環境を整備している。指定席は、就活学力試験®の成績優秀者及びメンター推薦学生に優先利用を認めている。【3-2-e】

授業改善及び学修支援体制の検証として、東京・岡山キャンパスでは前期・後期末に授業評価アンケートを実施している。【3-2-f】教務課及び IR 室が結果を教員にフィードバックし、員はリフレクションペーパーを作成し、授業方法、成績評価方針、学生からの質問への回答及び改善方策を示している。リフレクションペーパーは UNIVERSAL PASSPORT 及び大学ホームページで学生に公開している。大学院においても、令和 8(2026)年度から同様の取組を実施する予定である。【3-2-g】

(図 3-2-2) 岡山キャンパス校舎（安藤忠雄建築）



2) 初年次・学力支援

岡山キャンパスでは、平成 26 (2014) 年度以降、入学前研修を実施している。本学は全国各地から多様な目的を持つ学生を受け入れていることから、入学予定者及び保護者を対象に、入学前の 12 月から 2 月にかけて、全国 13 か所及びオンライン会場で入学前説明会を開催している。【3-2-h】

入学前説明会では、教養教育センターを中心とするメンター執行部員が、本学の教育理念、入学前の心構え、基礎学力強化の必要性、入学前課題、メンター制度及び入学後のキャリア教育等について説明している。また、チームビルディングを取り入れ、入学予定者の不安軽減及び学生間の関係形成を図っている。令和 7 (2025) 年度は、一般選抜を除く 575 組の入学予定者及び保護者が参加した。

東京・岡山キャンパスでは、毎年、入学時に日本人学生全員を対象として基礎学力調査（就活学力試験®）を実施している。試験は、就職試験における一般教養を想定し、英語、数学及び国語の 3 科目で構成される。【3-2-i】試験の結果は、入学者受入れの適切性を検証する IR データとして用いるとともに、学生面談、保護者会及び学修支援・リメディアル教育に活用している。

岡山キャンパスでは、基礎学力調査の結果を踏まえ、教養教育センター主導で、1・2 年生を対象に「環トレ」講座を開講している。担当教員及び SA が協働し、英語、数学、国語、高校入試程度の一般教養及びアカデミック・ライティングに関する学修支援を行っている。【3-2-2】また、キャリアセンターは、3 年次以降の学生を対象に、小論文対策、SPI 対策、一般教養対策、教職教養対策及び直前対策等の講座を実施し、就職及び資格試験に向けた学修を支援している。

3) 個別支援

岡山キャンパスでは、アカデミック・サポート・ルーム (ASR) を設置し、基礎学力に課題を抱える学生への個別支援を行っている。低学年次から基礎学力の定着を図るとともに、文章力検定及び秘書検定等の資格取得支援を通じて、学生のキャリア形成を支援して

いる。また、履修・学修相談及び教職相談に対応し、教員経験者及び上級生による相談支援を通じて、学修支援機能の充実を図っている。【3-2-j】

岡山キャンパスでは、1・2年生を対象にメンター制度を導入している。メンターは、履修方法、学業と部活動・アルバイト等との両立、生活習慣、心身の不調及び安否確認等について、学生面談及び保護者面談を通じて助言・指導・支援を行っている。特に、在籍学生の多くを占める体育会所属学生の学業との両立を支えるため、教員に加え、体育会の監督・コーチ等もメンターとして参画し、全学的な指導体制を整えている。【3-2-k】

3・4年生については、少人数のゼミナールを基盤とし、ゼミナール指導教員が卒業研究、研究倫理及び進路に関する指導に加え、学生生活に関する相談・支援を行っている。卒業研究を履修していない学生についても、ゼミナールにおける論文又は成果物の提出を求め、卒業時の学修成果の確認につなげている。

大学院では、主指導教員及び副指導教員による複数教員指導体制を整備している。研究計画の策定、論文作成、研究倫理、学会発表及びキャリア形成等について継続的に支援するとともに、修士論文中間発表会を通じて研究の進捗状況及び成果を組織的に確認している。図書館、学術情報データベース等の研究環境を提供し、主体的な研究活動を支援している。

社会人学生、編入学生及び外国人留学生については、教員に加え、教務課、国際センター及び各センター等の職員が日常的な相談に対応している。外国人留学生には、日本語以外の言語にも対応できる環境を整えるとともに、課外活動への参加も支援している。通信教育課程の学生については、通信教育室の職員が LINE 及び電話等を通じて日常的な相談に対応している。

障がいのある学生への学修支援については、「学生向け | 合理的配慮について」を定め、「相談受付→支援内容の決定→関係部署・授業担当者との共有→定期的見直し」の流れにより支援を実施している。学生には集会及び授業等を通じて周知し、教職員には FD・SD 研修会を通じて理解の促進を図っている。【3-2-5】【3-2-6】

(図 3-2-3) 大学ホームページ（学生向け | 合理的配慮について） * 一部抜粋

2026年3月19日
 IPU・環太平洋大学

学生向け | 合理的配慮について

1. 合理的配慮とは

IPU・環太平洋大学は、障害者差別解消法および文部科学省の示す基本的な考え方に基づき、障害のある学生が他の学生と平等に教育を受ける機会を確保するため、合理的配慮を提供します。

合理的配慮とは、障害のある学生からの申出に基づき、教育の本質的内容を変更しない範囲で、個々の状況に応じて必要かつ適切な調整を行うことをいいます。

本学における合理的配慮は、

- ・特別扱いを行うものではありません
- ・成績評価基準を引き下げるものではありません
- ・教育の質を維持したまま、学修機会の公平を確保するための措置です

また、合理的配慮は「できないことを代替する制度」ではなく、「学生の能力発揮を支える環境調整」と位置づけています。

4) 修学継続支援

本学では、修学継続支援の中心的組織として中退防止会議を設置し、教務課、学生センター、キャリアセンター、学科等の関係部署が連携して、退学・休学・留年の防止に取り組んでいる。その中核となるのが、学科ごとに実施される「中退防止会議」である。出席状況や成績、学生相談等を基に修学継続上の課題を把握・分析し、必要な支援につなげるとともに、退学・休学・留年の状況や要因を毎年度検証し、修学継続と学修成果の向上を図っている。【3-2-7】

あわせて、教務委員会では、授業運営、履修支援、留学支援及び学年暦の運用等について継続的に協議している。令和7(2025)年度には、部活動、留学及びボランティア活動等と学修を両立しやすい環境を整えるため、ゴールデンウィーク期間をオンデマンド授業週間として設定した。また、課題量及び情報共有に関する課題を分析し、FD及び教職員間の連携を通じて改善を図るとともに、履修訂正期間の延長、証明書の電子化及び学生行事に関する部署間調整等を実施した。【3-2-1】

これらの分析結果は、メンター、ゼミナール指導教員、学生センター、教務課、キャリアセンター等の関係部署で共有し、学修、生活、心理及び経済面を含めた多面的な支援に活用している。

3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

岡山キャンパスでは、年度当初に授業担当教員からSA(Student Assistant)の配置希望を募り、演習・実習・実技科目を中心に、教育効果や安全管理上の必要性を踏まえて優先的に配置している。【3-2-3】SAは、授業準備補助、実習補助、ICT機器操作支援、グループワーク支援、個別質問対応等を担い、教員と連携しながら学生の主体的学修を支援している。特に実技・実習系科目では、きめ細かな指導体制の構築や安全確保に寄与している。令和7(2025)年度におけるSA経費は3,002,775円(昨対105.1%)であり、年間約2,836時間の授業補助(昨対90.1%)を実施した。

岡山キャンパスでは、令和7(2025)年度、実技・技能科目をはじめ、コンピュータリテラシー、キャリアマネジメント、理科教師塾、立志会公務員講座及び別科授業等にSAを配置した。【3-2-n】

実技・技能科目においては、SAが授業準備、用具・備品の管理、ウォーミングアップ及びストレッチの補助、実技のデモンストレーション、受講学生への個別の声かけ、授業後の片付け等を担い、学生が安全かつ円滑に学修へ参加できる環境を整えている。特に、技能水準や経験に差がある授業では、教員による指導を補完し、初学者を含む学生が学修課題に取り組みやすい環境づくりに寄与している。

コンピュータリテラシーでは、機器操作、課題作成、提出方法等に関する支援を行い、ICTを活用した授業における学修上のつまずきの軽減を図っている。理科教師塾では、理科室の環境整備及び授業準備を補助し、実験・観察等を含む教育実践に必要な学修環境を支えている。キャリアマネジメントⅡ及び立志会公務員講座では、SAが受講学生間の相談や学び合いを促す役割を担い、学生相互の学修を支えるピア・ラーニングの機会を創出している。

さらに、留学生の日本語習得支援及び別科授業におけるアシスタント活動も実施してお

り、多様な背景を有する学生が授業に参加し、学修を継続できるよう支援している。このように、本学の SA 活動は、教員による授業運営を補助するだけでなく、学生の学修上の困難を早期に把握し、学生相互の学び合いを促進する教育課程上の学修支援として機能している。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、建学の精神及びディプロマ・ポリシーに基づき、学生一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成を重視している。そのため、キャリアセンターが中心となり、教育課程内外を通じた体系的なキャリア教育を実施するとともに、学生の進路実現に向けた支援体制の整備・充実を図っている。【3-3-1】【3-3-3】

キャリア教育に関する授業としては、卒業必修科目として「フレッシュマンセミナー」（1 年生）、「キャリアディベロップメント」（2 年生）、「キャリアデザイン」（3 年生）を、選択科目として「キャリアサポート」（4 年生）を開講している。

これらの授業において、社会で求められる人材像やスキルに関する講義、進路選択に向けた情報提供、進路決定した上級生によるキャリアガイダンス、企業経営者や教職経験者による講話などが展開されている。一方的な講話形式ではなく、企業人・卒業生・合格者等、ゲストティーチャーとの対話が特色である。講義内容に基づき学生相互がテーマに沿った話し合いを展開し、仕事の意義や公共性を実感できるよう、担当教職員が創意工夫を重ねている。【3-3-2】

3-3-② キャリア支援体制の整備

本学では 3・4 年生の就職支援をキャリアセンター内の三つの支援室（教職支援室、公務員就職支援室、企業等就職支援室）が担当し、進路ガイダンスや進路相談をはじめ、就職先の開拓・情報収集等、多岐にわたって支援している。【3-3-4】

学生の希望する進路に合わせてきめ細かな対応ができるように、各支援室には専任教職員を配置している。令和 7（2025）年度の運営体制は表 3-3-1 のとおりである。

（表 3-3-1）就職支援室のスタッフ数

	スタッフ数	備考
教職支援室	13 人	小中高分室 11 人、幼保施設分室 2 人
公務員就職支援室	2 人	
企業等就職支援室	7 人	

(図 3-3-2) 大学ホームページ (就職・キャリア支援)



(1) 教職支援室 (小中高・幼保施設)

教職支援室では教職を志望する学生に対し、教員としての使命感や責任感の自覚を促すとともに、今日の教員に求められる専門的な知識の修得や指導力の向上を図るため、教員志望の学生を対象とした教員採用試験対策組織「大志会」を組織し、座学と実践の両面から丁寧な指導と支援を行っている。

課外講座としては、3年生、4年生を対象に教員採用試験対策講座を行っている。3年生の前期には「一般教養」、後期には「教職教養」、冬期からは「専門教養」「面接」「模擬授業」「論作文」の対策講座を行い、4年生や過年度生には「面接」「模擬授業」「論作文」等の直前対策講座や「自治体別対策講座」を実施している。大学推薦候補者に対しては、4月から週2回、個別指導を含む対策講座を行っている。教壇に立つことが決まった学生に対しては、教師としての実践力を育成するため、4年生の後期に10回以上(1回3時間以上)の教職ボランティアを課している。【3-3-a】

(2) 公務員就職支援室

主に公安系職種(警察官・消防士・海上保安官・刑務官・幹部自衛官等)を志望する学生を対象とした公務員採用試験対策組織「立志会」として組織し、公務員としての使命感や責任感の自覚を促し、採用試験最終合格(内定)を目指して、受験指導を行っている。春期・夏期の休暇には「集中講座」を、一次試験後には合格した自治体の特徴を踏まえた面接指導を行っている。受験指導一筋のベテラン教職員が常駐し、採用試験に対するきめ細かい指導やアドバイスを常時個別に行っている。行政職(国家公務員一般職、国税専門官、地方公務員、独立行政法人職員、国公立大学職員等)の志望者に対しては、大手予備校のウェブ講座と学内公務員講座を組み合わせたハイブリッド講座を通して合格に導いている。全国レベルの模擬試験を年間6回提供し、学内にいながら予備校と変わらない指導体制を整え、体育会に所属する多くの学生たちが限られた時間を有効利用して受験対策に取り組んでいる。【3-3-b】

(3) 企業等就職支援室

企業就職を志望する学生に対して、社会人としての使命感や責任感への自覚を促すとともに、社会人になるための基礎知識やマナー、就職試験に向けた対策（筆記試験対策、エントリーシート・履歴書対策、面接対策、グループディスカッション対策等）の指導・支援を行っている。このような基本的な支援に加え、就活解禁日以降は東京、関西、広島、九州方面への就職希望者に対する合同企業説明会バスツアーを実施し、各種企業説明会への参加、本学学生に向けた個別説明会を実施してくれる企業への団体訪問等を行っている。その他、学内での単独企業説明会を年間 150 社以上実施し、確実に内定につなげる活動行っている。【3-3-c】

企業の採用担当者に本学の教育内容、学生の学修・活動状況及び就職支援体制を理解してもらうことを目的として、令和元（2019）年度以降、「企業のためのオープンキャンパス」を開催している。コロナ禍による中止を経て、令和 5（2023）年度に再開し、令和 7（2025）年度の参加企業数は 100 社に達し、参加学生数は 97 人となった。【3-3-d】

企業就職を希望する学生を対象とした採用試験対策組織「翔志会」を組織し、就活集中講座や各種勉強会を実施し、内定獲得に効果を上げつつある。都心部に本社を持つ企業との関係強化を図るための連携窓口として、東京キャリアセンターと大阪梅田キャリアセンターを設けている。東京キャンパスの学生は企業就職希望者が中心となるため、企業就職支援室を介しての東京・岡山の連携を進めている。

体育学部健康科学科では就職セミナーを学科独自で開催している。健康科学科学生の就職先は主として医療・健康・福祉関連の事業所等であるため、関連企業への周知のうえ、健康科学科内就職セミナーを開催し、セミナー参加学生は大阪及び東京エリアの企業・整骨院への訪問を行っている。【3-3-e】

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生の生活に関する支援

本学では、中期計画 4「学生支援・学生生活の充実」を達成するため、「学生支援方針」において、「基本理念」「学生支援の目的」「学生支援の基本方針」「支援体制（One IPU 体制）」「情報公開とフィードバック」「個人情報保護」「危機時の対応」「方針の見直し」を定め、学修・生活・就職に関する支援を推進している。【3-4-1】学生は、メンター、学生センター、保健室、学生相談室、キャリアセンター及び国際センター等を通じて、学修、生活、健康、心理、経済、進路及び在留に関する相談を受けることができ、必要に応じて関係部署が連携し、継続的な支援につなげている（図 3-4-1）。

(図 3-4-1) 学生支援フロー



学生支援方針では、「挑戦と創造の教育」の建学の精神のもと、学生一人ひとりに寄り添う伴走型支援を基本理念とし、多様な学生が安心して学び、成長できる教育環境の整備を推進している。この方針に基づき、学生生活支援の中核組織として学生センターを設置している。【3-4-2】学生センターは、学生支援課及び学生指導課で構成され、学生センター会議を通じて学科及び関係部署と連携しながら、学生生活上の課題への対応及び支援を行っている。【3-4-a】学生への日常的な指導・助言はメンター及びゼミナール指導教員が担当し、必要に応じて学生センターと連携して組織的な支援を実施している。

2) 学生の心身に関する支援

メディカルセンターには、保健室及び学生相談室が設置されている。相談状況を継続的に把握し、支援体制の検討に活用している。【3-4-3】学生と教職員の定期健康診断等の福利厚生に関する多くの業務を保健室が担っている。保健室には毎週月～金曜日の 8 時 45 分～16 時に看護師が常駐し、救急処置、健康相談、保健指導等の業務を行っている。令和 7 (2025) 年度の利用者数は延べ 316 人、大学で実施した健康診断の受診率は学生 88.4%、教職員 91.5%、献血回数 6 回、保健室主導による FD 研修会の開催件数は 1 回であった。

学生相談室は、保健室と連携し、毎週の月・水・木・金にカウンセラー（公認心理師、臨床心理士）を配置し、学業の悩み、心身の健康、家庭での心配事、対人関係等の心理カウンセリングを行い、安心して相談・休息できる場所となっている。令和 2 (2020) 年度以降、オンライン面談、学生相談室だよりの発行、ワークショップの運営を行っている。令和 7 (2025) 年度の利用者数は延べ 254 人（東京・岡山キャンパス合計）であった。

なお、本学では、「ハラスメント対策委員会規程」に基づき、学生センターにハラスメント相談窓口を設置している。相談は窓口、電話、メール及びオンラインにより受け付けており、本人からの相談に加え、教職員、部活動顧問、友人及び保護者等を通じた相談にも対応している。相談内容に応じて学生相談室と連携し、学生の安心・安全な修学環境の維持に努めている。【3-4-b】 【3-4-c】 【3-4-d】

スポーツが盛んな岡山キャンパスでは、体育会に所属する学生が 6 割以上を占め、クラブやサークルに所属する学生を併せると 7 割程度の学生が日常的にスポーツ活動に関わっている。そのため、第一キャンパスに「環太平洋大学附属鍼灸整骨院」を設置し、健康科学科学生の柔道整復学実習に活用している。大学の教職員 5 人（院長を含む、常駐スタッ

フ4人)の柔道整復師が毎週月～金曜日の10時～19時に常駐し、スポーツ傷害の治療にあたっている。令和7(2025)年度の利用者数は延べ18,523人となった。**【3-4-b】**

3) 学生への経済的支援

本学では、学生への経済的支援として、大学独自の学費減免・奨学金制度、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体・民間団体等による奨学金制度を活用し、学生の修学継続を支援している。各制度については、学生への相談・情報提供、説明会の開催、申請手続支援、採用決定後の継続手続及び適格認定等の支援を一体的に実施し、学生の修学継続を支えている。

(1) 大学独自の学費減免・奨学金制度

大学独自の支援として、学費延納制度、創志学園グループ関係者を対象とする学費減免制度、体育会スポーツ奨学金、成績優秀者奨学金、グローバルチャレンジ奨学金、資格取得者奨学金、兄弟姉妹学費減額制度、緊急奨学金制度、岡山地域活性支援奨学金及び地方教員養成支援奨学金を設けている。**【3-4-e】【3-4-f】【3-4-6】【3-4-7】【3-4-8】【3-4-g】【3-4-h】【3-4-j】**

学費を期限までに納入できない学生については、事前に「学費延納願」を提出することにより延納を認めている。また、自然災害等により家計が急変した学生に対しては、環太平洋大学緊急奨学金規程に基づき、修学継続のための支援を行っている。**【3-4-e】【3-4-h】**

これらの制度については、募集要項、大学ホームページ、学生便覧、ポータルサイト及び入学前説明会等を通じて周知している。申請に当たっては対象要件、提出書類及び申請期限を案内し、担当部署が必要な手続を支援している。採用後は制度ごとに定められた継続要件を確認している。

(2) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金は、経済的理由により修学が困難な学生で、所定の成績基準等を満たす学生に対し、貸与又は給付される制度である。本学では、説明会を実施し、申請手続及び採用後の適格認定等に係る支援を行っている。

採用後は、適格認定等を通じて、学業成績、修得単位、在籍状況及び家計状況等を確認し、奨学金の継続に必要な手続を支援している。日本学生支援機構奨学金の延べ利用件数は、令和6(2024)年度2,184件、令和7(2025)年度2,642件であり、多くの学生の修学継続を支える制度となっている。**【3-4-i】**

(3) 地方公共団体・民間団体等の奨学金

地方公共団体、民間団体及び法人等による奨学金については、募集情報が大学に届き次第、ポータルサイト等を通じて速やかに学生へ周知している。学生から相談があった場合には、対象要件、申請書類、推薦書類及び提出期限を確認し、必要に応じて申請手続を支援している。

また、地方創生人材の育成を目的として、岡山県内の高校在籍者で、将来岡山での就職を目指す現代経営学科出願者を対象に「岡山地域活性支援奨学金」を、岡山県以西の高校

在籍者で、教員免許の取得及び将来地元で教員を目指す教育経営学科又はこども発達学科出願者を対象に「地方教員養成支援奨学金」を設けている。【3-4-j】

このように、本学では、大学独自制度、日本学生支援機構奨学金及び学外奨学金について、相談・情報提供から申請支援、採用後の継続支援まで一貫した支援体制を整備し、経済的理由による修学中断の防止に努めている。

4) 学生の課外活動への支援

岡山キャンパスでは、3つのカテゴリーの運動部活動を公認している。最もレベルが高いのは体育会強化部であり、現在では中四国トップレベルから全日本レベル、世界レベルで活躍する選手が18団体に所属している。体育会強化部に対しては、体育会補助費として「スポーツリクルート費」をはじめ、地方大会及び全国大会への参加に係る大会参加費、旅費交通費、宿泊費等を支援する「公式戦補助費」及び「全国大会追加補助費」を一定の基準に基づき予算措置している。また、教育体育振興費として競技用備品費及び活動補助費を交付し、学生が競技に専念できる環境の整備と競技力の向上を支援している。【3-4-k】

「クラブ」（現在の所属団体は3）と「サークル」（岡山：20団体、東京：14団体）は学友会の所属とし、一定額の活動援助金を支給している。「学友会」は、学生による自主的な学生生活運営のための組織であり、学生センターの指導・助言を受けながら、環太祭（大学祭）や新入生歓迎会等の企画・運営を行っている。【3-4-4】【3-4-5】

5) 学生寮、食堂、警備体制

自宅外通学学生を多く抱える岡山キャンパスでは、学生寮として、第一キャンパス周辺に、Uni-Village 288室と尚志館 111室、第二キャンパス内に優志館 185室、JR高島駅から徒歩5分の位置に志高館 174室を、岡山駅前にユニベース（北・南）68室を設置し、各寮に寮監とホールリーダー（学生代表）を配置している。令和7（2025）年度の入寮率は68.9%であった。【3-4-a】

（図 3-4-2）大学ホームページ（学生寮：岡山キャンパス）



食堂については、第 1 食堂と第 2 食堂に加え、平成 28 (2016) 年度、“食が感性を磨く”をコンセプトにしたカフェテリア HARMONY [ハーモニー] が竣工された。合計 558 席 (1 階 338 席、2 階 220 席、そのうち屋外席 160 席) を配し、全学生の 6~7 割を占める体育会学生の栄養管理にも配慮した食事メニューも用意している。東京キャンパスには食堂 COSMOS (177 席) を設置している。

大学構内の警備体制としては、管財課守衛が午前 6 時から午後 10 時まで常駐・校内巡視を行い、他の時間帯は建物内立入りを原則禁止している。セキュリティ面では、設備警報管理と人感センサーを用いた建物内立入禁止時間帯の違法侵入者管理を外部業者に委託している。東京キャンパスは、入館口を制限し、監視カメラを 2 台設置し、夜間・休日においては、外部警備会社と連携し、巡回警備及び入退館管理を実施し、防犯・防災体制を整えている。

6) 通学上の支援とアルバイトの斡旋

岡山キャンパス周辺には学生寮以外に学生アパートが少なく、徒歩で通学するには不便であるため、平日の運行ダイヤに基づき、6 時 25 分から 22 時 50 分までの時間帯に、最寄り駅 (JR 山陽本線東岡山駅・瀬戸駅・高島駅) と各校舎間を結ぶシャトルバスを運行している。バイクや自家用車、自転車の利用者も多いため、駐輪場及び駐車場を十分確保している。バイク及び自家用車による通学は許可制とし、任意保険加入等を条件としている。アルバイトについては、学業に支障をきたさないと考えられるものについてのみ、キャリアセンターから学生に紹介している。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

1) 校地・校舎

環太平洋大学の校地は、第一キャンパス (岡山市東区瀬戸町観音寺)、第二キャンパス (同市東区矢津)、岡山駅前グローバルキャンパス (同市北区下石井)、東京キャンパス (千葉県市川市二俣) で構成されている。平成 22 (2010) 年 5 月の設置計画変更協議に基づき、大学前用地 66,842.00 m² の加算手続きを進めた結果、令和 7 (2025) 年度の校地面積は 239,866.66 m² (体育館・寄宿舎を除く) となり、大学設置基準上必要な面積 (27,400 m²) を十分に満たしている。

校舎面積についても、年次整備計画に基づく施設整備を継続しており、現有面積は 47,026.58 m² であり、設置基準上必要な校舎面積 (17,881 m²) を大きく上回っている。メインキャンパスは岡山・第一キャンパスであり、管理棟、教育棟、第 1 体育館、第 4 体育

館、TOPGUN、DISCOVERY、PHILOSOPHIA [フィロソフィア]、INSPIRE、芸術棟、IPU 附属鍼灸整骨院、講義棟、創志学館、クラブハウス VICTORY [ビクトリー]、学生寮 Uni-Village [ユニビレッジ] で構成されている。

2) 講義室・演習室・学生自習室

令和 7 (2025) 年の時点で、岡山・第一キャンパスに講義室 52 室、演習室 2 室、実験・実習室 13 室、情報処理学修施設 1 室、語学学修施設 1 室、第二キャンパスに講義室 5 室、実験・実習室 3 室、岡山駅前グローバルキャンパスに講義室 22 室、東京キャンパスに講義室 18 室、演習室 4 室を整備している。「施設・設備使用内規」に基づき、安全性を確保するとともに、施設・設備を適切に管理・運用し、教育課程の円滑な運営と良好な学修環境の維持・充実を図っている。【3-5-1】

学生自習室としては、第一キャンパスに「創志学館」(1 階自習席 70 席、2 階指定席 90 席：延床面積 402 m²) を設置している。東京キャンパスも設置を検討中である。

開学時から、体育学部の設備として、運動場 (2 か所)、体育館 (2 か所) が設置されている。これに加えて、体育実習棟 ATHLETE HALL「TOPGUN」(4,745.1 m²) には、柔道場 (680.4 m²)、剣道場 (396.9 m²)、ダンス室 (396.9 m²)、トレーニングセンター (567.0 m²)、ストレッチルーム等 (226.8 m²) を備えるとともに、トレーニングマシン 90 台が設置され、令和 7 (2025) 年度には延べ 105,686 人が使用した。第二キャンパス敷地内には「第 3 体育館及び楽器庫・クラブハウス」(延床面積 2,477.4 m²) を、第一キャンパス内には第 4 体育館 (鉄骨平屋の約 2,193 m²、45.5m×48.2m) を建設した。第 4 体育館はバスケットボールコートなら 2 面、バレーボールコートは 3 面、バドミントンコートなら 6 面とれる広さを確保している。スポーツ科学センター「INSPIRE」(1,181.13 m²) には、スポーツ科学分野の最先端の研究や競技パフォーマンスの向上を科学的にサポートするための高・低酸素トレーニングシステムや環境制御室等を備えている。クラブハウス「VICTORY」(643.96 m²) には監督・コーチ室、更衣室、倉庫、トレーナールーム等、全 16 室を備え、体育会活動を支える拠点となっている。東京キャンパスには、アリーナ (ステージ、キャットウォーク等を含む 1160 m²)、サブアリーナ (330 m²)、フィットネスルーム (220 m²) を設置している。

3) 情報設備

岡山キャンパスでは、情報処理技術の修得を目指す授業施設として、令和元 (2019) 年度までは情報実習室 3 室 (合計 383.2 m²) に教員用 PC3 台と学生用 PC140 台を設置していた。しかしながら同年、学生の PC 必携化を義務付け、令和 2 (2020) 年度、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン・オンデマンド授業を積極的に導入し、学内無線 LAN の通信速度の測定やアクセスポイントの増設等環境整備を行ったことで、令和 3 (2021) 年度以降は、PC 必携による授業を運営できる体制が整い、情報実習室は 0 室となった。これは東京キャンパスも同様である。

学内情報共有システムとしては、①学内グループウェア (Garoon) による教職員間の情報共有・情報伝達、②「UNIVERSAL PASSPORT」による学生への情報提供、③遠隔教育・遠隔会議システム「View Station」によるキャンパス (ニュージーランド・東京・岡

山) の情報伝達、④「Google Classroom」による授業・学務管理を活用している。これらのシステムの管理に関しては、情報システム課が担っている。**【3-5-2】**

3-5-② 図書館の有効活用

岡山キャンパスの附属図書館は第一キャンパスに設置され、面積が 983 m²、座席数が 240 席を確保している。パソコンコーナー (4 台)、貸し出し用ノートパソコン (12 台) 等、学生の主体的な学修活動に応えられる設備も備えるとともに教員の研究支援を行っている。図書 92,962 [うち、和書以外 8,682] 冊に加え、学術雑誌 148 [うち、和書以外 8] タイトル、電子ジャーナル 7,076 [うち、和書以外 5,431] 種類、視聴覚資料 (マイクロフィルム、CD、DVD、BD 等) 1,345 点、といった各種情報源を収集・提供している。契約データベースとしては 2 種類が利用可能である。実際の運営は、附属図書館規程及び利用案内に沿って実施されている。**【3-5-3】【3-5-4】【3-5-5】**

通常の開館時間は、月～金曜日 9:00～19:00 である。図書館司書の資格を有する専任職員が附属図書館に 3 人常駐し、来館者に対応している。また、通信教育課程の学生も通学課程の学生と同様の図書館サービスを受けられるとともに、通信教育課程の開講日には土曜日と日曜日、祝日 8:40～17:15 も開館している。**【3-5-5】**

附属図書館システムとして、館内フリーWi-Fi を設置し、学術情報ネットワークや電子資料の利用環境を整備した。電子図書館機能としては、検索機能を有する蔵書管理システム、ディスカバリーサービス、リンクリゾルバを導入し、学生、教員等、来館者の情報収集の利便性を確保している。本学学生の読書意欲を喚起するために図書館は多くの企画を実施している。本学特有の企画である「My Favorite Book コンテスト」は、平成 22 (2010) 年度以降、毎年実施されており、1, 2 年生を中心に多くの学生が参加している。優秀作品への学長表彰、優秀作品集の刊行及び全教職員・学生への配布が行われている。**【3-5-a】**

東京キャンパスには附属図書館分室 (600 m²、108 席) が設置され、パソコンコーナー (2 台)、貸し出し用ノートパソコン (2 台) 等、図書 52,814 [うち、和書以外 4,451] 冊に加え、学術雑誌 21 タイトルを保有・提供している。読書推奨企画として、「おすすめ本コンテスト」「読書マラソン」「留学生別科日本語書評コンテスト」「ブックコンテスト」を実施している。通常の開館時間は、月～金曜日の 9:00～17:00 であり、図書館司書の資格を有する専任職員が附属図書館に 1 人常駐し、来館者に対応している。蔵書・スタッフとも今後増やしていく予定である。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

本学のキャンパスは東京・岡山とも、耐震化の問題はない。**【3-5-6】** 障がいのある学生の修学支援として、東京・岡山キャンパスとも、各校舎に移動式スロープ、エレベーター、多目的トイレを設置し、車椅子利用学生等が円滑に移動・利用できる環境を整備している。

【3-5-b】 また、障がいのある学生やスポーツ障害等により松葉杖での歩行を余儀なくされた学生に対しては、教務課、学生支援課、保健室、学部教員等が連携し、教室配置や授業運営方法の調整など個別対応を行っている。さらに、学生調査や日常的な相談を通じて施設設備に関する意見を収集し、継続的な改善に努めている。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組、特色ある取組

学生調査の授業満足度・教育課程満足度・学生生活満足度の全体平均はいずれも 88%を超えており、4 年生ではいずれも 91%を超えている。これらの要因として、入学前研修の高い満足度（理解度・不安払拭度ともに 95%超）、入学後の授業評価アンケート平均値（5 点満点中 4.30）、及び高い就職実績が挙げられる。これらの結果から、教職協働による学生支援の成果が表れていると言える。

基礎学力調査の結果、2023 年度以降の入学者に関して、基礎学力の低下は認められず、コロナ禍前の水準に戻っていた。

就職実績に関しては、令和 7（2025）年度、小・中・高等学校の公立学校教員採用試験において、一次試験では延べ 357 人、二次試験では延べ 200 人（いずれも卒業生を含む）の合格者を輩出した。二次試験における現役合格者の内訳は、小学校 76 人、中学校・高等学校保健体育 14 人、中学校・高等学校英語 4 人であった。また、幼稚園・保育所等への合格者は 26 人（延べ合格者 28 人）であり、東岡山 IPU こども園への就職者は 2 人であった。なお、小学校教諭採用試験合格者数は令和 7（2025）年は中国エリア第 2 位、保育教諭就職者数は中国エリア第 1 位となっている。

公務員試験においても、国家公務員一般職、国税専門官、県・市町村職員、警察官、消防官、刑務官、幹部自衛官、海上保安官等の合格者数は年々増加しており、令和 7（2025）年度には延べ 405 人（実数 102 人）となった。警察官就職者数は中国・九州エリア第 1 位、消防官就職者数は中国・九州エリア第 2 位であった。また、東証上場企業への就職者実数は、令和元（2019）年度の 70 人から令和 7（2025）年度には 76 人（延べ 87 人）へ増加している。なお、令和 7（2025）年度における全学の就職希望者に対する就職決定率は 100%となり、実就職率は 94%となった。

学生 FD における議論からは、少人数教育、ゼミ指導、キャリアセンター、立志会・大志会等による手厚い学修・進路支援体制が高く評価されている。また、教育実習に加え、地域活動、ボランティア、ゼミ活動、学外活動等を通じた実践的学びや社会貢献活動、学生主体の学び合い文化の形成についても肯定的な意見が多く見られた。東京キャンパスでは少人数教育や教員との距離の近さ、岡山キャンパスでは体育会・ゼミ文化を基盤とした支援体制が学生満足度向上につながっている。さらに、岡山駅前グローバルキャンパス、体育施設、ICT 環境等、多様な学修環境整備が進められている点も評価されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価の結果、教育活動に関する最も重要な課題として、教育経営学科、こども発達学科及び現代経営学科において入学定員未充足が継続していることが挙げられる。学生確保は教育活動及び教育環境の持続的な充実に直結する課題であり、内部質保証推進委員会において重点改善事項として位置付けている。

学生調査において明確となった学生サービス上の課題は、①奨学金制度の拡充に関する要望、②学食等の日常生活コスト低減に関するニーズ、③旧校舎の施設設備（空調・トイレ等）及び交通基盤等のインフラ整備に関する改善要望の 3 点であった。

また、学生 FD で挙げられた主な課題として、①一方向型授業への不満、②DX 教育・

ICT 活用・企業志望者向け実践教育・グローバル交流機会の充実、③教員免許、コース制、進路選択等に関する早期情報提供及びキャリア形成支援、④通学バス混雑、Wi-Fi 環境、駐車場、空き教室利用等（岡山キャンパス）、並びに教室狭隘化、空調、サークルスペース不足等（東京キャンパス）の施設環境上の課題、⑤学生支援窓口の分かりにくさ、相談しづらさ、人員不足感等が挙げられた。特に①については、学生間の学修意欲や目的意識の差が授業運営や学修姿勢に影響を及ぼしていることが指摘されている。

スポーツ科学センター（TOPGUN・INSPIRE・附属鍼灸整骨院を所管）からは、利用人数のみでは施設機能を十分に評価できないため、教育・研究・競技支援の質を含めた多面的評価体制の構築が課題として挙げられた。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組予定

入学定員未充足が継続している学科については、学生募集を単なる広報上の課題ではなく教育内容及び教育課程の改善を含めた教育改革と一体の課題として捉え、教育内容、教育方法、資格取得支援、キャリア支援及び高大連携の見直しを進める。また、入試制度及び募集広報についても検証を行い、教育活動の特色をより効果的に発信することで改善を図る。

奨学金制度については、主として学生センターが担当し、学生への制度周知及び個々のニーズに応じた相談体制の強化を進めている。経済支援については、産学官連携による「100 円定食」企画や、夜間自習者への夜食提供の拡充を図っている。施設設備面については、管財課を中心に、施設改修工事、シャトルバス増便、JR ダイヤに合わせた時刻表改訂等に着手している。教育内容及び教育方法の改善については、学生 FD における継続的検討課題とするとともに、教職員による授業観察を実施し、教務委員会及び教務課主導による FD 研修会において議論を深めていく予定である。また、SA や TA の効果的配置を通して、アクティブ・ラーニングや実践型授業の内容深化を図り、学生の主体的学修の活性化を推進していく。

本学は、入学定員未充足等の課題を認識しているものの、アドミッション・ポリシーに基づく学生の受入れ、教育課程及び学生支援体制は適切に運営されている。また、自己点検・評価及び内部質保証活動を通じて改善を継続的に実施していることから、以上より、基準 3 を満たしていると判断する。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

環太平洋大学 4 学部 7 学科及び大学院のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）は、建学の精神を踏まえて設定されている。平成 30（2018）年度には、副学長、学長補佐、学部長及び学科長によるワーキンググループを設置し、4 つのディプロマ・ポリシーを 8 種のラーニング・アウトカムズに整理した。令和 4（2022）年度には、副学長、学部長及び学科長により、本学の教育指針である個性教育、実学教育及び国際教育に沿って三つのポリシーを見直し、教育経営会議の審議・承認を経て改定した。【4-1-1】【4-1-2】

各学科は、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力を修得させるため、教養教育、専門基礎教育、専門教育、演習・実習を配置し、卒業時における学修成果の把握・評価を行っている。各科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係はカリキュラム・マップにより示すとともに、教育課程表における科目区分及び配当年次を通じて、学生が基礎から専門・実践へと段階的に学修を深められるようにしている。

また、シラバスには、各授業科目の到達目標、授業計画、授業方法、準備学習、成績評価方法及び評価基準を明示している。各科目では、試験、レポート、授業への取組、実技、成果物等を用い、到達目標に照らして学修成果を評価しており、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程、授業科目及び成績評価が相互に整合するよう運用している。ディプロマ・ポリシー及び教育課程の内容は、教職員には教職員総会及び FD・SD 研修会を通じて周知し、学生には学生便覧及び履修ガイドを通じて周知している。また、学生募集要項及び大学ホームページに掲載し、受験生、保護者及び社会に対しても公表している。【4-1-3】【4-1-4】【F-4】

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な運用

各学部・学科の単位認定については、学則第 31 条（単位の認定方法）、第 32 条（成績の評価）に規定し、学位規程、履修規程、試験規程を定めている。【4-1-5】【4-1-6】【4-1-7】【4-1-8】

学則第 31 条において、「科目修了の認定は、平素の成績及び筆記試験、又は論文によるものとする。ただし、実験、実習、実技等は適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を認定することができる」と定めている。試験は学期末に行われる定期試験を指すが、科目によってはレポート等で代替する場合がある。定期試験の詳細（不正行為、再試、追試等）については、学生便覧（第 1 章）（p. 31-32）に定め、新学年オリエンテーション

で周知を図っている。不正行為への対応には教務委員会があたっている。成績評価に関しては、学則第 32 条第 1 項において、「授業科目の試験の成績は、S・A・B・C 及び D の 5 種類の評価をもって表し、C 評価以上を合格とする。ただし、必要と認められる場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる」と定めている。不合格に対しては、D（学習目標の最低限を満たしていない）以外に、E（40 点未満の評点により再試験の受験資格がない科目）、F（定期試験を欠席した科目）、G（出席不足により定期試験の受験資格がない）、H（怪我等により定期試験が受験できず、成績提出期限内に成績が出せないもの）といった評価が定められている。成績評価の方法については、科目担当者がシラバスに明記し、学生に周知するようにしている。【4-1-a】なお、シラバスには、ディプロマ・ポリシーに則った到達目標、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れた授業構成、事前学習の方法と時間の目安、評価基準（出席態度、グループワークへの貢献度、リフレクション、定期試験等）を明記するとともに、教務課のシラバスチェックを受け、修正を図ることになっている。【4-1-b】学生が自身への成績評価に疑義を持つ場合には、学生自らが「成績評価に関する質問書」を使用して、科目担当者に成績の確認を求めることができる。【4-1-c】通信教育課程における試験の種類・成績評価については、本学の学則第 33 条、通信教育課程規程第 23 条において規定されている。【F-3】

本学では学修状況の客観的指標として、GPA 制度を運用し、学生に周知している。学生便覧には副免許科目や他学科科目の履修条件（要件科目、出席率 85%以上、GPA2.5 以上）が明記され、系統立てて履修できる体制を整えている。【F-5】GPA は学生指導や履修指導の資料として活用されている。【4-1-d】卒業認定に関しては、学則第 36 条（卒業要件）と第 37 条（通信課程の卒業要件）に規定している。【F-3】学生への周知を図るために、履修ガイドの中に、修業年限、履修科目と単位数（各学部・学科別）、卒業判定について明記し、新年度ガイダンスで周知を図っている。【F-13】

大学院においては、大学院学則第 34 条に基づき、授業科目の成績評価を S・A・B・C・D の 5 段階で評価し、C 以上を合格としている。また、授業科目の単位認定は、試験、研究報告等の結果に基づいて行われている。試験及び成績評価の方法については、シラバスに明記し、学生へ周知している。

大学院担当教員に関する規則に基づき、研究科委員会は学生ごとに指導教員を定め、授業及び研究指導を行う体制を整備している。指導教員は、学生の研究課題及び履修状況を踏まえて研究指導を行い、修士論文中間報告会を通じて、研究の進捗状況及び到達状況を確認している。

修士論文については、論文審査及び最終試験を実施し、研究科委員会の審議を経て、学長が修了認定を行っている。修了要件については、大学院学則第 35 条において、修士課程に 2 年以上在学し、所定の 30 単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で修士論文審査及び最終試験に合格することを定めている。これらの内容については、履修ガイドによって学生へ周知している。【F-13】規程の改廃等に関する事項は、教務委員会における審議を経て、関係規程に定める手続により決定している。

単位認定については、科目の担当責任者がシラバスに明記した成績評価方法に基づいて行っている。成績評価を厳正に行うため、「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」を用い、教育経営会議、教授会、学科会議、FD 研修会において、評価の適切性に関す

る議論を行うとともに、大学ホームページにおいて情報を公表している。【4-1-e】教務課主導により年2回（前期末と後期末）、各学部・学科で「退学・休学・留年に関する検討」を実施し、学生や保護者への指導を行っている。卒業認定については、学則第36条（卒業要件）に従い、科目担当者による評価に基づき、教授会の意見を聴き、学長が決定している。【4-1-9】【4-1-10】

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神、ディプロマ・ポリシー、教育課程との一貫性を図り、学修成果を測るため、カリキュラム・ポリシーを定めている。令和6（2024）年度、教育内容、教育方法、教育評価の3項目に分けて整理を行い、学生便覧、履修ガイド、学生募集要項、大学ホームページを通して、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに内外に発信している。【4-2-1】【4-2-4】【F-13】下記の（図4-2-1）と（図4-2-2）は大学院及び大学のカリキュラム・ポリシーである。

（表 4-2-1）環太平洋大学修士課程のカリキュラム・ポリシー

本研究科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる高度な研究遂行能力、学術的独創性、専門職高度化を段階的かつ組織的に修得させるため、以下の「研究指導」「研究成果」「論文審査」の3本柱に連動した教育課程を編成している。

（1）教育内容

①研究方法論科目の配置

大学院における研究の土台となる「スポーツ科学特論」と「スポーツ科学研究方法論」を1年次に必修配置し、人文・社会科学的アプローチ（調査・歴史・心理等）と自然科学的アプローチ（実験・バイオメカニクス等）の双方の基盤を学修させ、多角的かつ科学的な検証の作法を身に付けさせる。

②研究倫理教育の実施

1年次の「スポーツ科学演習Ⅰ」において研究遂行能力（DP1）の根幹として、研究の着手前にデータ捏造、盗用、不正行為の防止、及び被験者の人権保護に関する「研究倫理教育」を徹底して実施し、高い倫理観に基づいた誠実な研究活動を行う態度を養う。

③高度専門科目の体系的配置

学術的独創性を育むため、「スポーツ文化・教育領域」と「スポーツ科学・実践応用領域」の2大領域の専門科目を体系的に配置する。院生は自身の研究課題やキャリアパスに応じて選択必修科目を履修し、最先端の理論とエビデンス（科学的根拠）に基づく課題解決力を深める。

④演習・特別研究による段階的研究指導

1年次から2年次の修了に至るまで、「スポーツ科学研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を体系的に配置する。主指導教員1人に加え、異なる専門性を持つ副指導教員を配した複数教員指導体制のもと、文献評価から研究計画の精緻化、データの収集・分析に至るまでを個別かつ段階的に指導する。

⑤学会発表・論文作成支援

自らの研究成果を論理的に説明し、社会へ発信する能力（DP2・DP3）を高めるため、修士論文または特定課題研究の執筆プロセスにおいて、国内外の関連学会での発表や学術雑誌への論文投稿を積極的に促し、指導・支援を行う。

（2）教育方法

①少人数・個別指導体制（対話型教育の徹底）

少人数ゼミ形式による徹底した「対話型教育」を展開する。教員や他の院生とのディスカッションやプレゼンテーションを通じて、自らの仮説や知見を客観的・論理的に説明するアカデミック・コミュニケーション能力を育成する。

②研究計画に基づく段階的指導

2年間の「修士課程研究指導スケジュール」に沿って、研究計画書の作成、テーマの設定、中間進捗報告といった明確なマイルストーン（段階的指導ステップ）を設け、院生が自らの研究プロセスの現在地を客観的に管理できるよう指導する。

③実践・フィールドを活用した教育

学校教育、競技スポーツ、地域スポーツの現場や、自治体・企業等の「実践・フィールド」と連携したPBL（課題解決型学習）を推奨する。理論と実践を往還しながら、社会変革を牽引する実践的なリーダーシップ（DP3）を養う。

（3）教育評価

①合同中間発表会・口頭試問の実施

1年次末の「研究計画発表」及び2年次秋の「合同中間発表会」を教育課程に位置付ける。指導教員だけでなく、研究科全体の教員や他の院生の前で成果を発表・質疑応答を行う機会を設け、研究の進捗と質を多角的に評価する。

②修士論文・特定課題研究の審査

将来のキャリアパス（専修免許状取得、高度指導者、アナリスト等）に応じて選択された「修士論文」または「特定課題研究」に対し、事前に公表された共通の「学位論文等評価基準（問題設定、方法論、独創性、論理的一貫性等の評価項目）」に基づき、主査1人・副査2人以上による厳正な最終審査及び口頭試問を行い、大学院水準の能力（DP）が達成されているかを最終判定する。

③査読・外部評価等を活用した質保証

院生が学会や学術誌等の外部機関（査読等）から受けた客観的評価を、研究科の教育成果の一指標として蓄積する。また、学生による授業評価アンケートを集約し、カリキュラム全体の

有効性を定期的に検証（FD 活動）することで、組織的な教育の質保証と改善を継続的に行う。

（表 4-2-2）環太平洋大学学士課程のカリキュラム・ポリシー

環太平洋大学は、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を備え、これからの社会で貢献できる人材を育成するため、教養科目、専門基礎科目、コア科目等で教育課程を編成し、アクティブ・ラーニングを促すために、講義、演習、実習等を適切に組み合わせています。各科目の到達目標や学力との関係についてはカリキュラム・マップ及びシラバス（授業計画）に明示しています。教育内容、教育方法、評価について以下のように定めています。

1. 教育内容

- (1) 教養科目では、6 領域を通じて、現代社会が直面する問題を解決するための資質・能力（非認知能力、データサイエンス、言語運用等）の習得を促し、卒業後のキャリア形成を図っています。
- (2) 教養科目内の初年次教育科目では、メンターの指導を通じて、大学への適応、非認知能力の開発、学修スキルの修得、キャリア形成を図り、学生の「夢・挑戦・達成」を支援しています。
- (3) 専門基礎科目とコア科目では、各学部・学科固有の専門分野の体系性や専攻・履修コースに沿って学年・学期別に科目配置を行い、社会的自立のための課題発見・解決能力を養成します。
- (4) 4 年次に卒業研究を配置し、4 年間の学修成果のまとめを図っています。
- (5) 姉妹校ニュージーランドキャンパスへの交換留学を促し、グローバルマインドの涵養を図っています。

2. 教育方法

- (6) 地域社会の課題を自分ごととして捉え、問題解決を図るための学外経験学習プログラム（実習、サービ斯拉ーニング、インターンシップ等）を取り入れています。
- (7) グループワーク、ディスカッション、ディベート等を通じて問題解決を図るアクティブ・ラーニング型の授業を積極的に取り入れています。
- (8) ICT を活用した教育を推進し、協働的な学びと学修の個別最適化を図ります。

3. 教育評価

- (9) 本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力の達成状況を把握するため、「大学レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の 3 レベルで学修成果の評価を行います。
- (10) 大学レベルでは、卒業研究、MATCH plus、学生調査、学位授与率、就職決定率、教員採用試験合格率及び国家試験合格率等の指標を用いて、本学の教育成果の達成状況を総合的に評価します。
- (11) 教育課程レベルでは、卒業研究、MATCH plus、学生調査、基礎学力調査、五訓調査、GPA 等の指標を用いて、学科ごとのディプロマ・ポリシーの達成状況及び教育課程の有効性を検証します。

(12) 科目レベルでは、シラバスに定める到達目標に基づき、定期試験、レポート、発表、実習評価、ルーブリック評価等により学修成果を評価します。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

建学の精神、教育指針、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの一貫性を図り、科目編成の整合性を図るため、平成 30（2018）年度以降、カリキュラム・マネジメントを行っている。ディプロマ・ポリシーに定められた学修成果と各科目の関連性を明示したカリキュラム・マップを作成し、その精度について教務委員会で検討した後、教育経営会議で審議・決定を図っている。**【4-2-2】【4-2-3】【4-2-5】** 令和 7（2025）年度開設の大学院については、AP「スポーツ科学への基礎知識・探究心・倫理観」、CP「スポーツ文化・教育領域」「スポーツ科学・実践応用領域」「研究演習」等、DP「高度な専門知識・課題解決力・リーダーシップと実践力」の関係性をベースにしたカリキュラム・マネジメントが行われている。**【4-2-a】**

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1) カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マップの策定後、教務委員会から各学科にシラバス作成の指示が入り、各教員はシラバスチェックリストと授業ガイドラインに沿って、到達目標・評価方法・授業方法、事前学習、授業計画、学位授与方針等との整合性について検討の上、シラバスを作成・提出し、教務課によるシラバスチェックを受け、必要に応じて修正を図っている。

【4-2-b】【4-2-c】

基準 1 で示した三つのポリシーに基づき、本学では「4 年後に責任を持つ」の方針のもと、各学部・学科において専門基礎科目及びコア科目を体系的に配置し、実学教育を推進している。大学院（令和 7（2025）年度開設）においても、三つのポリシーとの整合性を踏まえ、高度専門職業人を育成する教育課程を編成している。

【大学院】

大学院（令和 7（2025）年度開設）の教育課程は、「スポーツ科学研究コア」「スポーツ文化・教育領域」「スポーツ科学・実践応用領域」「スポーツ科学研究演習」から構成され、スポーツの人文科学・社会科学・自然科学に関する高度で幅広い専門知識と技能を修得できるよう整備している。また、入学年次にはコア科目を配置し、スポーツ科学研究の方法論や多様な研究視点を学ぶことで、文化・教育的視点と実践的・応用的視点を統合した複眼的思考力を養成している。さらに、スポーツ文化、地域スポーツ、スポーツ心理、スポーツ教育、スポーツ倫理、コーチング、データサイエンス、バイオメカニクス等の専門科目を通して、実践力、分析力、論理的思考力、リーダーシップ及び高い倫理観を段階的に修得できる教育課程としている。加えて、スポーツ科学研究演習では、修士論文または特定課題研究の作成に必要な研究方法を修得させるとともに、研究活動を通して課題解決能力や発信力を養い、地域社会や教育現場等で活躍できる高度専門職業人の育成を図っている。

【体育学部】

体育学科は「体育教員」「企業」「公務員」の3コースを設置し、「身体文化」「身体機能」を基盤として、体育実技、実習及びインターンシップを通じて実践力を養成している。健康科学科は、柔道整復師養成を目的に、「メディカルサポート」「スポーツサポート」「ヘルスサポート」の3コースを設置し、基礎医学、臨床医学、柔道整復学及び臨床実習を体系的に配置することで、実践力の高い医療人材を育成している。競技スポーツ科学科は、「アスリート」「スポーツサイエンティスト」の2コースを設置し、競技力向上とスポーツ科学の双方を重視した教育課程を編成している。体育実技に加え、アスリートキャリア教育、競技分析及び競技実践科目を配置し、競技力とキャリア形成を支援している。

【次世代教育学部】

こども発達学科は、保育士・幼稚園教諭養成を目的として、保育・幼児教育に関する理論と実践を体系的に配置し、東岡山 IPU こども園やニュージーランドでの実習を通じて実践力を養成している。3年次からは「こどもスポーツ」「こども心理」「こども英語」の各コースで専門性を深めている。教育経営学科は、「初等教育」「中等教育」「教育社会学」の3コースを設置し、教科・教職科目、教育実習及び教職実践演習を体系的に配置するとともに、「アウトリーチ実習」や「スクールフェス」など学生主体の教育実践を取り入れている。

【経済経営学部】

現代経営学科は、「経営総合」「スポーツビジネス」「グローバルビジネス」「公務員」「会計」の各コースを設置し、経済・経営の基礎から実践的な商品開発、高大連携事業等を通じて課題解決力と起業家精神を育成している。

【国際経済経営学部】

国際経済経営学科（令和7（2025）年度開設）は、「ビジネスデザイン」「DXイノベーション」「観光ホスピタリティ」の3コースを設置し、事業構想力、デジタル活用力及びホスピタリティを備えた人材の育成を目指している。

4学部7学科では、教育課程の集大成として、ゼミナールⅡ（応用）において卒業論文又はゼミ論文を課している。教育経営学科では令和7（2025）年度卒業生から卒業研究を必修化した。また、論文作成及び研究倫理に関するガイドラインを整備し、ゼミナール担当教員による指導のもとで研究活動を実施している。**【4-2-d】【4-2-e】**

以上の教育課程を通じて、各学科では非認知能力（DP1）、専門的知識・実践力（DP2～DP4）及びグローバルマインド（DP5）の育成を推進している。各学科の特色ある実学教育及びグローバル教育プログラムは表4-2-3及び表4-2-4に示すとおりであり、海外研修や国際交流活動については国際センターが支援している。**【4-2-f】**

(表 4-2-3) 学科ごとの実学教育プログラム

学科	主なプログラム
体育学科	スポーツレクリエーション、スポーツフェスティバル
健康科学科	国家資格対策、スポーツ医療検定、IPU カップ救護活動
競技スポーツ科学科	競技日誌、アクションプランの作成・発表
教育経営学科	アウトリーチ実習、スクールフェス、小学校訪問
こども発達学科	キッズフェスティバル、東岡山 IPU こども園・NZ 保育実習
現代経営学科	ゲストスピーカー講座、SPI 対策、商品開発、日本語検定対策
国際経済経営学科	開設初年度のため、完成年度までに順次整備

(表 4-2-4) 学科ごとのグローバル化推進プログラム

学科	主なプログラム
体育学科	NZ 留学
健康科学科	海外研修（ブリュッセル自由大学、ティーズサイド大学）
競技スポーツ科学科	国際大会への派遣
教育経営学科	NZ 留学、海外研修（東西大学、パーペチュアル大学等）
こども発達学科	NZ 保育実習、Global Hub（国際交流活動）
現代経営学科	NZ 留学、Global Hub（国際交流活動）
国際経済経営学科	NZ 留学

3) 履修科目の登録の上限

本学では、教育課程表やカリキュラム・マップに沿った履修指導を行うため、学則第 26 条（履修科目の登録の上限）において、「卒業の要件として年間に履修登録することができる単位数の上限は、複数の免許及び資格科目を取得する場合を除き 40 単位とする」と明記している。編入学生、転学部・転学科生、並びに成績優秀者については、履修登録上限単位数を超えて最大 48 単位まで履修登録できるが、それでもなお、上限を超えて科目を履修する特別な事情がある場合は、教授会の意見を聴き、学長がこれを認めることができる。**【F-3】** また、履修放棄への対策として、平成 30（2018）年度から「履修辞退制度」を設け、該当する学生に対して、自律的に辞退申請を行うよう、メンターまたはゼミ担任教員が指導している。上記の規程については、教務ガイドに明記し、新年度ガイダンスの際に学生に説明している。**【F-13】** こういった運用は、本学の履修規程に基づき、教務委員会等で審議されている。**【4-2-6】 【4-2-7】 【4-2-8】**

大学院では、少人数教育及び研究指導教員による個別指導体制を採用していることから、学部段階における CAP 制のような履修登録上限は設定していない。一方で、履修計画については研究指導教員による事前指導及び研究科委員会での確認を通じて、学生の学修状況に応じた適切な履修管理を行っている。

4-2-④ 教養教育の実施

教養科目は本学の教育指針（個性教育、実学教育、国際教育）のうち、「個性教育」と

「国際教育」を推進するための基礎を担っており、「言語・文化領域」「汎用的技能領域」「人間・表現領域」「数理領域」「社会領域」「キャリア領域」の6領域で構成している。以下、主たる分野の説明である。

「言語・文化領域」は、DP5（グローバルマインド）の涵養を図る領域であり、「英会話」「英語Ⅰ・Ⅱ」「日本の伝統文化」「多文化共生のための異文化理解」を開講し、学科の専門基礎科目「国際交流実習」「海外研修」と連携を図り、技能統合型の指導、海外留学や海外研修の事前・事後指導、国際交流活動を実施している。

「汎用的技能領域」は、DP1（非認知能力）の涵養を図る領域であり、「体育理論」「体育実技」「コンピュータリテラシーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「非認知能力育成Ⅰ・Ⅱ」「TOEICⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を開講している。リテラシー系の科目では、ネットリテラシー、Word、Excel、Google Workspace等の活用法、プレゼンテーション及びプログラミングの指導、ITパスポート取得のための演習に加え、AI活用スキルの向上や倫理指導を強化している。

「非認知能力育成」は、非認知能力育成専用校舎 DISCOVERY を使用し、PBL型の地域貢献活動プロジェクトを進めている。【4-2-g】「人間・表現領域」に含まれる「表現活動による人間力育成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」もまたDP1の涵養の役割を担っている。

「キャリア領域」では、学年進行に伴い「フレッシュマンセミナー」「キャリアディベロップメント」「キャリアデザイン」「キャリアサポート」「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」「コーチング基礎」「ビジネスコーチング」「ライフコーチング」等を開講し、キャリアセンター、教養教育センター、各学科が連携して運営している。上記科目のうち、「フレッシュマンセミナー」「キャリアディベロップメント」「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」はDP1（非認知能力）の役割も担っており、学科の専門基礎科目と連携を図りつつ、社会貢献活動や自己啓発活動を推し進めるとともに、内外の指標を用いて非認知能力の到達度調査を行っている。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

本学では教務委員会とFD・SD実施推進委員会が連携し、授業改善のためのPDCAを回している。授業評価アンケートや学生評価委員会の意見を踏まえ、シラバスの作成・点検を行い、授業改善を図っている。【4-2-9】

教員への啓発のため、カリキュラム・マップにアクティブ・ラーニング対応科目を明示し、シラバスチェックを行っており、令和7（2025）年の時点で配当科目中のアクティブ・ラーニング科目の比率は78%となっている。半期に1回実施している授業評価アンケートをもとに、教員がリフレクションペーパー（授業哲学、アンケートへの感想、成績評価への所見、履修者へのメッセージ）の作成・公開を行っている。なお、授業評価アンケートの数値が3.80未満の教員には、「授業改善報告書」の提出を課し、役職者による指導を実施している。【4-2-h】

令和2（2020）年以降、教職員へのITスキルの研修を強化し、協働学習やグループワークを主としたアクティブ・ラーニングや探究活動型の授業への移行を図っている。令和8（2026）年度は、DXに力を入れている東京キャンパスの教員を岡山キャンパスに招き、AI活用研修を実施した。令和8（2026）年度からの「100分授業への移行」「国際経済経営学部のクォーター制への移行」を踏まえ、教務委員会でプロジェクトを立ち上げ、「2026年度 授業ガイドライン（大学100分授業の実践・深化ガイド）」を更新し、「100

分授業をハックするーIPU・環太平洋大学 授業実践事例集」を加えた。**【4-2-i】【4-2-j】**

「2026 年度 授業ガイドラインー大学 100 分授業の実践・深化ガイドー」では、100 分授業を効果的に運用するための教育的メリットや授業設計の考え方を整理するとともに、マイクロレクチャー、反転授業、PBL、ジグソー法、リフレクション・デザインなど、主体的学修を促進する具体的な授業手法についてまとめている。さらに、授業手法の組み合わせ方や集中力維持の工夫、教育効果を高める実践例を共有し、授業改善に活用している。「100 分授業をハックするーIPU・環太平洋大学 授業実践事例集ー」では、各教員による 100 分授業の工夫や実践事例を収集・共有し、アクティブ・ラーニング型授業や学修成果向上に向けた教育実践を全学的に展開している。これらの資料は、FD 活動の一環として教員間で共有され、授業内容・授業方法の改善及び教育の質向上に活用している。

本学では、教育方法の工夫及び授業における学修支援の充実を図るため、Student Assistant (SA) 制度を運用している。SA は、授業準備、用具・機器の管理、実技のデモンストレーション、受講学生への個別の声かけ、ICT 操作や課題提出に関する支援等を担い、教員による指導を補完している。特に、技能水準や経験、ICT 活用能力等に差がある授業においては、学生のみずきを軽減し、安全かつ円滑な授業運営と学修への参加を支えている。また、キャリアマネジメント及び公務員講座等では、SA が学生間の相談や学び合いを促す役割を担っており、学生相互の学修を支えるピア・ラーニングの機会にもつながっている。このように、SA 制度は、多様な授業形態に応じた教育方法の工夫として機能し、学生の主体的・協働的な学びを促進している。**【4-2-k】**

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーに基づいてディプロマ・ポリシーを定め、その達成状況を学修成果として位置付けている。**【4-3-1】【4-3-2】【4-3-3】**

学修成果の把握・評価については、アセスメント・ポリシーに基づき、卒業研究、MATCH plus、学生調査を主要指標とし、基礎学力調査、五訓調査、GPA、資格取得状況等を補助指標として、多面的かつ総合的に実施している。**【4-3-4】**

各学科は、教育課程の特性に応じて、卒業論文、卒業研究、ゼミナールにおける研究成果物、実習成果物その他の総合的な学修成果を把握・評価している。全学的な評価観点については、学術研究推進委員会等において整理を進め、教務委員会において学科ごとの評価との接続を図っている。また、MATCH plus では非認知能力や社会人基礎力、学生調査では授業満足度、課程満足度、学修行動及び成長実感等を把握している。さらに、基礎学

力調査、五訓調査及び GPA 分析を通じて、基礎学力や人間力の伸長状況について継続的に検証している。

学修成果の評価結果は、内部質保証推進委員会、IR 室、教務委員会及び学科会議等で分析・共有し、教育経営会議へ報告するとともに、教育課程及び学生支援の改善に活用している。【4-3-5】【4-3-6】なお、大学院については、完成年度を迎える令和 8（2026）年度に向けて、学修成果の把握・評価方法の整備を進めている。

（図 4-3-1）IPU・環太平洋大学の学修成果全体像



（表 4-3-2）DP・CP・AP の相関図

DP (ディプロマ・ポリシー)	DP・CP・APの相関図 (対応表)						主に対応する AP (アドミッション・ポリシー)
	CP (カリキュラム・ポリシー)					卒業研究 (学びの集大成)	
	初年次教育・メンター・AL	専門基礎・専門科目	PBL・演習	地域連携・サービスラーニング	NZ留学・語学・国際教育		
DP1 非認知能力 主体性・協働性・人間力	◎	○	○	○	○	○	AP2 主体性・挑戦性を評価
DP2 専門知識・技能 専門知識の習得と活用	○	◎	○	○	○	◎	AP1 教育理念への理解と学ぶ意欲を評価
DP3 課題発見・解決能力 課題を見つけ解決する力	○	○	◎	○	○	◎	AP3 探究心・課題解決意欲を評価
DP4 地域・社会への貢献 地域社会の課題解決に貢献する力	○	○	○	◎	○	◎	AP3 地域・社会への関心を評価
DP5 グローバルマインド 多様性を理解し国際的に活躍する力	○	○	○	○	◎	○	AP4 国際的視野・語学力を評価

◎：主に対応 ○：関連して対応 —：直接の対応は限定的

(注) 卒業研究は、DP2・DP3・DP4の達成を統合的に可視化する集大成科目です。

大学院では、ディプロマ・ポリシー及びアセスメント・ポリシーに基づき、修士論文又は特定課題研究を学修成果の主要な評価指標としている。学位論文等の審査に当たっては、主査 1 人、副査 2 人以上で構成する学位論文等審査委員会を設置し、多角的かつ客観的な評価体制を整備している。審査は、あらかじめ公表した学位論文等評価基準に基づき、問題設定の妥当性、先行研究の理解度、研究方法の科学性、論理の一貫性・独創性及び専門領域への貢献度等の観点から総合的に評価するとともに、最終試験として口頭試問を実施し、研究成果の説明能力及び論理的思考力を含めて判定している。大学院は設置 2 年目であり、完成年度に向けて研究指導体制及び学修成果の分析・検証方法の充実を進めており、修了者が生じた後は、学位授与状況及び研究成果を分析し、教育課程の改善に活用する予定である。

以下、学修成果の把握・評価方法について、順に点検方法をまとめていく。

1) 非認知能力（五訓調査）

教養教育センターが作成した調査票に基づき、五訓（本学の行動指針：礼節、克己、信頼、前進、感謝）の伸長度を測定する。

2) 非認知能力（MATCH plus）

株式会社マイナビが提供する適性診断を年1回実施し、3つの能力（前に踏み出す力、チームで働く力、考え抜く力）と12の社会人基礎力の伸長度を測定する。

3) 非認知能力（学生調査）

進研アドと連携実施した卒業生調査で使用した「成長実感（12の指標）」を用い、在籍時における伸長度を測定する。

4) 就職実績

就職決定率、教員採用試験合格率、公務員採用試験合格率及び国家試験合格率等を用いて、ディプロマ・ポリシーに掲げる専門性及び実践力の達成状況を検証する。加えて、教員免許、保育士資格、柔道整復師国家試験受験資格等の取得状況を把握し、専門職養成教育の成果を検証する。

5) 卒業研究（成績評価）

卒業論文、ゼミ論文、成果物、実習報告書等を4年間の総合的学修成果物と位置付け、専門知識、課題発見力及び課題解決力の達成状況を、全学共通ルーブリック（整備中）等を用いて評価する。

6) 成績評価（GPA 分布）

GPA 分布を用いて学修成果の到達状況及び成績評価の妥当性を検証するとともに、必要に応じて評価基準の見直しを行う。

7) 基礎学力調査（就活学力試験®）

基礎学力及び汎用的能力の伸長状況を把握するとともに、教育課程及び学修支援の有効性を検証する。

8) 授業・課程・生活満足（学生調査）

授業、教育課程、生活の満足度や学修時間等の調査結果に基づき、本学の教育施策の有効性を検証する。

9) 卒業生・成長実感（進研アド）

在籍中の教育課程の効果、就職後の成長実感、今後の成長への期待感などを調査し、カリキュラムの改訂に繋げる。

10) グローバルマインド（学生調査）

5 項目（異文化理解・多様性受容・国際対話意欲・国際発信力・国際挑戦志向）の調査結果に基づき、本学学生の意識と行動の関係性について検討を行う。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

令和 7（2025）年度の学修成果のフィードバックの状況は下記のとおりである。教育経営会議や内部質保証会議での審議とともに、教職員総会や教職員用ポータルサイトを使って教職員にフィードバックしている。**【4-3-7】【4-3-8】【4-3-9】【4-3-10】【4-3-a】**

1) 非認知能力（五訓調査） 2) 非認知能力（MATCH plus） 3) 非認知能力（学生調査）

五訓調査、MATCH plus 及び学生調査の結果については、教育経営会議及び初年次教育担当者間で共有した。分析の結果、「前進」や「主体性・挑戦性」に関する項目に課題が認められたことから、地域連携活動や PBL（課題解決型学習）の充実に向けた検討を行った。

4) 就職実績

就職決定率、教員採用試験、公務員採用試験及び国家試験の結果については、速報値及び最終結果を学内で共有するとともに、大学ホームページに掲載し、教育成果の外的指標として学内外へ公表した。

5) 卒業研究（成績評価） 6) 成績評価（GPA 分布） 7) 基礎学力調査（就活学力試験®）

卒業研究の成績評価、GPA 分布及び基礎学力調査の結果については、教務委員会で共有・検討を行い、その概要を学内グループウェア（Garoon）で共有した。また、FD 研修会の資料として活用し、教育改善に関する協議を行った。GPA 分布の結果を踏まえ、学修支援対象者の抽出方法及びメンター面談の実施方法について検討を行うとともに、基礎学力調査の結果を基に、学力下位層への支援強化に向けた学修支援センターの活用促進について協議した。

8) 授業・課程・生活満足（学生調査） 9) 卒業生・成長実感（進研アド） 10) グローバルマインド（学生調査）

学生調査、卒業生調査及びグローバルマインド調査の結果については、学内グループウェア（Garoon）での共有、教職員総会での報告及び大学ホームページでの公表を行った。また、調査結果を踏まえ、施設設備及び学生支援体制の改善について関係部署へフィードバックを行った。

授業評価アンケート、学生調査、GPA 分布、基礎学力調査及び学修成果の分析結果は、教務委員会、学科会議及び教育経営会議において共有し、授業方法、履修指導、補習・面談、教育課程の見直し等に活用している。

〔基準 4 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組、特色ある取組

本学では、卒業研究、MATCH plus、学生調査を主要指標とし、基礎学力調査、五訓調査、GPA 等を補助指標として学修成果の把握・評価を行っている。

卒業研究については、学科間で大きな評価の偏りは見られず、4 年間の学修成果を総括する科目として適切に機能していることが確認された。また、中間報告会やルーブリック評価等を通じて、専門知識の修得状況や課題解決能力を多面的に評価する体制を整備している。

MATCH plus では、対人関係力や協働性などの非認知能力について一定の成果が認められた。学生調査においても、授業満足度 89.1%、課程満足度 88.2%、学生生活満足度 88.7% と高い水準を維持しており、特に 4 年生では多くの項目で 90%を超える結果となったことから、本学の教育活動に対する高い満足度と成長実感が確認された。

基礎学力調査では、1 年次から 4 年次にかけて全体として上昇傾向が認められ、基礎学力及び汎用的能力の向上が確認された。また、教員採用試験、公務員試験、国家試験及び就職実績等の外的指標においても一定の成果が認められ、本学の教育成果の妥当性が示されている。

さらに、五訓調査では「感謝」及び「礼節」に関する項目が高い水準を示しており、本学が重視する人間力教育の成果が確認された。

また、就職希望者に対する就職決定率 100%を維持するとともに、実就職率は 94%となった。小学校教諭、保育教諭、警察官及び消防官の就職実績において地域上位水準を維持しており、学修成果の社会的評価も確認された。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

MATCH plus では、「主体性・挑戦性」「リーダーシップ・発信力」「変化対応力」に課題が見られた。また、グローバルマインド調査においても、異文化理解や受容力は高い一方で、実際に行動しようとする意欲や挑戦行動に課題が認められた。

五訓調査では、「感謝」や「礼節」が高い水準を維持している一方、「前進」に関する項目が相対的に低く、自ら課題を発見し挑戦する姿勢の育成が課題となっている。

GPA 分析では、全体として一定の学修成果が認められるものの、学年や学科によって低位層が存在している。また、基礎学力調査においても全体平均は向上しているものの、低位層が一定数存在しており、学力格差への対応が課題である。

卒業研究については、評価の公平性は確保されているものの、学科間で研究内容や成果物の質に差が見られることから、さらなる質保証の強化が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組予定

主体性・挑戦性及び課題発見・解決能力の向上を図るため、地域連携活動、PBL（課題

解決型学習)、サービスマーケティング及びインターンシップ等の実践的学修機会を拡充するとともに、学生が主体的に企画・運営する活動への支援を充実させる。

基礎学力調査及び GPA 分析の結果を活用し、学力低位層の早期把握と個別支援を強化するとともに、学修支援センター及びメンター制度を通じて、基礎学力の定着及び学修習慣の形成を図る。

卒業研究については、ルーブリックの継続的な改善、評価基準の共有及び中間報告会・成果発表会の充実を通じて、学科間の質保証及び教育効果の向上に取り組む。

さらに、MATCH plus、五訓調査、学生調査等の結果については、学科会議及び教務委員会において教育改善に活用するとともに、大学評価・IR 室が横断的に分析し、全学的な課題を整理する。その結果は、必要に応じて内部質保証推進委員会及び教育経営会議における改善の検討資料として活用し、教育課程及び学生支援の継続的な改善につなげる。

本学は、三つのポリシーに基づき、教養教育、専門教育、演習・実習及び総合的な学修成果の確認を体系的に配置した教育課程を編成している。授業は、シラバスに基づく適切な成績評価、ICT の活用、アクティブ・ラーニング及び学生の学修状況に応じた指導により実施している。学修成果は、成績評価、卒業時の成果物、非認知能力、基礎学力、学生調査、就職・資格及びグローバルマインド等の複数指標により把握し、教育改善に活用している。以上より、基準項目 4 を満たしていると判断する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、教学部門を統括する責任者であり、大学運営に関する重要事項について理事会に説明し、必要な審議を求めるなど、学校法人と大学との連携を担っている。【5-1-3】また、学長は、理事会の方針及び決定事項を踏まえ、全学的組織である教育経営会議の議長として、大学運営及び教育研究に関する全学的な方針を示すとともに、構成員との協議及び必要な調整を行い、理解と協力を得ながら大学運営を推進している。【5-1-2】

教育経営会議は、教育課程及び教学運営に関する全学的な方針、改善の方向性その他の重要事項について協議し、学内の必要な調整を行う組織である。学長は、同会議を通じて、岡山キャンパス、東京キャンパス及び大学院を含む全学的な教学運営を統括し、適切なリーダーシップを発揮している。教育経営会議等の議事内容は、議事録を構成員に配布し、関係部署における業務の遂行及び改善に活用している。【5-1-a】

教育・研究・学生募集等に関する経常的な事項については、学部教授会、研究科委員会、教務委員会及び各センター・委員会が、それぞれの規程及び所掌に基づき審議、協議又は検討を行っている。学長は、これらの会議体及び組織からの意見や報告を踏まえ、必要な事項を決定し、又は全学的な方針を示している。このように、学部教授会、研究科委員会、各種委員会及び事務局が学長を補佐する体制を整備し、学長のリーダーシップを支えている。【5-1-1】【5-1-3】

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学では、学長の適切なリーダーシップの下で意思決定を行うため、学則において、教授会が教育研究に関する重要事項について学長に意見を述べること及び学長から意見を求められた事項について意見を述べることを規定し、学長と教授会の役割及び両者の関係を明確にしている。【5-1-4】【5-1-5】大学院においても、研究科委員会が研究科に関する事項について、関係規程に基づき審議し、又は学長に意見を述べる体制を整備している。

大学の教育研究に関する意思決定は、学長の適切なリーダーシップの下、教育経営会議における全学的な協議・調整、学部教授会及び研究科委員会における審議又は意見聴取、並びに各種委員会における検討を経て行われている。令和 3（2021）年度以降、学部教授会及び研究科委員会では、「学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号の規定に基づき学長が意見を聴く事項」に係る報告様式を作成している。学長は、これらの意見を踏まえ、必要に応じて対応方針を示している。【5-1-6】【5-1-7】学生の除籍、懲戒その他の学籍異動については、学部教授会又は研究科委員会の意見を聴いた上で、学長が決定する。【5-1-8】

三つのポリシー（DP・CP・AP）の策定及び改定、教育課程の編成及び改正、学位授与に関する基準その他の教学上の重要事項については、関係規程に基づき、教育経営会議における協議・調整、教授会又は研究科委員会における審議又は意見聴取を経て、適切な手続により決定している。教員人事については、関係規程に定める手続に従い、学部教授会又は研究科委員会等における審議を経て、理事会が決定する。このように、事項ごとに決定権者、審議又は意見聴取を担う組織及び手続を明確にしている。

教育・研究に関する経常的な事項については、学部教授会、研究科委員会、教務委員会、FD・SD 実施推進委員会、学術研究推進委員会及び内部質保証推進委員会等が、それぞれの所掌に基づき審議、協議、検討又は情報共有を行っている。センター・委員会を含む関係部署は、自己点検・評価に必要な資料として事業計画書及び事業報告書を作成・提出している。また、教学マネジメントに関する方針や取組状況を共有するため、全教職員を対象とする教職員総会を原則年3回開催し、理事長、学長、大学院、各学部・学科、センター・委員会及び事務局が、それぞれの方針、取組及び課題を共有している。これにより、学内 PDCA における各組織及び構成員の役割を明確にし、その周知を図っている。

本学は、複数キャンパス及び大学院を設置しているが、教学組織及び事務組織は本部に一元化している。本部の教学・事務組織のもとで、岡山キャンパス、東京キャンパス及び大学院の教育、学生支援及び事務運営を連携して行っており、東京キャンパスの各機能及び大学院の運営についても、本部の事務局及び教学組織の所掌に位置付け、全学共通の方針の下で運営している。

また、事業計画書及び事業報告書は、全学共通の様式により一元的に策定・管理しており、各キャンパス及び大学院における取組、課題及び改善状況を全学的に共有している。これにより、組織横断的な連携を図るとともに、事項ごとの責任体制を明確にしている。このように、本学では、権限と責任を明確にしつつ、全学的な意思決定及び教育研究活動を統一的に運営している。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

本学では、「令和7（2025）年度環太平洋大学組織図」に示されているとおり、学長を筆頭に学部組織と事務局組織、研究所、センター組織、体育会が配置され、各部門が縦の連携を図っている。さらに、教学部門とセンター組織、事務部門の役職者が一堂に会する教育経営会議を通じて横の連携を図ることによって、大学の使命・教育目的を達成するための組織編制を行い、教学マネジメントを推進する体制を構築している。【5-1-9】

大学事務局の専門性を強化するため、令和4（2022）年度より事務局を総務事務局と教育事務局に分け、総務事務局には総務課、管財課、情報システム課を、教育事務局には教務課、通信教育室を配置している。さらに、事務業務の専門性を高めるため、アドミッションセンター、キャリアセンター、学生センター、国際センターなどを組織化している。

本学では、「環太平洋大学事務組織及び事務分掌規程」に基づき、各部署の役割及び責任体制を明確化し、教育研究活動を支える組織的な運営体制を整備している。【5-1-10】

また、教職員の採用及び昇任については、「環太平洋大学就業規則」及び「教育職員選考規程」に基づき、適切な手続及び基準のもとで運用している。【5-1-11】

業務執行については、部局別予算制度及び稟議制度に基づき、法人管理部が起案内容、

予算執行及び関係手続を確認するとともに、事後の検証結果を各部署へフィードバックし、継続的な業務改善につなげている。また、稟議書及び押印許可申請書については、様式の見直しや事前確認を通じて、適正な事務執行を確保している。【5-1-b】

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学では、教育研究上の目的及び教育課程上の必要性を踏まえ、教員の任用及び昇任を行っている。教員の任用に当たっては、原則として独立行政法人研究者人材データベース（JREC-IN）及び求人サイト等を活用して公募を行い、教育研究上の専門分野、担当予定科目及び求める教員像に適合する人材を募集している。

採用選考では、個人調書、教育研究業績書及び社会活動等を証する書類により一次選考を行う。次いで、副学長、学部長、学科長等が、候補者の専門分野における教育研究業績、教育指導経験及び社会貢献等を確認するとともに、模擬授業、面接試験及び適性検査を通じて、教育力、指導力、実践力及び本学の建学の精神との適合性を総合的に審査している。選考委員会は、これらの審査結果を踏まえて任用候補者を選考し、学長に上申する。学長は、上申内容を確認の上、稟議決裁手続を経て理事長に具申し、理事長が任用を決定・任命する。【5-2-1】

教員の昇任については、教育研究業績、教育実績、組織運営への貢献及び社会活動等を総合的に審査している。昇任候補者については、個人評価票を用いて教育、研究、管理運営及び社会貢献等の実績を多面的に確認し、大学個人評価委員会において審議している。人事委員会における審議を経た後は、関係規程に定める手続に従い、学長及び理事長による決裁を経て昇任を決定・任命している。また、教育職員評価においては、教員が教育研究活動及び組織運営への貢献を振り返り、個人評価票に記載する仕組みとしている。評価結果は、面談等を通じて本人に共有し、教育、研究、管理運営及び社会貢献に関する取組の改善に活用している。【5-2-2】【5-2-3】【5-2-4】

4 学部 7 学科及び研究科では、教育研究上の目的、教育課程及び担当科目に必要な専門分野を踏まえ、教員配置の状況を確認している。欠員の補充又は教育課程上の新たな必要が生じた場合には、担当予定科目、必要とする専門分野及び職位を明確にした上で公募を行い、候補者の専門分野、教育研究業績、教育指導経験及び実務経験が教育課程上の必要性に適合しているかを審査している。また、教員免許状取得に関わる課程その他の資格課程については、関係法令及び設置基準に定める教員要件を確認し、必要な専門性を有する教員を配置している。

令和 7（2025）年度において、各学部・学科及び大学院に配置する専任教員は 154 人である。4 学部 7 学科及び研究科に必要とされる専任教員数を満たすとともに、全学として

大学設置基準及び大学院設置基準に定める必要専任教員数を上回る専任教員を配置している。【5-2-a】

教員の年齢構成は（図 5-2-1）のとおりである。各教育課程に必要な専門分野を確保する観点から、教員養成系大学等における教育歴を有する教員、小・中・高等学校における実務経験を有する教員、競技スポーツ経験者及び医療・健康分野の実務家教員を配置している。教員養成及び実務経験を重視した採用方針により、高年齢層の割合が比較的高い構成となっている。採用後は、個人調書や教育研究業績書（researchmap）の更新、「学生による授業評価アンケート」に伴うリフレクションと授業改善報告書の提出、『環太平洋大学研究紀要』の執筆、教育職員評価等を実施し、教員の多くが教育研究の改善に努めている。

【5-2-b】【5-2-c】 今後は教育課程の継続性及び研究力の維持向上を図るため、若手教員の計画的採用及び世代構成の適正化にも取り組む。

（表 5-2-1）環太平洋大学の教員年齢比

組織	49 歳以下	50～59 歳	60 歳以上
大学院	30.8%	21.9%	47.3%
体育学部	58.5%	17.1%	24.4%
次世代教育学部	27.8%	23.0%	49.2%
経済経営学部	42.9%	25.0%	32.1%
国際経済経営学部	39.4%	21.3%	39.3%

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組

（1）5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD 活動は、FD・SD 実施推進委員会によって規程・運営されている。【5-3-1】

【5-3-2】教授方法の改善に限らず、学生支援、コンプライアンス及び教育の質向上に関する課題を踏まえ、奨学金制度、メンタルヘルス、ハラスメント防止、合理的配慮及び学生理解等をテーマとする FD・SD 研修会を実施している。なお、令和 7（2025）年度の活動内容は下記の（表 5-3-1）のとおりである。大学院及び東京キャンパスとの合同開催とし、東京キャンパスの教職員はオンラインで参加している。

令和 7（2025）年度の FD・SD 研修会は、教育の質向上及び教学マネジメントの強化を目的として、年間 6 回実施した。研修は原則として全教職員の参加を求め、各回の参加状況を確認している。やむを得ず参加できなかった教職員に対しては、研修動画の視聴を義務付けることにより、研修内容の共有及び参加機会の確保を図っている。また、各研修後

にはアンケートを実施し、研修内容に対する理解度、課題認識及び今後取り上げるべきテーマを把握している。アンケート結果及び研修運営上の課題は、次年度の FD・SD 実施計画の策定に反映している。

(表 5-3-1) 令和 7 (2025) 年度 FD 研修会実施内容

実施日	内容
7 月 1 日	One IPU 構想について (真の国際化を目指すために)
10 月 7 日	合理的配慮と発達障がいのある大学生への支援
11 月 4 日	生成 AI を活用した教育・研究の革新 — 大学教職員のための実践的アプローチ
2 月 3 日	知的財産リテラシー
2 月 16 日	授業時間及び学期制度の変更に関する説明・100 分授業の手法事例共有
3 月 3 日	コミュニケーション教育とは何か?

令和 7 (2025) 年度は、「教育の理念」「授業改善」「教育課程」「学修成果」「研究指導」の 5 領域に分けて研修を年 6 回実施した。生成 AI の活用、100 分授業・クォーター制への対応、合理的配慮、発達障がいのある学生支援、国際化 (One IPU) 及び大学入試改革など、高等教育を取り巻く環境変化に対応するテーマを中心に取上げた。講師には、岡山キャンパスの各学部・学科教員に加え、大学院教員、東京キャンパス教員及び外部講師を招き、多角的な観点から講義及び討論を行った。

100 分授業・クォーター制の導入に向けた検討は、教務課及び教務委員会を中心として進めており、制度設計に加え、教員に対する理解促進及び運用上の課題共有を行う FD・SD 研修会の機会としても位置付けている。学年暦、授業運営、成績評価及び再試験制度等への影響について継続的に協議することにより、教職協働による教学運営の改善及び全学的な意識共有を推進している。

また、従来の授業改善に加え、学生理解及び学生支援を重視した内容を取り入れることで、「学生中心の教育」の実現に向けた教職員の意識向上を図っている。研修後のアンケート、授業公開 (ピアレビュー) を通じて、FD・SD 研修会の成果を把握し、教育改善につなげている。【5-3-3】

大学院では、教育研究活動及び研究指導の質向上を図るため、全学的な FD・SD 研修会と研究科独自の FD 活動を組み合わせて実施している。全学的な FD・SD 研修会では、ハラスメント防止、公的研究費の適正管理、研究倫理及び ICT を活用した授業方法等をテーマとする研修会に、研究科教員も参加している。また、研究科独自の FD・SD 研修会として、研究科委員会等において、シラバスと学位授与の方針との整合性、学位論文等評価基準の妥当性、修士論文中間報告会における評価結果の分析、並びに研究指導方法の改善について協議している。教員間で研究指導上の課題及び優れた実践事例を共有することにより、組織的かつ継続的な教育研究指導体制の充実を図っている。

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組

本学の SD 研修会は、FD・SD 実施推進委員会規程によって運営され、事務局の役職者の主導のもとで運営されている。【5-3-4】【5-3-5】本学では、大学運営の高度化及び学生支

援体制の強化を目的として、教職協働による SD 研修会を継続的に実施した。「Staff」を職員に限定せず、大学組織に関与する全教職員を包含するものと捉え、学内の問題や課題、質保証サイクルの点検・評価結果を共有し、教職協働を具現化する場として機能している。

(表 5-3-2) 令和 7 (2025) 年度 SD (FD との合同研修会を含む) 研修会実施内容

実施日	内容
4 月 21 日	創志学園グループの教育の理念／令和 7 (2025) 年度 OC
6 月 3 日	奨学金制度の理解と学生支援
6 月 24 日	短大・大学生における「ストレス」への理解と対応
9 月 2 日	学生支援 (メンタルサポート) で直面する学生の心理について
12 月 2 日	スポーツ事例からハラスメントを考える
3 月 9 日	FD/SD 推進委員会会議

令和 7 (2025) 年度は、教職員全般を対象とし、奨学金制度、メンタルヘルス、ハラスメント防止、合理的配慮、学生心理理解など、学生支援及びコンプライアンスに関するテーマを中心に挙げた。なお、FD と同様の運営方法により実施し、アンケート結果及び研修運営上の課題は、次年度の FD・SD 実施計画の策定に反映し、教職員全体の資質向上と組織的な大学運営体制の整備に努めている。【5-3-6】

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

校地・校舎等の整備及び管理運営については基準 3-5-①に記載している。本項では、これらの施設・設備を基盤として、教員が教育研究活動を継続的に行うための研究室、共同研究スペース及び研究環境の整備状況について記述する。

令和 7 (2025) 年度は、教員 (教授 67 人、准教授 27 人、講師 46 人、助教 13 人) に対し、研究室 92 室 (研究科 5 室、体育学部 19 室、次世代教育学部 30 室、経済経営学部 15 室、国際経済経営学部 23 室) を配置している。講師・助教に対しては、研究活動に必要な共同研究スペースを配置している。それぞれの研究室ゾーンには、教員同士が研究交流できるスペースを設置している。研究データの保管及び静穏な研究環境を確保するため、学生が通常使用する教室から離れた場所に研究室を設けているが、学生と教員のコミュニケーションが疎かにならないよう、教員ごとにオフィスアワーの時間を設定し、ポータルサイトを通して学生に告知している。【5-4-1】

岡山キャンパスでは教育棟から離れた校舎（PHILOSOPHIA/DISCOVERY）は事務室にてロック解除を行わないと入棟できない構造とし、入棟の際に、教職員には教職員カード、学生には学生証の携帯を義務付け、非常勤講師には IC カードを付与している。これは東京キャンパスも同じである。

研究室には教員ごとのパソコンを配置し、各校舎に印刷室を設置している。研究倫理（機密保持）に対応できるよう、印刷・コピーには、教職員カードでの認証を求めている。

教員の研究成果の公表及び研究活動の促進を目的として、平成 20（2008）年度より『環太平洋大学研究紀要』を発行している。平成 28（2016）年度からは原則として年 2 回発行しており、令和 7（2025）年度末までに第 28 号を刊行した。投稿原稿は学術研究推進委員会が審査し、掲載の可否を決定している。また、令和 7（2025）年度からは研究の高度化及び学術的水準の向上を目的として査読制度を導入し、研究科所属教員を含む査読体制を整備した。【5-4-2】

また、1 年以上在職した教員には、教育研究活動を推進するため、「特別研究日」（年度内 10 日以内）を設けている。さらに、各学部・学科では、科研費採択実績のある教員が若手・中堅教員への研究指導や科研費申請支援を行うなど、組織的な研究支援体制を整備している。

査読制度及びピアレビューを通じて得られた知見は、FD 研修会等で共有し、授業改善及び研究指導力の向上に活用している。さらに、その成果は学生調査、授業評価アンケート及び学修成果の分析結果とあわせて教育課程の検証に活用され、教務委員会及び内部質保証推進委員会におけるカリキュラム改善へ反映している。

（表 5-4-1）令和 7（2025）年度『環太平洋大学研究紀要』掲載カテゴリー別掲載本数

年度	号	原著論文	総説	実践研究	研究ノート	研究資料	掲載数
2024	25	4	0	6	4	2	16
	26	1	0	1	2	0	4
2025	27	2	1	4	2	2	11
	28	2	3	0	1	0	6

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動における社会的責任を果たし、研究の公正性及び信頼性を確保するため、学長の指揮の下、研究科・学科の教員及び事務局で構成する学術研究推進委員会及び研究倫理委員会を設置している。研究倫理に関しては、「環太平洋大学研究倫理委員会研究倫理審査要領」及び「研究倫理指針」を定め、学術研究活動において研究者が遵守すべき行動規範及び手続を明確にしている。【5-4-3】

研究を開始する際には、「環太平洋大学研究倫理チェック表」及び「研究倫理審査を要するか否かの判断について」を用いて、研究倫理審査の要否を確認している。倫理審査が必要と判断された研究については、研究者が所定の「研究倫理委員会提出書類」を提出し、研究倫理委員会が随時審査を行い、必要な承認を得た上で研究を実施する体制としている。

また、研究費の不正使用及び研究活動における不正行為を防止するため、「研究機関にお

ける公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」を踏まえ、関係規程及び運営・管理体制を整備している。教員が研究費の執行ルールを随時確認できるよう、「個人研究費・学内特別研究費使用ガイドブック」を学内ポータル上に掲載している。**【5-4-4】** 研究実施者である教員、大学院生及び学部学生に対しては、学術研究推進委員会及び研究倫理委員会が主催する研究倫理研修の受講を求め、研究倫理及び研究費の適正な執行に関する理解の促進を図っている。令和 7（2025）年度には、研究 FD 研修会を 3 回実施し、大学院生も参加した。

本学では、卒業研究をはじめとする学生の研究活動の質の向上及び研究倫理の徹底を図るため、学生向けの各種ガイドラインを整備している。具体的には、卒業研究の目的、研究計画の立案方法、論文の構成、引用方法及び評価基準等を示した「卒業研究ガイドライン」を作成するとともに、研究不正の防止、個人情報の適切な取扱い、研究対象者への倫理的配慮等について示した「研究倫理ガイドライン（学生向け）」を整備し、研究活動の開始前に指導を行っている。

また、生成 AI の急速な普及を踏まえ、学修及び研究活動における適正な活用を促進するため、「生成 AI 活用ガイドライン（学生向け）」を策定し、生成 AI を補助的な学修ツールとして適切に活用するとともに、生成物の無断転載や不適切な利用を防止し、学生自らが内容を検証し責任を持って活用することを指導している。

これらのガイドラインは、研究倫理教育及び卒業研究指導と連動して運用することで、学生が学術的誠実性を理解し、自律的かつ責任ある研究活動を実践できる体制を整備している。**【5-4-a】 【5-4-b】 【5-4-c】**

（表 5-4-2）令和 7（2025）年度 研究 FD 研修会実施内容

実施月日	内容
7 月 29 日	学内研究費の制度及び研究領域からの海外・系列校・地域との連携について
2 月 3 日	論文や授業・講演会資料等の著作権について
2 月 6 日	IPU 特別プロジェクト研究費報告会

（図 5-4-3）研究 FD の様子



5-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、教員の研究活動を支援するため、「教育研究費」及び申請・採択方式の「学内特別研究費」により、研究費を配分している。教育研究費は、職位に応じて教授 30 万円、准教授 24 万円、講師 18 万円、助教 12 万円、特任教員 10 万円を配分しており、教員が教育研究活動を継続的に実施するための基盤としている。また、学内特別研究費は、研究計画及び期待される成果を審査した上で配分している。【5-4-5】

教育研究費の申請に当たっては、科研費申請に準じた研究計画書の提出を求め、研究目的、研究方法、研究計画及び必要経費を明確にすることとしている。学内特別研究費については、採択後に成果報告会での発表及び本学研究紀要又は学会誌等への論文投稿を求め、研究成果の公表及び次の研究課題への発展を促している。本学では、大学院生の研究活動支援及び研究能力の向上を目的として、「環太平洋大学リサーチ・アシスタント規程」を整備し、研究支援体制の充実を図っている。【5-4-6】

科学研究費助成事業等の外部資金については、公募開始時に FD 研修会等を通じて制度の変更点及び申請上の留意事項を周知している。申請を希望する教員に対しては、教員間での申請書の相互確認を促すとともに、学部長、学科長等による助言及び事務局による申請書類・提出手続の確認を行っている。採択後は、関係規程及び交付条件に基づき、事務局が研究費の執行、物品購入、出張、謝金等の手続及び実績報告を支援し、適正な管理を行っている。間接経費を伴う外部資金については、交付条件及び学内の取扱いに基づき、研究環境の整備及び研究支援に活用している。

令和 7（2025）年度の科学研究費助成事業については、新規申請者 18 人のうち 3 人が採択され、採択率は 16.7%であった。また、継続課題は 11 件であり、代表者 5 人、分担者 6 人が参画している。【5-4-7】【5-4-8】

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組、特色ある取組

本学では、岡山キャンパス・東京キャンパス・大学院それぞれの強みを生かした FD・SD 研修を推進している。FD・SD 研修は年間 6 回実施し、未参加者には動画視聴を義務付けることで、教職員全員が研修内容を共有する体制を構築している。岡山キャンパスでは、合理的配慮や学生支援に関する実践的な研修を実施し、多様な学生への対応力向上を図っている。東京キャンパスでは、DX を活用した授業運営や教育改善に関する知見を全学で共有し、教育のデジタル化を推進している。大学院では、教員の研究実績や研究紀要査読のノウハウを活用した FD 研修を実施し、研究指導力及び研究倫理意識の向上を図っている。さらに、教務課及び教務委員会を中心として、100 分授業・クォーター制の導入に向けた検討や授業運営改善を継続的に進めている。これらの取組は、教職協働による教学マネジメントの推進及び FD・SD 活動の充実につながっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教育課程レベルの改善と個々の授業レベルの改善を接続する内部質保証体制については、なお課題が残されている。カリキュラム・マップや学修成果の可視化は進みつつあるものの、それらと各授業改善や成績評価改善の結びつきが十分ではなく、教育課程全体として

の PDCA の機能性強化が求められている。また、岡山キャンパス・東京キャンパス・大学院それぞれで特色ある教育改善が進められている一方、情報共有や共同実施をさらに促進する必要がある。特に、教学改善や研究支援に関する知見を相互活用する仕組みについて、One IPU 構想を踏まえた、さらなる整備が不可欠である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組予定

教務課及び教務委員会を中心に、100 分授業・クォーター制への対応を継続するとともに、教職員による授業観察（ピアレビュー）の再開等、FD 研修会の充実を通じて、授業レベルでの教育改善を推進する。また、成績評価、学修成果、学生調査等のデータを活用し、教育課程レベルと授業レベルを接続した学科別教学マネジメント体制の強化を図る。

研究面では、学術研究推進委員会を中心に研究論文規程や研究倫理体制の整備を進めるとともに、研究科教員との連携による科研費申請支援や共同研究体制の強化を推進する。加えて、岡山キャンパス・東京キャンパス・大学院間で FD・SD 活動や研究支援情報を共有し、全学的な教職協働体制の充実を図る。

本学は、学長の適切なリーダーシップのもと、教育経営会議、教授会、研究科委員会、各種委員会及び事務組織の役割を規程により明確にし、教育研究活動及び大学運営を適切に行っている。教育課程及び研究指導に必要な教員を配置するとともに、採用・昇任を関係規程に基づき適切に実施している。また、FD・SD 研修会を通じて教職員の資質向上を図り、研究環境、研究倫理及び研究活動への資源配分に関する支援体制を整備している。以上より、基準項目 5 を満たしていると判断する。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

大学の教育目的を達成するため、大学及びその設置者である学校法人創志学園は、寄附行為及び各種規程に基づき、法人と大学が相互に連携しながら、適切な管理運営を行っている。

学校法人創志学園は、寄附行為に基づき理事会を最高意思決定機関として設置し、法人及び大学運営に関する重要事項を審議・決定している。理事会の決定事項は学長をはじめとする大学の管理運営組織へ共有され、教育研究活動及び大学運営に反映している。**【6-1-1】【6-1-2】【6-2-2】**

法令遵守及び内部統制については、寄附行為、就業規則、経理規程その他の関係規程を整備し、法人管理部を中心として適正な業務執行及び内部統制の強化を図っている。**【6-1-6】【6-1-7】【6-1-8】**法令、寄附行為及び学内規程の遵守に関する事項については、関係部署が所管事項を確認するとともに、内部監査及び監事監査を通じて業務の適正性を点検している。

リスク管理については、法令違反、不正行為、情報管理、事故・災害その他の経営上又は教育研究上のリスクを把握し、関係規程及び所管部署の役割に基づき対応している。重要なリスク又は問題が生じた場合には、法人及び大学の関係部署が情報を共有し、必要に応じて理事会その他の会議体に報告の上、対応方針を決定している。

情報公開については、大学ホームページに寄附行為、事業計画・事業報告、財務情報及び監査報告書等を掲載するとともに、学校教育法施行規則等に基づき教育研究活動に関する情報を公表し、経営の透明性を確保している。**【6-1-3】【6-1-4】【6-1-5】**

（表 6-1-1）大学ホームページ（財務の情報）

財務の情報	
3-1 財産目録（令和7年度）	
3-2 貸借対照表（令和7年度）	
3-3 収支計算書（令和7年度）	
3-4 事業活動収支計算書（令和7年度）	
3-5 監査報告書（令和7年度）	
3-6 事業報告書（令和7年度）	
3-7 会計監査報告書(令和7年)	

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、人権教育推進委員会及びハラスメント対策委員会を設置し、人権侵害の防止及び人権意識の向上に取り組んでいる。【6-1-9】FD・SD研修会や学生便覧、オリエンテーション等を通じて教職員及び学生への周知・啓発を行うとともに、「人間と法」「人権と教育」等の授業科目を開講し、人権尊重の理念を教育活動にも反映している。また、ハラスメントに関する相談・対応体制を整備し、規程に基づく適切な運用を行っている。【6-1-9】

個人情報保護については、「学校法人創志学園個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報保護管理者を中心とした管理体制を整備している。【6-1-10】FD・SD研修会等を通じて教職員への継続的な啓発を行うほか、書類・電子データの適切な管理、アクセス権限の設定、ID・パスワード管理等を徹底している。また、学内サーバーへのファイアウォールの設置、教職員用・学生用ネットワークの分離、ウイルス対策ソフトの導入等により、情報セキュリティの維持・向上を図っている。【6-1-10】【6-1-b】

安全管理については、危機管理監のもとで危機管理体制を整備し、防火・防災避難訓練を毎年度実施するとともに、AEDの設置、災害備蓄品の整備、危機管理マニュアルの見直し等を継続的に実施している。【6-1-11】【6-1-12】【6-1-a】さらに、大規模災害や感染症等の非常時に備え、安否確認体制及びICTを活用した業務継続体制（BCP）の充実を図るとともに、行政機関等との連携を通じて、社会環境の変化に応じた危機管理体制を強化し、学生・教職員の安全確保に努めている。【6-1-11】【6-1-c】以上のように、本学では、人権の尊重、個人情報の保護、情報セキュリティ及び危機管理を一体的に推進し、安全で安心な教育研究環境の維持・向上に継続的に取り組んでいる。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人創志学園及び本学の管理運営は、私立学校法その他の関係法令並びに寄附行為及び関係諸規程に基づき適切に行われている。【6-1-1】【6-1-2】法人の組織及び管理運営体制は法人組織図のとおり整備されている。【6-2-1】法人の最高意思決定機関である理事会は、寄附行為及び理事会会議規則に基づき、法人運営に関する重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する役割を担っている。【6-2-2】【6-2-3】

理事会では、予算及び決算、事業計画及び事業報告、中期計画、役員及び教職員の人事、学則その他の重要な規程の制定・改廃等について審議・決定している。また、理事会は、理事長その他の業務執行理事から、担当する業務の執行状況について定期的に報告を受け、法人運営及び各設置校の状況を把握するとともに、必要な指示及び監督を行っている。令和6（2024）年度は、定例と臨時を併せ理事会を11回開催し、平均実出席率100%のもと

で適切に運営された。【6-2-2】【6-2-b】【6-2-c】【6-2-5】

監事、評議員会及び会計監査人については、私立学校法及び寄附行為に基づき、それぞれの権限及び役割に従い適切に運営している。【6-1-1】【6-3-4】【6-3-5】【6-3-a】

理事及び監事の選任については、私立学校法及び寄附行為に基づき適正に実施している。

【6-1-1】【6-2-4】【6-3-2】理事会には外部理事を配置し、多様な視点を踏まえた意思決定を行う体制を整備するとともに、監事についても独立性を確保し、理事及び法人職員との兼職を行わない体制としている。【6-1-1】

理事会から委任された事項については理事長が執行し、常任役員会及び設置校責任者会議を定期的開催することで、法人全体の重要事項や各設置校の運営状況について情報共有及び協議を行っている。【6-2-6】【6-2-d】【6-2-e】【6-2-f】

さらに、大学における教育研究に関する事項については、学長の適切なリーダーシップのもと、教育経営会議、教授会、研究科委員会及び各種委員会において、所掌に応じた協議、審議又は意見聴取を行い、その内容を法人の意思決定へ適切に反映する体制を整備している。【6-3-c】法人と大学がそれぞれの役割を明確にしながら相互に連携することにより、迅速性と透明性を兼ね備えた管理運営体制を構築している。【6-2-d】【6-2-e】【6-3-c】

以上のように、本学では、理事会を中心とした法人ガバナンスと、大学における教育研究マネジメントが有機的に連携し、使命・目的の達成に向けた意思決定体制が適切に機能している。【6-2-2】【6-2-d】【6-3-c】

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

学校法人創志学園では、「2025（令和 7）年度～2029（令和 11）年度」を対象とする中期 5 か年計画を策定し、「教育の質向上」「学生支援」「地域連携」「国際化」等を重点施策として位置付けている。また、東京キャンパス及び大学院スポーツ科学研究科については、学生確保、人員配置、施設整備、収支計画及びリスク管理を中期計画及び毎年度の事業計画に位置付け、計画的な運営を推進している。これに基づき、毎年度の事業計画及び事業報告を策定し、進捗状況の確認と改善を継続的に行う PDCA を運用している。【6-2-b】【6-2-c】【6-2-g】

法人本部では、法人管理部を中心として、各設置校との連携を図りながら、業務執行状況及び予算執行状況の把握、稟議書の事前審査、関係諸規程の整備・改正、コンプライアンスの推進及び内部統制の強化に継続的に取り組んでいる。また、必要に応じて現地視察やヒアリングを実施し、各設置校の課題把握及び改善に向けた指導・助言を行っている。

【6-2-d】【6-2-e】

さらに、理事長、副理事長及び法人本部が中心となり、常任役員会や設置校責任者会議を定期的開催し、各設置校の運営状況、学生募集、教育研究活動及び経営課題について継続的な点検・協議を行うことで、法人と設置校が一体となった改善活動を推進している。

【6-2-d】【6-2-e】【6-2-f】

本学においても、法人の中期計画を踏まえ、教育・研究・社会連携等に関する年度計画を策定するとともに、自己点検・評価及び内部質保証活動を通じて教育研究活動の改善を継続的に実施している。【6-2-a】【6-2-b】【6-2-c】【6-2-g】法人と大学が連携した PDCA サイクルを通じて、中期計画、年度計画、自己点検・評価及び内部質保証活動を一体的に運

用し、使命・目的の達成に向けた継続的な改善を図っている。【6-2-g】

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

学校法人創志学園では、理事会を最高意思決定機関とし、理事長、副理事長及び法人本部が役割を分担するとともに、常任役員会及び設置校責任者会議を通じて法人運営に関する重要事項を協議している。【6-2-6】【6-2-d】【6-2-e】大学では、学長のリーダーシップのもと、教育経営会議、教授会及び各種委員会において教育研究に関する事項を審議し、その内容を法人の意思決定へ適切に反映している。【6-3-c】また、教職員総会を通じて経営方針及び教育方針を共有し、法人と大学が連携した円滑な意思決定体制を構築している。

【6-3-d】【6-2-a】

以上のように、本学では、法人と大学が相互に連携し、トップマネジメントによる意思決定と教職員からの提案を組み合わせた運営体制を整備することにより、円滑かつ透明性の高い意思決定が行われている。【6-2-d】【6-2-e】【6-3-c】

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

学校法人創志学園では、評議員会、監事、内部監査室及び会計監査人がそれぞれの役割に基づき相互に連携し、多面的な監査体制を構築している。【6-3-1】【6-3-2】【6-3-4】【6-5-4】

評議員会は、寄附行為及び私立学校法に基づき、事業計画、予算、中期計画等の重要事項について審議し、法人運営に対するチェック機能を果たしている。【6-3-3】

監事は、業務及び財務の監査を実施し、理事会及び評議員会へ監査結果を報告するとともに、監事室の支援のもと、教育研究活動及び法人運営の適正性を監査している。【6-3-4】【6-3-5】

また、監事、内部監査室及び会計監査人は相互に情報共有を行い、書類監査、実地監査及び会計監査を組み合わせた三層の監査体制を運用している。監査結果は関係部署へ共有し、規程運用、事務手続、資産管理及びリスク管理の改善に活用している。【6-3-a】【6-5-a】【6-5-b】【6-5-4】

以上のように、本法人では、評議員会及び三層の監査体制を通じて、法人運営の適正性及び透明性を確保している。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

(1) 学校法人全体の強固な財務基盤と安定性

本学を設置する学校法人創志学園全体としては、堅調な財務基盤を維持している。対象年度である令和 7（2025）年度の経常収支実績は 2,028 百万円、総資産額は 60,433 百万円を記録しており、全体としての財務バランスは良好に保たれている。さらに、将来の教育投資やリスク管理の原資となる繰越現預金及び第 2 号基本金（投資用積立額）の合計は、今期において約 175 億円を確保しており、中期的な大学運営における資金面について、安定した財務運営が可能な状況にある。**【6-4-e】【6-5-e】**これらの資産については、資産運用規程に基づき、安全性及び健全性を重視した管理・運用を行っている。**【6-4-4】**

(2) 大学単体の現状と財務戦略（東京・岡山の両キャンパス）

大学単体の学生等納付金収入については、近年厳しい推移をたどっている。岡山キャンパスにおいて特定の学部の入学定員未充足が 3 期連続したことを主因として、令和 5 年度の 3,723 百万円から令和 6 年度には 3,608 百万円へと減収し、財務上の大きな課題となっている。これに対し、募集広報活動の強化及び入試改革を実行施策として展開し、令和 8 年度以降の回復を目指す基盤構築を図っている。**【6-4-a】【6-4-b】【6-4-i】**

また、新たな財務基盤の構築及び発展的展開として「東京キャンパス」の開設に伴う初期投資の影響はあるものの、中期的には学生等納付金収入の増加を見込み、収入源の多様化を推進している。**【6-4-b】【6-4-h】**

（表 6-4-1）学生等納付金の推移

（単位：百万円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
岡山キャンパス	3,757	3,839	3,723	3,608	3,609

※岡山キャンパスのみの推移を示す

（表 6-4-2）学生等納付金の計画推移

（単位：百万円）

項目	令和 8 年度計画	令和 9 年度計画	令和 10 年度計画
岡山キャンパス	3,562	3,673	3,732
東京キャンパス	476	740	980

6-4-② 収支バランスの確保

(1) 近年の収支実績と資金繰りの実態

令和 6（2024）年度は 39 百万円の黒字を確保したが、対象年度である令和 7（2025）年度は、岡山キャンパスにおける入学定員未充足、賞与引当金及び法人本部経費分担金の影

響により、事業活動収支差額は△300 百万円となった。一方、償却前事業活動収支差額は 370 百万円を確保しており、教育研究活動に必要な施設設備の維持・更新に支障はない。また、法人全体の財務基盤に支えられ、大学運営の継続性は確保されている。**【6-4-c】【6-4-e】【6-5-e】**

(2) 中期的な財務改善策と東京キャンパスの展開

財務基盤の再確立に向け、岡山キャンパスにおいては募集広報活動の強化と入試改革を速やかに実施し、定員充足率の回復による納付金収入の回復を図っている**【6-4-b】【6-4-i】**さらに、新たな財務基盤の多角化及び発展的展開として「東京キャンパス（国際経済経営学部）」を開設した。開設初年度（令和 7 年度）は初期投資等の影響により単体での収支確保には至っていないが、今後の計画的な納付金増収を見込んでおり、東京・岡山の連携により、中期的な収支バランスの安定化を推進している。**【6-4-b】【6-4-h】**

(3) 外部資金の導入の努力

外部資金については、令和 7（2025）年度に関連グループ法人から 70 百万円の受配者指定寄附金を受け入れ、体育館空調整備や校舎 LED 化等に活用した。また、校友会を中心とした寄附金制度の整備を進めるとともに、科研費等の競争的資金についても申請支援体制を強化し、獲得件数及び獲得額の増加を目指している。**【6-4-3】【6-4-f】【6-4-g】**

（表 6-4-3）環太平洋大学の事業活動収支差額の実績推移（単位：百万円）

項 目	令和 5 年度実績	令和 6 年度実績	令和 7 年度実績
事業活動収支差額	65	39	△300
減価償却費（教育）	612	502	504
減価償却費（管理）	188	159	166
償却前事業活動収支差額	865	700	370

以上、経常的経費並びに施設設備投資は、ほぼ大学単体の償却前事業活動収支差額で賄うことが可能な状態である。また万が一、資金調達が必要な場合でも、法人全体の信用力や資金調達力を有しており、資金繰りを悪化させる要素はない。よって、財務基盤の安定性とバランスは確保されている。**【6-4-c】【6-4-e】【6-5-e】【6-4-1】【6-4-2】【6-4-d】**

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 中期計画に基づく PDCA の確立と予算管理

学校法人創志学園では、中期的な観点から目標と計画を策定し、それらを具現化するための単年度計画として予算制度を確立・運営している。年度ごとに各部署からの目的別予算要求に基づいて事業計画書と収支予算書を作成し、理事会の承認を経て執行している。

【6-4-1】【6-4-2】【6-4-d】 また、財務運営の健全性を維持するため、年度ごとに決算分析及び財政状況の検証を行い、人件費比率等の財務指標の推移を確認しながら、必要に応じ

て大学予算の見直しを実施している。**【6-4-d】【6-4-e】【6-5-e】**さらに新たな取り組みとして、「2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度」を対象とする新たな中期 5 か年計画を策定し、これに伴う各種 KPI（重要業績評価指標）を設定した。今後は、単年度の事業報告において KPI の進捗状況を厳格に確認・評価し、課題に対する改善方策の立案・実行を迅速に行い、PDCA を強固に構築していく。**【6-2-a】【6-2-g】【6-4-2】【6-4-i】**

（2）多拠点展開における財務バランスの確保

財務運営の発展的展開として新設した「東京キャンパス」と基盤である「岡山キャンパス」の体制において、それぞれの地域特性や規模に応じた収支計画及び資金計画を精緻に立案している。単体での独立採算性を目指しつつも、両キャンパス間の機動的な連携と資金管理を行うことで、全学の財務的な収支バランスとガバナンスの確保を目指している。また、大学院スポーツ科学研究科についても、中期計画及び事業計画に基づき、学生確保、人員配置、教育研究環境の整備及び収支状況を継続的に点検し、必要に応じて改善を図っている。**【6-4-2】【6-4-b】【6-4-h】**

（3）経営上の諸課題（定員充足・学園連携）への取り組み

中期計画を推進する上での最重要課題として、岡山キャンパスにおける特定の各学部・学科の入学定員未充足問題を明確に認識している。これに対し、募集広報活動の強化や時代に即した入試改革などの具体的な回復施策を実行するとともに、同一法人内の強みを活かした「高校・専門学校・大学（高・専・大）の連携強化」を推進する。組織横断的な学生確保の仕組みづくりや、経営資源の有効活用などの施策を中期的な視点から展開することで、志願者の安定的な確保と財務基盤のさらなる安定化を目指していく。**【6-2-a】【6-2-g】【6-4-b】【6-4-i】**

（4）教育研究環境の整備と法人による財務サポート

中期計画に基づき教育研究環境の整備を継続しており、その実施は学校法人創志学園の安定した財務基盤に支えられている。財務運営についても中期計画及び自己点検・評価を通じて継続的な改善を図っている。**【6-2-a】【6-2-g】【6-4-2】【6-4-e】【6-5-e】**

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

（2）6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理及び財務管理は、私立学校振興助成法及び学校法人会計基準並びに「学校法人創志学園経理規程」「経理規程施行細則」「固定資産及び物品管理規程」「予算編成及び施行規程」「資産運用規程」等に基づき行っている。これらの規程により、予算の編成・

執行、資産及び物品の管理、会計帳簿の作成その他の会計処理に関する手続及び責任を明確にしている。**【6-5-1】【6-5-2】【6-4-4】**

予算は、各設置校及び関係部署からの要求を踏まえて編成し、理事会の審議・決定を経て執行している。期中に事業計画、収支見込み又は社会情勢等に重要な変動が生じた場合には、補正予算を編成し、理事会の審議・決定を経て予算に反映している。これにより、予算と実績との乖離を確認しながら、実態に即した財務管理を行っている。**【6-4-1】【6-4-d】【6-5-d】**

会計実務には、学園全体で統合会計システムを導入している。各設置校の会計担当者が同一システム上で会計データを入力し、法人本部が会計帳票及び財務データを確認することにより、法人と各設置校の間で会計情報を共有し、予算執行状況を把握する体制を整えている。また、学校法人会計基準の改正については、関係規程及び会計処理への影響を確認し、必要な対応を行っている。**【6-5-1】【6-5-e】**

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

学校法人創志学園は、私立学校振興助成法その他の関係法令に基づき、会計監査人による会計監査を受けている。会計監査人の選任については、「会計監査人の選任に関する規則」に基づき、評議員会の意見を聴いた上で理事会が決定している。**【6-5-3】【6-3-2】** 会計監査人は、計算書類その他の財務情報について監査を実施し、独立監査人監査報告書を作成している。**【6-5-4】**

監事は、寄附行為及び「学校法人創志学園監事監査規則」に基づき、法人の業務及び財産の状況を監査し、監査報告書を作成して理事会及び評議員会に報告している。また、内部監査室は、「学校法人創志学園内部監査規則」に基づき、法人本部及び各設置校における業務執行及び会計管理運営の状況について、書類監査及び実地監査を行っている。**【6-3-4】**

【6-3-5】【6-5-a】【6-5-b】

会計監査人、監事及び内部監査室は、それぞれの監査結果及び必要な情報を共有し、相互に連携して会計処理及び業務執行の適正性を確認している。監事監査及び内部監査の結果は、関係役員及び関係部署に報告し、必要に応じて規程運用、会計処理、事務手続、資産管理及びリスク管理に関する改善を行っている。このように、規程に基づく会計処理、予算編成・執行及び補正予算の手続、並びに会計監査人、監事及び内部監査室による複数の監査を通じて、相互牽制が機能する会計管理体制を整備している。**【6-5-4】【6-5-b】【6-5-c】**

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組、特色ある取組

学校法人創志学園では、理事会を中心とした意思決定体制、評議員会・監事・内部監査室・会計監査人による三層の監査体制及び内部統制体制を有機的に機能させ、透明性及び実効性の高いガバナンスを確立している。また、中期 5 か年計画に基づく PDCA サイクルを法人と大学が一体となって運用し、内部質保証活動と連動した継続的な改善を推進している。

財務面では、学校法人全体として安定した財務基盤を維持するとともに、東京キャンパ

ス及び大学院スポーツ科学研究科の開設・整備、教育研究環境の充実等への計画的な投資を継続し、将来を見据えた持続的な大学運営を実現している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学単体では、一部の学部・学科における入学定員未充足に伴う学生等納付金収入の減少が財務上の課題となっている。また、競争的外部資金をはじめとする外部資金及び寄附金収入については、さらなる拡充が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組予定

中期計画及び KPI に基づく進捗管理を通じて、募集広報活動の強化や入試改革を推進し、定員充足率の回復による財務基盤の強化を図る。あわせて、研究支援体制の充実により競争的外部資金をはじめとする外部資金の獲得及び校友会を中心とした寄附金制度の充実を推進し、収入基盤の多様化を進める。さらに、東京キャンパス及び大学院については、中期計画及び事業計画に基づき、学生確保、人員配置、施設整備、収支計画及びリスク管理を継続的に検証し、安定した運営体制の構築を推進する。

また、法人と大学が連携した内部質保証活動及び PDCA サイクルを継続的に運用し、ガバナンスの充実、教育研究環境の整備及び持続可能な財務運営の実現に取り組んでいく。

学校法人創志学園は、寄附行為及び関係規程に基づき、理事会、評議員会、監事及び会計監査人による適切なガバナンス体制を整備している。大学の教育研究活動及び学生支援に関する課題は、法人の事業計画、予算及び中期計画と連動させ、必要な資源配分を行っている。また、監事監査、会計監査及び内部監査を通じて管理運営及び会計の適正性を確認し、必要な改善を行う体制を整備している。以上より、基準項目 6 を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

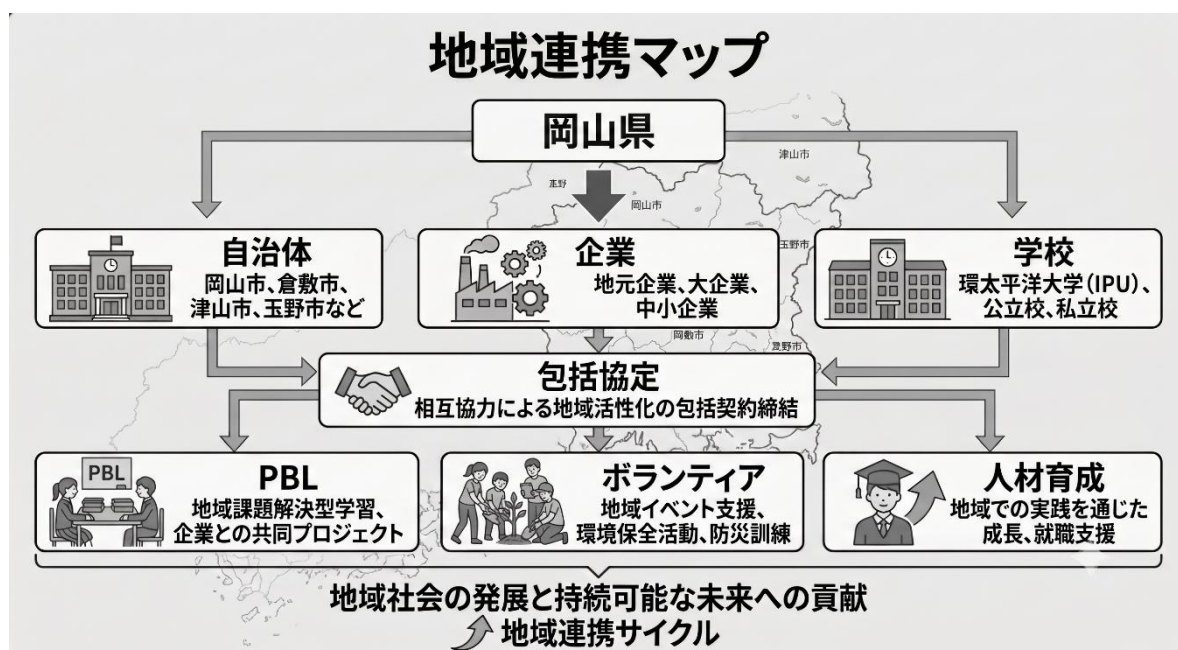
本学は、建学の精神である「挑戦と創造の教育」のもと、①教育とスポーツの融合、②時代の求める教育の追求、③教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む〈共育〉という三つの基本理念に基づく教育の実現を目指している。

本学は、これらの理念に基づき、学生が学内での学修、課外活動及び地域との関わりを通じて、自ら課題を発見し、他者と協働しながら解決に取り組む力を身に付けることを重視している。とりわけ、地域の教育機関、自治体、企業、スポーツ団体及び各種団体との連携を通じ、地域課題の解決及び地域の活性化に貢献する「地域社会との共創」を、本学の重要な使命として位置付けている。

また、本学の特色である「教育とスポーツの融合」により、競技力の向上のみならず、主体性、協働性、規律性、目標達成に向けて努力する力及び他者を尊重する姿勢を育成している。授業、実習、ゼミナール、課外活動及び地域連携活動を相互に結び付け、教育及びスポーツの両面から社会に貢献できる人材の育成を進めている（図 A-1-1）。

そこで、本学の独自基準として、建学の精神及び三つの基本理念に基づき、次の二つの観点から自己点検・評価を行う。

（図 A-1-1）地域連携マップ



基準 A. 「挑戦と創造の教育」

A-1. 地域社会との共創

A-1-① 包括連携協定の締結状況

A-1-② 地域連携・社会貢献活動の分類と主な取組

A-1-③ 体育会による社会貢献

A-1-④ 情報発信

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 包括連携協定の締結状況

本学では、建学の精神「挑戦と創造の教育」のもと、地方自治体、教育機関、企業、医療・福祉団体等との包括連携協定を積極的に締結し、地域社会との協働による教育・研究・社会貢献活動を推進している。これらの協定は、スポーツ振興、健康増進、教育・文化活動、防災・安全対策、高大連携、地域課題解決等、多岐にわたる分野に及んでおり、学生の実践的学修機会の創出と地域社会への貢献の両立を図る基盤となっている。また、各協定に基づき、地域イベントへの参画、学校現場での教育支援、スポーツ指導、健康講座、ボランティア活動、災害支援活動等を継続的に実施しており、学生が地域社会の一員として主体的に活動する教育環境を形成している。【A-1-a】

【スポーツ振興・健康増進に関する包括連携協定】

- * 赤磐市（平成 21（2009）年）
教育・文化・スポーツ活動の充実及び地域社会の形成・発展を目的とした協定
新体力テスト、運動会、陸上教室等で学生が運営補助
- * 岡山県（平成 27（2015）年）
スポーツ振興及び地域連携推進を目的とした協定
- * 備前市（平成 28（2016）年）
スポーツ・地域活性化を含む包括連携協定
- * 株式会社コナミスポーツクラブ（平成 29（2017）年）
スポーツ産業、健康増進、教育・学術振興に関する協定
- * 株式会社ルネサンス（平成 29（2017）年）
スポーツ振興及び健康づくりに関する協定
- * 大塚製薬株式会社（平成 29（2017）年）
熱中症対策、栄養摂取、食育、女性アスリート支援等に関する協定
- * 岡山県歯科医師会（平成 31（2019）年）
スポーツの振興並びに口腔健康増進に関する協定

【オリンピック・競技スポーツ関連協定】

- * 東京 2020 オリンピック・パラリンピック招致委員会（平成 25（2013）年）
- * 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成 26（2014）年）

【教育・文化・学術連携に関する包括連携協定】

- * 加西市（平成 23（2011）年）
教育・文化・学術・まちづくり分野での連携
- * 総社市（平成 28（2016）年）
地域づくり及び教育文化活動に関する連携

- * 和気町（令和 3（2021）年）
地域振興・教育活動・文化活動に関する連携
- * 島根県教育委員会（令和 5（2023）年）
表現教育アウトリーチ実習等を目的とした教育連携
高校運動部への測定・トレーニング指導も実施
- * 両備ホールディングス オーキドホテル（令和 6（2024）年）
長期インターンシップ受入に関する協定
- * 両備ホールディングス 両備経営サポートカンパニー（令和 6（2024）年）
学生インターンシップ及び実践教育連携
- * AMDA（令和 6（2024）年）
災害支援・外国人留学生支援・地域貢献活動を含む包括連携協定

【高大連携・接続教育に関する協定】

- * 創志学園高等学校（平成 25（2013）年以降）
- * 山陽高等学校（平成 25（2013）年以降）
- * 岡山県立岡山東支援学校（平成 25（2013）年以降）
- * 岡山市立岡山後楽館高等学校（令和 5（2023）年）
- * 岡山県立玉野光南高等学校（令和 5（2023）年）
- * 如水館高等学校（令和 5（2023）年）
- * 開星中学校・高等学校（令和 5（2023）年）
- * 岡山県立和気閑谷高等学校（令和 6（2024）年）

【系列高校との単位認定連携】

- * 「地域課題研究」を提供し探究活動を支援

【大学コンソーシアム・産官学連携】

- * 大学コンソーシアム岡山（平成 19（2007）年加入）
岡山県内大学・自治体・経済団体との産官学連携
- * 岡山県 × 大学コンソーシアム岡山（平成 27（2015）年）
「スポーツ栄養学」等の単位互換授業、公開ウェブ授業の実施、生涯学習講座の提供（健康、保育、防災、地域通貨、障害者スポーツ等の講座を実施）

【災害・防災・安全に関する協定】

- * 岡山市（平成 19（2007）年）
大規模災害時の避難所指定協定
- * 岡山県（平成 25（2013）年）
被災者支援ボランティアに関する協定
- * 和気町（平成 30（2018）年）
災害時避難所開設・応急処置協力協定
- * 二水会による地域教育連携、古都学区体育祭への運営協力、IPU 交通安全連絡会によ

る交通安全講習、学生消防応援隊による地域防災支援

A-1-② 地域連携・社会貢献活動の分類と主な取組

本学では、建学の精神「挑戦と創造の教育」のもと、地方自治体、教育機関、企業及び地域団体等と連携し、教育、スポーツ、文化、福祉、防災、国際交流など幅広い分野で地域連携・社会貢献活動を推進している。これらの活動は、正課教育、PBL 型学修、探究活動及びキャリア形成支援と連動した実践的な学びとして位置付けられており、学生が地域課題の解決に主体的に参画しながら、協働性や実践力を身に付ける機会となっている。以下に、本学における主な地域連携・社会貢献活動を分類して示す。【A-1-b】

【子ども・教育支援活動】

幼児から高校生までを対象に、学習支援・体験活動・探究学習・交流活動を実施している。次世代教育学部・こども発達学科を中心に、学生が主体となって地域の教育現場へ関わる活動が多く、地域貢献と実践的な学びを両立していることが本学の特色となっている。

<主な活動>

IPU Kids lab. 親子広場・おはなし会・おもちゃ王国イベント、小学校体力測定補助・陸上教室、玉島高校・総社南高校との英語交流会、特別支援学校音楽鑑賞会 など

【スポーツ・健康支援活動】

競技スポーツ指導、地域スポーツ振興、健康教育、障害者スポーツ支援などを幅広く展開している。体育会活動やスポーツ科学分野の専門性を活かした地域貢献が多く、学生が専門知識や技術を実践の場で発揮できることが本学の強みとなっている。

<主な活動>

岡山マラソン運営ボランティア、U-13 ハンドボール強化指導、サッカー指導者研修会、フィジカル講習会、ボッチャ・障害者スポーツ支援、健康講座・運動指導講習 など

【地域課題解決・SDGs 推進活動】

地域課題や社会課題の解決を目的として、学生主体のプロジェクト活動を展開している。SDGs、防災、福祉、環境、地域資源活用など多様なテーマに取り組み、PBL 型学修を通じて課題発見・解決能力や主体性を育む教育効果が期待される。

<主な活動>

ひとり親家庭支援「ハッピーエンロール」、SDGs 出前授業・4 育プロジェクト、ジビエ活用プロジェクト、保護犬・保護猫ゼロ勉強会、地域産品を活用したレモネード開発 など

【文化・音楽・表現活動】

音楽・吹奏楽・ミュージカル・表現教育などを通じて、地域住民や子どもたちとの交流を図る活動である。参加型プログラムが多く、芸術表現を通じた地域交流や情操教育の推

進につながっている。

＜主な活動＞

クリスマスコンサート・音楽鑑賞会、吹奏楽コンサート、表現教育ワークショップ、ミュージカル指導・演奏会伴奏 など

【地域イベント・ボランティア活動】

地域イベントや祭り、自治体行事などへの参加・運営補助を通じて、地域住民との交流や地域活性化に貢献している。学生が地域社会と直接関わる経験を積むことで、実践力や社会性の育成につながっている。

＜主な活動＞

百閒川ふれあい夏祭り、総社マラソンボランティア、桃磐祭企画・運営、和文字焼祭り等地域イベント支援 など

【行政・自治体連携活動】

自治体や行政機関と連携し、選挙支援、政策提案、地域づくり、審査会参加などを行っている。学生の主権者意識や公共的視点を養うとともに、地域社会との協働体制の構築に寄与している。

＜主な活動＞

期日前投票立会人、区づくり推進事業審査会、市長との対話企画、玉井地区地域交流会（防災活動） など

【国際交流・多文化共生活動】

外国語教育や国際交流活動、多文化共生推進を目的とした活動である。外国人留学生や高校生、市民との交流を通じて、異文化理解やコミュニケーション能力を養う実践的な学びの機会となっている。

＜主な活動＞

ベトナム交流・勉強会、English Day・英語交流会、「やさしい日本語」講座、マリ共和国出身留学生との交流授業（後述） など

【包括連携協定の締結を契機とした連携活動の展開事例】

1 地域小学校と連携した実践的教員養成「IPU スクールフェス」

教育経営学科では、地域小学校と連携した「IPU スクールフェス」を実施している。令和 7（2025）年 12 月には、尾道市立西藤小学校の全校児童約 230 人を第 1 キャンパスに招き、1 年生を中心とする学生が授業の企画・準備・運営を担った。先行実践の振り返りと 4 年生の支援を踏まえて内容を改善し、学生は授業構想力、協働力、教職への意欲を高めている。

2 支援学校と連携した音楽アウトリーチ活動

こども発達学科では、ゼミナール I・II「演奏制作研究」の一環として、岡山県立岡山東支援学校でアウトリーチコンサートを実施した。学生約 30 人が、視覚支援を取り入れた手遊び、演奏、手話歌、ダンス等を企画・運営し、児童・生徒約 100 人と教職員 70 人に音楽体験を提供した。本取組を通じ、学生は子どもの実態に応じた活動構成力や協働して教育活動を運営する力を養っている。

3 小中高大連携によるマリ共和国衣類支援と探究学習支援

現代経営学科では、サリフ・サコ講師と大池淳一准教授が協働し、岡山県立岡山操山高等学校、玉野市立荘内中学校、津山市立高野小学校、本学学生と連携した「マリ共和国への衣類支援プロジェクト」に取り組んでいる。児童・生徒が現地の子どもたちのニーズを踏まえて衣類を集め、本学学生は企画・運営を支援した。令和 7（2025）年 1 月には第 1 弾として約 20kg の衣類をマリ共和国へ発送した。今後は、現地の子どもたちとのオンライン交流を通じて取組を検証・改善し、継続的な支援へつなげる。本取組は、小中高との連携による探究学習支援と、国際的課題に主体的に関わる学びを結び付けた実践である。

4 地域イベントにおける体力測定・健康づくり支援

令和 7（2025）年 5 月 3 日・4 日、環太平洋大学は、haremach Sports Try Out に体力測定ブースを出展し、約 800 人の参加者に健康づくりの機会を提供した。体育学部を中心に、次世代教育学部・経済経営学部の学生が連携し、握力、垂直跳び、反復横跳び等の測定と結果のフィードバックを行った。あわせて、こども発達学科によるステージ演奏、現代経営学科による会場運営支援、モーションキャプチャーを活用した動作解析の紹介も実施した。本取組は、学生が専門性を生かして地域住民と交流し、実践力や協働力を高めるとともに、大学の教育・研究成果を地域へ還元する機会となった。

5 地域の敬老会開催への協力

令和 7（2025）年 9 月 15 日、IPU・環太平洋大学の食堂ハーモニーを会場として、瀬戸町観音寺地区の敬老会が開催された。本学は会場提供及び運営協力を行い、地域連携センター副センター長が祝辞を述べるなど、地域の高齢者を敬う機会に参画した。当日は、岡山県赤磐警察署による交通安全・特殊詐欺防止に関する講話と体験会のほか、地域役員による交流企画や昼食会が実施された。本取組は、地域住民の交流と安全・安心に関する啓

発を支えるとともに、大学施設を地域に開放し、地域連携を推進する取組となっている。

A-1-③ 体育会による社会貢献

本学体育会では、スポーツを通じた地域貢献活動を積極的に推進している。体育会に所属する 18 のクラブでは、地域における練習試合や合宿の受入れ、大会運営協力、審判活動、各種スポーツの技術指導、IPU 杯の開催、清掃等のボランティア活動など、多様な地域・社会貢献活動を展開しており、スポーツ振興及び地域活性化に寄与している。これらの活動は、学生のみならず、監督・コーチ等も含めた組織的な取組として継続的に実施されている。

その中でも特記すべき取組が、「IPU サッカーフェスティバル (IPU カップ)」である。本大会は、67 チームが参加し、岡山県内 15 会場を使用する大規模なサッカー大会であり、競技機会の提供に加え、高校生・大学生・地域をつなぐ交流型スポーツイベントとして展開している。なお、本大会は 15 年連続で開催されており、地域に根差した恒例行事として定着している。

本大会の最大の特徴は、企画・運営の中心を本学サッカー部学生が担っている点にある。学生は、協賛企業の獲得、会場調整、広報活動、熱中症対策、救護計画、備品整備など、1 年を通じて主体的に実施しており、スポーツマネジメントやリスク管理、組織運営等を実践的に学ぶ機会となっている。また、大会期間中は学生トレーナー組織 SAT (健康科学科生) によるトレーナーブースを設置し、怪我や熱中症への対応を行うなど、安全面にも十分配慮した運営体制を構築している。

さらに、本大会は高校生が本学学生と直接交流し、教育環境や施設設備に触れる機会にもなっており、進路意識の形成や大学理解の促進にも寄与している。加えて、地域の学校・企業・医療機関・行政等との連携を通じて、地域活性化やスポーツ振興にも貢献している。なお、本取組は、学生主体によるスポーツイベント運営と地域連携の実践が高く評価され、一般社団法人大学スポーツ協会 (UNIVAS) の「大学スポーツプロモート優秀取組賞」を受賞した。【A-1-c】

このように、IPU サッカーフェスティバルは、本学の建学の精神である「挑戦と創造の教育」を体現する特色ある教育活動の一つとして位置付けられている。

A-1-④ 情報発信

令和 5 (2023) 年度以降、本学は情報発信に力を入れており、大学ホームページの記事掲載数は、令和 4 (2022) 年度の 150 本から、令和 7 (2025) 年度には 250 本へ増加した。学科やセンターからの情報提供に伴い、IR 室とアドミッションセンターが協働して大学ホームページ記事を作成・公開し、外部のメディアへのプレスリリースを積極的に行っている。発信と同時に学内グループウェア (Garoon) に記事内容とリンクを掲示し、教職員への周知を図っている。【A-1-d】

(図 A-1-2) 大学ホームページ (体育会ニュース)

NEWS

未来へと続く日々のストーリー

ピックアップ

最新ニュース

教育・研究活動

地域社会

体育会

入試情報

プレスリリース

お知らせ

IPU AWARD 2026
Challenge for the future!

【奨学金対象】IPUアワード2026エントリー受付開始～7/29(水)まで～

© 2026年7月13日 ■ 入試情報

一歩踏み出せば
新しい世界。
日本での大学生活を月に暮ませんか?

大学見学会

留学生対象

留学生向け 大学見学会 開催！詳しくはこちら！

© 2026年7月8日 ■ ニュース

IPU卒業生・元WBA世界フライ級王者 ユーリ阿久井政悟選手がスーパーフライ級転向初戦をTKO勝利で飾る

© 2026年6月9日 ■ 体育会

2027年度
入試のPOINT!

環太平洋大学

2027年度入試情報を公開しました！

© 2026年6月1日 ■ お知らせ

体操NHK杯で岸里奈選手が個人総合2位！世界選手権&アジア競技大会の日本代表に内定！

© 2026年5月19日 ■ 体育会

夏の進学cafe in福岡

夏の進学cafe in福岡

© 2026年5月15日 ■ イベント

A-2. 教育とスポーツの融合による人材育成

A-2-① 体育会各部の活躍

A-2-② 次世代の教育を担う人材の育成

A-2-③ 次世代を担う国際人の育成

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 体育会各部の活躍

令和 7（2025）年度は、女子柔道部が FISU ワールドユニバーシティゲームズ団体優勝及び全日本学生柔道優勝大会団体優勝を達成したほか、ダンス部がチアリーディング世界選手権大会優勝及び JAPAN CUP 日本選手権大会総合優勝を果たした。また、女子硬式野球部は全国大学女子硬式野球選手権大会秋季大会で 2 連覇を達成し、陸上競技部からは FISU ユニバーシティゲームズ日本代表選手を輩出するなど、本学学生は全国・世界レベルで優れた競技実績を収めている。【A-2-a】

（図 A-2-1）大学ホームページ（体育会ニュース）



A-2-② 次世代の教育を担う人材の育成

本学は平成 19（2007）年 4 月に開学し、令和 7（2025）年度までに合計 16 期の卒業生を送り出してきた。

このうち保育士・幼稚園教諭として就職した者は、平成 22（2010）年度から令和 6（2024）年度までの累積で 349 人、令和 7（2025）年度の 28 人を合わせると 377 人となった。小学校教諭として就職した者は、同上年度までの累積で 1,018 人、令和 7（2025）年度の 76 人を合わせると 1,094 人となった。中学校・高等学校教諭として就職した者は、同上年度までの累積で 230 人、令和 7（2025）年度の 18 人を合わせると 248 人となった。特別支

援学校教諭として就職した者は、平成 30（2018）年度に 1 人、令和元（2019）年度に 1 人、令和 5（2023）年度に 2 人である。

本学の卒業生で教職に就いた者のうち、多くの学生が在学中の 4 年間、各種目の運動部に所属して専門種目の技能を高め、レギュラーや主将等として全国大会に出場して活躍してきた。それゆえ、本学卒業生で中学・高校の保健体育教員となった者は言うに及ばず、小学校教員となった者の多くも、就職したそれぞれの教育機関において放課後の課外活動等において各自の専門スポーツ種目の指導を行うことができる。卒業生は、在学中の競技経験や体育会活動を通じて培った礼節、規律性及び指導力を、学校現場における教育活動や課外活動の指導に生かしている。

以上のとおり、本学は開学 19 年目を迎え、令和 7（2025）年度までに 16 期の卒業生を教育職員として数多く輩出してきた。令和 7（2025）年度卒業生においても、小学校教諭及び中学校・高等学校教諭への安定した就職実績を維持しており、本学の教員養成は継続的な成果を上げている。

本学における人材養成のうちで他大学にはない特徴は、スポーツの専門的な指導ができる教育職員を養成しようとするところにある。教育職員となった卒業生の約 7 割は、在学中の 4 年間運動部において活躍してきた選手経験を持ち、当該競技の専門性について高度な実践知を有している。よって、この目的を達成するために本学の教育は有効に機能していると言える。【A-2-b】

A-2-③ 次世代を担う国際人の育成

本学は、「教育とスポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次世代を担う国際人となり得る人材を輩出することで社会に貢献すること」を目的に掲げている。ディプロマ・ポリシーの中にも「グローバルマインドの涵養」という目標が掲げられている。この目的を達成するために、平成 19（2007）年 4 月の開学以来、ニュージーランド・パーマストーンノースの本学姉妹校 IPUNZ への短期海外研修制度を、そして平成 21（2009）年度以降は長期海外研修制度を立ち上げ、本学学生に留学の機会を提供している。

1) 環太平洋大学短期海外研修

<制度の概要>

本学では、現地での英語学修及び異文化コミュニケーションの実践を通じて、他国の文化・習慣等への理解を深め、国際的視野を広げることを目的として、IPUNZ における短期海外研修を実施してきた。研修期間は 2 月中旬から 3 月末までの約 5 週間であり、IPUNZ で修得した科目のうち 2 単位を、本学のキャリア形成科目として認定していた。

<主な実績>

平成 19（2007）年の開学から令和元（2019）年度までの参加者は、合計 62 人であった。その内訳は、体育学科 19 人、乳幼児学科 4 人、学級経営学科 20 人、教育経営学科 15 人、こども発達学科 3 人、現代経営学科 1 人である。令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う入国制限措置により実施を中止した。その後、

より高い語学力の習得を重視する観点から、令和 4（2022）年度以降、約 5 週間の短期海外研修を廃止し、研修制度の見直しを行った。

2) 環太平洋大学長期海外研修（5 か月留学）

<制度の概要>

本学では、IPUNZ における授業、実習及び各種活動を通じて、豊かな国際感覚と確かな英語力を身に付け、国際的視野及びコミュニケーション能力を備えた人材を育成することを目的として、5 か月間の長期海外研修を実施している。参加者の選考では、所定科目の履修状況、海外研修を希望する理由を記した論作文、前学期までの成績及び出席率、面接の結果を総合的に審査している。また、IPUNZ で修得した単位のうち、最大 16 単位を本学の指定科目として認定している。

<主な実績>

平成 19（2007）年の開学から令和元（2019）年度までの参加者は、合計 112 人であった。その内訳は、体育学科 30 人、教育経営学科 66 人、国際教育経営学科 1 人、こども発達学科 8 人、現代経営学科 7 人である。令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う入国制限措置により実施を中止した。令和 4（2022）年度には 10 週間の海外研修を試行し、9 人が参加した。その成果を踏まえ、令和 5（2023）年度に 5 か月留学を再開し、同年度は 18 人、令和 6（2024）年度は 16 人、令和 7（2025）年度は 7 人が参加した。

3) 環太平洋大学長期海外研修（12 カ月）

<制度の概要>

本学では、長期海外研修の一環として、1 年次に 1 年間のニュージーランド留学を行う制度を設けている。平成 24（2012）年 4 月には、次世代教育学部に国際教育経営学科を設置し、1 年次における IPUNZ への 1 年間の留学を必修とした。平成 28（2016）年度以降は、経済経営学部現代経営学科に「グローバル・マネジメントコース」を、平成 29（2017）年度には次世代教育学部教育経営学科に「国際教育コース」を開設し、両コースに 1 年間のニュージーランド留学制度を設けた。IPUNZ で修得した単位のうち、最大 34 単位を本学の指定科目として認定している。

<主な実績>

平成 24（2012）年度には、国際教育経営学科の入学生 30 人が IPUNZ へ留学し、留学期間中に TOEIC スコアが平均 260 点上昇した。また、参加者の 3 分の 1 は 300 点以上の上昇を示した。その後、平成 25（2013）年度は 41 人、平成 26（2014）年度は 46 人、平成 27（2015）年度は 35 人が 1 年間の留学に参加した。さらに、「グローバル・マネジメントコース」及び「国際教育コース」における参加者は、合計 119 人であり、その内訳はグローバルビジネスコース 84 人、国際教育コース 35 人である。

令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う入国制限措置により、1 年間の留学を中止した。令和 4（2022）年度に実施した 10 週間の海外

研修の成果を踏まえ、令和 5（2023）年度には全学部・全学科の学生を対象として 1 年間の留学制度を再開した。再開後の参加者は、令和 5（2023）年度が 24 人、令和 6（2024）年度が 5 人、令和 7（2025）年度が 8 人であった。

また、令和 6（2024）年度以降は、ニュージーランド以外の研修先の開拓にも取り組み、フィリピンや韓国の大学との交流を推進している。これらの短期海外研修には、令和 6（2024）年度に 11 人、令和 7（2025）年度に 28 人が参加した。

（図 A-2-2）大学ホームページ（IPU NZ）



4) IPU の国際交流・教育支援活動

本学では、グローバル社会への貢献と多様性に富んだ教育環境の構築を目指し、アフリカ地域を対象とした多角的な国際交流及び支援活動を展開している。

<国際的発信と教育支援の拡充>

2025 年 6 月に開催された大阪・関西万博「アフリカ・デー」では、大橋節子学長が基調講演に登壇し、アフリカの教育者を対象とした新たな奨学金プログラムを発表した。これにより、現地教育の発展に対する本学の具体的な支援方針を国際社会へ提示した。

<教員・外国人留学生による地域支援と研究活動>

現代経営学科のサリフ・サコ講師（マリ共和国出身）を中心として、アフリカ地域の発展に向けた研究や、現地への物資・教育支援活動を継続的に実施している。これらの取組は山陽新聞等にも取り上げられ、本学の社会貢献活動として広く発信されている。

<外国人留学生の受入れと地域連携の推進>

秋季入学等を通じてアジア・アフリカ地域から外国人留学生を受け入れ、学内の国際化を推進している。さらに、岡山県内の小学校と連携した「マリ共和国出身留学生との交流授業」を実施するなど、地域社会における国際理解教育にも寄与している。【A-2-c】

留学前教育の充実、単位互換制度、帰国生用の英語授業の開設、教職課程との両立、4 年間で卒業といった点が本学の留学制度の特徴であり、グローバル企業人や英語教員として活躍する卒業生が年々増えていることから、本学の目指す国際人の育成は、その目的を

十分に達成している。

また、短期・長期海外研修に加え、海外大学とのオンライン交流、外国人留学生との協働学修及び地域における国際交流活動を通じ、多様な形態による国際教育を推進している。

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組、特色ある取組

本学では、地方自治体、教育機関、企業及び競技団体等との包括連携協定を基盤として、地域社会と協働する教育活動を体系的に展開するとともに、「教育とスポーツの融合」を特色とする人材育成を推進している。地域連携・社会貢献活動、PBL 型学修、国際交流及び体育会活動を通じて、学生の主体性、協働性、実践力及び社会参画意識の向上につながる教育成果が定着している。さらに、IR 室及びアドミッションセンターを中心とした情報発信体制の強化により、大学ホームページやプレスリリースを通じて教育・研究・社会貢献活動の可視化が着実に進んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

地域連携・社会貢献活動、国際交流活動及び体育会活動は継続的に展開されている一方、活動成果の定量的把握や教育効果の可視化、全学的な情報共有及び情報発信の充実が課題となっている。また、教職支援では教員採用試験の早期化への対応、地域連携では公開講座や学生ボランティア体制の充実、国際交流では募集地域の拡大や留学生支援の強化、体育会では競技実績の教育的価値の可視化及び学生募集と連動した広報戦略の強化が求められている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組予定

教職支援では、教員採用試験早期化を踏まえた低学年次からの支援体制を充実させる。地域連携では、岡山駅前グローバルキャンパスを活用した公開講座や学生ボランティア活動を推進し、地域防災活動を含めた連携機能を強化する。国際交流では、新規地域での学生募集や IPUNZ 等を活用した「One IPU」構想を推進するとともに、留学生支援及び地域交流を充実させる。また、IR 室を中心に地域連携・国際交流・体育会活動等の成果を継続的に把握・分析し、内部質保証活動へ反映する。体育会では、心理的安全性を重視した組織運営と競技実績を活かした広報を推進し、特色ある教育成果の発信と学生確保につなげていく。

本学は、包括連携協定及び地域の関係機関との連携を基盤として、授業、ゼミナール、学生団体及び体育会の活動を通じ、地域の教育、スポーツ、福祉及び文化に関する課題に取り組んでいる。これらの活動は、地域への貢献にとどまらず、学生が専門性を実践し、多様な他者と協働する学びの機会となっている。今後も、活動実績及び参加学生・連携先の評価を把握し、教育成果と地域貢献の両面から取組を充実させる。以上より、基準項目 A を満たしていると判断する。

V. 特記事項

1. 嘉納治五郎記念スポーツイノベーションセンターを核とした高度専門人材育成

本学では、令和8（2026）年度に嘉納治五郎記念スポーツイノベーションセンターを開設し、スポーツ科学、教育学及び地域連携を横断した高度専門人材の育成を進めている。同センターでは、嘉納治五郎の理念を継承し、競技力の向上に加え、教育力、人間力及び国際性を備えた指導者の育成に取り組んでいる。また、大学院と連携し、研究活動、競技支援、地域スポーツ振興及びリカレント教育を通じた実践的な学びを展開している。ATHLETE HALL「TOPGUN」、スポーツ科学センター「INSPIRE」及び附属鍼灸整骨院についても、体育会活動及び授業で活用するとともに、外部競技団体等の利用を受け入れている。これらの施設を教育、研究、競技支援及び地域貢献に一体的に活用し、地域スポーツ振興、競技力向上及びスポーツ科学研究を推進する本学の中核拠点として機能している。【特-1】

2. 通信教育課程の拡充による学びの多様化と生涯学習支援

本学では、多様化する学修ニーズ及び社会人の学び直し需要に対応するため、通信教育課程を開設している。現代経営分野及び保健体育分野に加え、教員養成分野では、初等教育専攻幼稚園教諭コース、初等教育専攻小学校教諭コース、中高英語教育専攻、中高数学教育専攻及び看護教育専攻を設置し、社会人を含む多様な学生が履修している。各専攻では、教員免許状の取得、現職教員の学び直し及びキャリアアップ等のニーズに対応した教育を実施している。オンラインを活用した授業及び学修支援により、時間的・地理的な制約を受けにくい学修環境を提供し、就業等と両立しながら学ぶ学生を支援している。多様な学修者に対する学び直し及び教員養成の新たなモデルとして、教育機会の拡大に貢献している。【特-2】

3. One IPU 構想による多拠点・国際展開の推進

本学では、「One IPU 構想」のもと、岡山キャンパス、東京キャンパス、大学院及びニュージーランド関連機関との連携を通じて、国内外を横断する教育・研究ネットワークの形成を進めている。ニュージーランド関連機関との連携を基盤として、海外研修、イマージョンプログラム、語学教育及び異文化理解教育を実施し、学生の英語運用能力、多文化理解及び実践的な国際対応力の育成に取り組んでいる。また、各キャンパス及び大学院の教育資源を相互に活用し、教育、研究、学生支援及び地域連携に関する情報共有と連携を進めている。これらの取組を通じて、地域に根差しながら国内外へ教育価値を発信する多拠点型大学として、教育・研究・国際交流を推進している。【特-3】

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、教育とスポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次代を担う国際人となり得る人材を輩出することで社会に貢献することを目的とする。(学則第 1 条)	1-1
第 83 条の 2	—	該当なし	1-1
第 85 条	○	本学に設置する各学部・学科、並びに各々の入学定員・収容定員は、次のとおりとする。(学則第 4 条)	1-1
第 87 条	○	体育学部、次世代教育学部、経済経営学部、国際経済経営学部の修業年限は、4 年とする。(学則第 5 条)	4-1
第 88 条	○	第 2 年次に編入学または転入学した者は 1 年の課程を修了し、第 3 年次に編入学または転入学した者は 2 年の課程を修了したものとみなす。本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が第 1 年次に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、2 年を超えない範囲で学部が定める期間を修業年限に通算することができる。(学則第 5 条、第 12 条)	4-1
第 88 条の 2	—	該当なし	4-1
第 89 条	○	本学に 3 年以上在学した者が、別に定めるところにより、卒業要件として学部の定める単位を優秀な成績で修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定することができる。(学則第 36 条)	4-1
第 90 条	○	本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者 (5) 文部科学大臣の指定した者 (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者 (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業認定試験に合格した者 (9) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者 (学則第 10 条)	3-1
第 92 条	○	本学では教授 (学長、学部長を含む)、准教授、講師、助教、助手	4-2

環太平洋大学

		及び事務職員を配置している。(学則第 53 条)	5-1 5-2
第 93 条	○	学部教授会を置いている。(学則第 55 条)	5-1
第 104 条	○	本学を卒業した者には、各学部・学科の教育課程に応じた学士の学位を授与している。(学則第 40 条)	4-1
第 105 条	—	該当なし	4-1
第 108 条	—	該当なし	3-1
第 109 条	○	教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとし、内部質保証推進委員会がその責任を負っている。(学則第 2 条) また、文部科学大臣の認証を受けた者(日本高等教育評価機構)による評価を受審している。(令和 2 年度受審)	2-2
第 113 条	○	学則第 2 条に基づき、内部質保証推進委員会を中心として自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検評価書として刊行するとともに、大学ホームページ等で公表している。	4-2
第 114 条	○	本学は事務局長、事務職員を配置している。事務職員は、事務局長の命を受けて事務を行う。(学則第 53 条)	5-1 5-3
第 122 条	○	3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (3) 高等専門学校を卒業した者(学則第 12 条)	3-1
第 132 条	○	3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上で、課程修了に必要な総授業時間数が 1700 時間以上であること、及びその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(学則第 12 条)	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	修業年限(学則第 5 条) 学年(学則第 6 条) 学期(学則第 7 条) 授業を行わない日(学則第 8 条) 部科及び課程の組織に関する事項(学則第 4 条) 教育課程及び授業日時数に関する事項(学則第 6 条、第 7 条、第 21 条) 学修の評価及び課程修了の認定に関する事項(学則第 31～40 条)	4-1 4-2

環太平洋大学

		収容定員及び職員組織に関する事項（学則第 4 条, 第 53 条, 第 54 条） 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項（学則第 9～20 条, 第 36～38 条） 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項（学則第 41～47 条） 賞罰に関する事項（学則第 18 条, 第 56 条, 第 57 条） 寄宿舎に関する事項（学則第 66 条）	
第 24 条	○	成績原簿（成績証明書）を作成している。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 18 条（除籍）、第 57 条（懲戒）に処分の手続きを記載している。	5-1
第 28 条	○	「文書保存規程」に基づいて保存している。	4-2
第 143 条	—	該当なし	5-1
第 146 条	○	本学で開講する授業科目のうち、一または複数の授業科目の一部を履修し、単位を修得しよう并希望する者に対しては、本学の教育研究に支障がない限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。（学則第 48 条）	4-1
第 147 条	○	本学に 3 年以上在籍した者が、別に定めるところにより、卒業要件として学部定める単位を優秀な成績で取得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定できる。（学則第 36 条）	4-1
第 148 条	—	該当なし	4-1
第 149 条	—	該当なし	4-1
第 150 条	○	本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者 (8) 修業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者（学則第 10 条）	3-1
第 151 条	—	該当なし	3-1
第 152 条	—	該当なし	3-1
第 153 条	—	該当なし	3-1
第 154 条	—	該当なし	3-1
第 161 条	○	3 3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (2) 短期大学を卒業した者（学則第 12 条）	3-1
第 162 条	○	3 3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。	3-1

環太平洋大学

		(5) 外国の大学・短期大学等を卒業し、又は 2 年以上在籍して 62 単位以上を修得した者（学則第 12 条）	
第 163 条	○	学年の始期及び終期は学則で定めている。なお、経済経営学部と次世代教育学部教育経営学科（通信課程）においては、前期・後期を春学期・秋学期と読み替えている。（学則第 6, 7 条）	4-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生が認定された単位について、成績証明書を発行することができる。（科目等履修生規程第 7 条）	4-1
第 164 条	—	該当なし	4-1
第 165 条の 2	○	大学、各学部・学科ごとに、教育上の目的を踏まえて、「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受け入れに関する方針」を定め、大学ホームページ等で公開している。（学則第 11, 21, 36 条）	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	内部質保証推進委員会を設置し、教育経営会議において、教務委員会、FD・SD 実施推進委員会等との連携を図っている。	2-2
第 172 条の 2	○	該当項目に関しては大学ホームページ等で公開している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則に基づき学長が卒業証書・学位記を授与している。（学則第 36～40 条）	4-1
第 178 条	○	3 3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (3) 高等専門学校を卒業した者（学則第 12 条）	3-1
第 186 条	○	3 3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上で、課程修了に必要な総授業時間数が 1700 時間以上であること及びその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（学則第 12 条）	3-1
第 186 条の 4	—	該当なし	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとし、内部質保証推進委員会	2-2 2-3

環太平洋大学

		がその責任を負っている。(学則第 2 条)	
第 2 条	○	学則の第 4 条の 2 に、学部及び学科の人材の養成に関する目的その他研究上の目的が示されている。	1-1
第 2 条の 2	○	入学者の選抜は、「入学者選抜実施要項」に基づき、公正かつ適切な方法により、適切な体制を整えて行っている。(入学者選抜実施要項)	3-1
第 3 条	○	各学部は、教育研究の必要に応じ組織されており、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数等も学部として適切に配置されている。(学則第 4 条)	1-1
第 4 条	○	学則の第 4 条に、本学に設置する各学部・学科、並びに各々の入学定員・収容定員等が示されている。(学則第 4 条)	1-1
第 5 条	○	次世代教育学部教育経営学科に、通信教育課程が設置されている。(学則第 4 条)	1-1
第 6 条	○	大学の教育研究上の目的を達成するための学部以外の基本組織として、次世代教育開発センター、地域・社会連携センター、国際科学・教育研究所、嘉納治五郎記念スポーツイノベーションセンター、先端農業研究所がある。(学則第 62 条、64 条)	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	本学の教員組織は、教授 73 人、准教授 28 人、講師 48 人、助教 13 人、合計 162 人で構成しており、設置基準に定める教員数を満たしている。また、年齢構成についても、教育研究組織の継続性に配慮した構成となっている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	主要授業科目については基幹教員が担当している。	4-2 5-2
第 9 条	○	附属の研究所において、授業を担当しない教員を配置している。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	基幹教員の数は設置基準に定める教員数を満たしている。	4-2 5-2
第 11 条	○	本学では FD 実施推進委員会を設置し、教職員を対象とした研修会、学生との対話、総会を定期的に行っている。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	環太平洋大学学長任用規則第 2 条において「学長は、人格高潔にして学識に富み…」と明記し、「学長任用規則」に基づいた手続きにより決定している。	5-1
第 13 条	○	「環太平洋大学教育職員選考規程」を定め、第 10 条に大学設置基準を踏まえた教授の資格を定めている。	4-2 5-2
第 14 条	○	「環太平洋大学教育職員選考規程」を定め、第 11 条に大学設置基	4-2

環太平洋大学

		準を踏まえた准教授の資格を定めている。	5-2
第 15 条	○	「環太平洋大学教育職員選考規程」を定め、第 12 条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。	4-2 5-2
第 16 条	○	「環太平洋大学教育職員選考規程」を定め、第 13 条に大学設置基準を踏まえた助教の資格を定めている。	4-2 5-2
第 17 条	○	「環太平洋大学教育職員選考規程」を定め、第 14 条に大学設置基準を踏まえた助手の資格を定めている。	4-2 5-2
第 18 条	○	学則第 4 条に、「本学に設置する各学部・学科、並びに各々の入学定員・収容定員は、次の通りとする。」とし、4 学部 7 学科の収容定員を示している。	3-1
第 19 条	○	教育課程は、学部の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編集するものとする。(学則第 21 条)	4-2
第 19 条の 2	—	該当なし	4-2
第 20 条	○	授業科目は、教養科目と専門科目群に区分し、必修科目及び選択科目に分ける。授業科目名及び単位数は、別表に明示している。(学則第 21 条)	4-2
第 21 条	○	1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習、及び講義・演習については 15 時間の授業をもって、実験、実習、及び実技については 30 時間の授業をもって 1 単位としている。(学則第 24 条)	4-1
第 22 条	○	学生便覧に定めている。	4-2
第 23 条	○	学生便覧に定めている。	4-2
第 24 条	○	ゼミや実習、演習を伴う科目は小規模のクラス編成をし、履修人数が多い必修科目や教職に関わる科目等は可能な限り複数クラスに分けて運用し、教育的効果に配慮した人数設定を行っている。	4-2
第 25 条	○	授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用で実施し、各科目のシラバスに授業区分を明示している。(学則第 22 条)	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	学修評価、成績評価、卒業認定については「履修ガイド」に明記・配布の上、学生に説明している。シラバスには、授業概要、到達目標、授業方法、評価基準、授業予定を掲載し、学生に説明している。(学則第 31～37 条)	4-1
第 26 条	—	該当なし	4-2
第 27 条	○	単位の認定は試験によるものとし、試験は原則として学期末あるいは学年末に、その履修した授業科目について筆記・口述、レポート、実技等適切な方法によって行う。その他、出席状況への考慮、試験に合格しなかった者への再試験が規定されている。(学則第 34 条)	4-1
第 27 条の 2	○	卒業要件として年間に履修登録することができる単位数の上限	4-2

環太平洋大学

		は、複数の免許及び資格に関する科目を履修する場合を除き、40 単位としている。前項の規定にかかわらず、4 年次以上の学生、編入学生、転学部・転学科をした学生及び成績優秀者については、履修登録上限単位数を超えて最大 48 単位まで履修登録することができる。(学則第 26 条)	
第 27 条の 3	—	該当なし	4-1
第 28 条	○	教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学等との協議に基づき、学生が当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、卒業に必要な単位として 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。(学則第 27 条)	4-1
第 29 条	○	教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、60 単位を超えない範囲で、学長の定めるところにより単位を与えることができる。(学則第 28 条)	4-1
第 30 条	○	教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等(外国の大学等を含む)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。(学則第 29 条)	4-1
第 30 条の 2	—	該当なし	4-2
第 31 条	○	科目等履修生制度を設けている。(学則第 48 条)	4-1 4-2
第 32 条	○	本学の卒業要件は、大学に 4 年以上在学し、必修科目を含む 124 単位以上修得を要件としている。(学則第 36 条)	4-1
第 33 条	—	該当なし	4-1
第 34 条	○	本学は空地を有する。	3-5
第 35 条	○	本学第一キャンパスには校舎と同一敷地内に運動場(3 か所:陸上競技場、サッカー・ラグビー場、ハンドボール場)、体育館(2 か所)、及び体育実習棟(柔道場、剣道場、ダンス室、トレーニングセンター、ストレッチルーム)を有する。本学第二キャンパスには校舎と同一敷地内に体育館(2 か所)を有する。東京キャンパスには、アリーナ、サブアリーナ、フィットネスルームを有する。	3-5
第 36 条	○	本学は、学長室、会議室、事務室、研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室)・図書館、医務室、学生自習室、学生控室、コンピュータ実習室等を有する。	3-5
第 37 条	○	本学の校地面積は 239,866.66 m ² であり、設置基準 34,900 m ² を上回る。	3-5

環太平洋大学

第 37 条の 2	○	本学の校舎面積は 47,026.85 m ² であり、設置基準 20,095.8 m ² を上回る。	3-5
第 38 条	○	本学には、教育研究上必要な資料を備えた図書館を設置し、専門の司書を配置している。また、ラーニングコモンズ、閲覧室、個別学修室及び書庫等を整備し、岡山キャンパスに 280 席、東京キャンパスに 108 席の閲覧席を確保している。さらに、岡山県内の大学に所属する教職員及び学生による図書館の相互利用を認めるとともに、他大学図書館との図書相互貸借を実施している。	3-5
第 39 条	○	体育学部には体育館を置いている。	3-5
第 39 条の 2	—	該当なし	3-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 40 条の 2	○	岡山キャンパス、東京キャンパス、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	3-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保し環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学の名称は、教育の理念等をもとに定められている。各学部及び学科の名称についても、教育研究上の目的にふさわしいものになっている。(学則第 4 条)	1-1
第 41 条	—	該当なし	4-2
第 42 条	—	該当なし	1-1
第 42 条の 2	—	該当なし	3-1
第 42 条の 3	—	該当なし	5-2
第 42 条の 4	—	該当なし	4-2
第 42 条の 5	—	該当なし	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	該当なし	4-2
第 42 条の 7	—	該当なし	4-2
第 42 条の 8	—	該当なし	4-1
第 42 条の 9	—	該当なし	4-1
第 42 条の 10	—	該当なし	3-5
第 43 条	—	該当なし	4-2
第 44 条	—	該当なし	4-1
第 45 条	—	該当なし	4-1
第 46 条	—	該当なし	4-2 5-2
第 47 条	—	該当なし	3-5
第 48 条	—	該当なし	3-5
第 49 条	—	該当なし	3-5
第 49 条の 2	—	該当なし	4-2

環太平洋大学

第 49 条の 3	—	該当なし	5-2
第 49 条の 4	—	該当なし	5-2
第 59 条	—	該当なし	1-1
第 60 条	—	該当なし	3-5
第 62 条	—	該当なし	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			3-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-1
第 9 条			4-2
第 10 条			4-2 5-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-2
第 13 条			4-2
第 14 条			4-1
第 15 条			4-2
第 16 条			4-2
第 17 条			4-2
第 18 条			3-2 4-2
第 19 条			4-1
第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-1

第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			4-1
第 27 条			4-2
第 28 条			4-1 4-2
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5

環太平洋大学

第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5 5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 77 条			1-1
第 78 条			3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	本学を卒業した者に対し学士（体育学・健康科学・次世代教育学・経営学）の学位を授与している。（学則第 40 条）	4-1
第 2 条の 3	—	該当なし	4-1
第 10 条	○	各学科（体育学科、健康科学科、現代経営学科、こども発達学科、教育経営学科、競技スポーツ科学科、国際経済経営学科）として適切な学士の名称としている。（学則第 40 条）	4-1
第 10 条の 2	—	該当なし	4-1
第 13 条	○	大学設置以降、本条に関する変更は行っていない。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	役職員に対する特別の利益供与が発生しないよう、未然に防止する	6-1

環太平洋大学

		体制としている。	
第 27 条	○	寄附行為を事務所に備え置き、閲覧等に応ずる場合は、私立学校法の定めに従うこととしている。(寄附行為第 72 条)	6-1
第 29 条	○	理事選任機関を理事選任委員会とし、運営等必要な事項は寄附行為に定めている。(寄附行為第 9 条)	6-2
第 30 条	○	理事の選任等については寄附行為に定めている。(寄附行為第 10 条)	6-2
第 31 条	○	理事の資格及び構成については寄附行為に定めている。(寄附行為第 11 条)	6-2
第 36 条	○	理事会は、寄附行為に基づき適正に運営されている。(寄附行為第 17 条)	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	理事長を 1 人置くものとし、理事のうちから理事会が選定することとしている。(寄附行為第 17 条)	6-1 6-2
第 39 条	○	理事の報告義務等については寄附行為に定めている。(寄附行為第 19 条)	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	理事会の議事については、議事録を作成することとしている。(寄附行為第 24 条)	6-2
第 45 条	○	監事の選任については寄附行為に定めている。(寄附行為第 25 条)	6-3
第 46 条	○	監事の資格については寄附行為に定めている。(寄附行為第 26 条)	6-3
第 52 条	○	監事の職務については寄附行為に定めている。(寄附行為第 31 条)	6-3
第 54 条	○	監事は理事が評議員会に提出しようとしている議案について調査しなければならないことは、寄附行為に定めている。(寄附行為第 33 条)	6-3
第 55 条	○	監事が理事会及び評議員会に出席して意見を述べることについては、寄附行為に定めている。(寄附行為第 31 条)	6-3
第 56 条	○	監事が監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出することについては、寄附行為に定めている。(寄附行為第 31 条)	6-3
第 61 条	○	評議員の選任については寄附行為に定めている。(寄附行為第 35 条)	6-3
第 62 条	○	評議員の資格及び構成については寄附行為に定めている。(寄附行為第 35 条、第 36 条)	6-3
第 66 条	○	評議員会の職務等については寄附行為に定めている。(寄附行為第 40 条)	6-3
第 78 条	○	評議員会の議事については、議事録を作成することとしている。(寄附行為第 50 条)	6-3
第 80 条	○	会計監査人の選任については寄附行為に定めている。(寄附行為第	6-3

環太平洋大学

		53 条)	6-5
第 86 条	○	会計監査人の職務等については寄附行為に定めている。(寄附行為第 58 条)	6-5
第 99 条	○	予算及び事業計画については、毎会計年度開始前に作成することとしている。(寄附行為第 60 条)	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	役員及び評議員に対する報酬については寄附行為に定めている。(寄附行為第 61 条)	6-2 6-3
第 103 条	○	計算書類等の作成及び保存については寄附行為に定めている。(寄附行為第 71 条)	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	計算書類等の監査については寄附行為に定めている。(寄附行為第 71 条)	6-2 6-5
第 105 条	○	理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。	6-3
第 106 条	○	計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等については寄附行為に定めている。(寄附行為第 72 条)	6-1
第 107 条	○	財産目録等の備置き及び閲覧等については寄附行為に定めている。(寄附行為第 72 条)	6-1
第 108 条	○	寄附行為の変更については寄附行為に定めている。(寄附行為第 74 条)	6-1
第 144 条	○	会計監査人を置いている。(寄附行為第 53 条)	6-5
第 145 条	○	常勤の監事を定めている。(寄附行為第 32 条)	6-3
第 146 条	○	理事の構成及び報告義務については、この特例に適している。	6-2
第 148 条	○	体制の整備及び中期計画の作成等については、寄附行為に定めている。(寄附行為第 60 条)	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	情報の公表については寄附行為に定めている。(寄附行為第 78 条)	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	本大学院は、建学の精神のもとに、スポーツを多様な立場から研究することで、専門的力量を備えた高度専門的職業人の養成を目指すことを目的としている。(大学院学則第 1 条、第 4 条第 2 項)	1-1

環太平洋大学

第 100 条	○	本大学院に、教育研究の基本組織としてスポーツ科学研究科を設置している。(大学院学則第 5 条)	1-1
第 102 条	○	修士課程に入学できる者を、大学を卒業した者、学士の学位を授与された者、外国において 16 年の課程を修了した者等として適正に定めている。(大学院学則第 12 条)	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	修士課程の入学資格について、外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者や文部科学大臣の指定した者などを法令の基準に基づき明記している。(大学院学則第 12 条第 3 号・第 4 号)	3-1
第 156 条	—	該当なし	3-1
第 157 条	○	個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学までに 22 歳に達した者を修士課程の入学資格として定めている。(大学院学則第 12 条第 6 号)	3-1
第 158 条	○	本大学院の教育水準の向上を図り、目的を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、結果を公表するものとしている。(大学院学則第 2 条)	3-1
第 159 条	—	該当なし	3-1
第 160 条	—	該当なし	3-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本大学院の教育水準の向上を図り、目的を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、結果を公表するものとしている。(大学院学則第 2 条)	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程として、高度専門的職業人の養成を目的として定めている。(大学院学則第 1 条、第 4 条第 2 項)	1-1
第 1 条の 3	○	出願者に対して選考の上、入学者を決定し、学長が入学を許可する適正な選抜体制を整備している。(大学院学則第 13 条)	3-1
第 2 条	○	本大学院に修士課程を置いている。(大学院学則第 4 条)	1-1
第 2 条の 2	○	教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業等を行う方法により教育を行うことができる。(大学院学則第 23 条)	1-1
第 3 条	○	修士課程の目的を明確にし、標準修業年限を 2 年と定めている。(大学院学則第 4 条第 2 項、第 7 条第 1 項)	1-1

環太平洋大学

第 4 条	—	該当なし	1-1
第 5 条	○	教育研究上の目的を達成するため、基本組織としてスポーツ科学研究科及びスポーツ科学専攻を設置している。(大学院学則第 5 条)	1-1
第 6 条	○		1-1
第 7 条	○	学部との接続を図るため、研究科長は体育学部長その他の体育学部教員を必要に応じて研究科委員会のオブザーバーとして加えることができる体制としている。(大学院学則第 51 条第 3 項)	1-1
第 7 条の 2	—	該当なし	1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3	—	該当なし	1-1 4-2 5-2
第 8 条	○	本大学院における授業及び研究指導は、主として本大学院の教授が担当し、准教授がこれを担当することができるとしている。(大学院学則第 50 条)	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条	○	研究科委員会が学生ごとに指導教員を定め、大学院担当教員に関する規則を別途規定して教育研究体制を整備している。(大学院学則第 25 条、第 50 条第 2 項)	4-2 5-2
第 9 条の 3	○		4-2 4-3 5-3
第 10 条	○		3-1
第 11 条	○	本大学院の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、必修科目及び選択科目を体系的に編成している。(大学院学則第 21 条)	4-2
第 12 条	○	教育は授業科目の授業及び研究指導によって行い、研究科委員会が研究指導のために指導教員を定めている。(大学院学則第 22 条、第 25 条)	3-2 4-2
第 13 条	○		3-2 4-2
第 14 条	—	該当なし	4-2
第 14 条の 2	○	授業科目の成績評価について、100～90 点を S、89～80 点を A とするなど、客観的な基準を定めている。(大学院学則第 34 条)	4-1
第 15 条	○	1 単位の計算方法について、講義・演習は 15 時間、実験・実習・実技は 45 時間（毎週 3 時間 15 週）の授業をもって 1 単位とする法令に則った基準で算定している。(大学院学則第 26 条)	3-2 3-5 4-1 4-2

環太平洋大学

第 16 条	○	修士課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、修士論文または特定課題研究を提出して最終試験に合格することを修了要件としている。(大学院学則第 35 条)	4-1
第 17 条	—	該当なし	4-1
第 19 条	○	本大学院の教育研究に必要な施設として、図書館及びスポーツ科学センターを設置している。(大学院学則第 55 条、第 56 条)	3-5
第 20 条	○		3-5
第 21 条	○		3-5
第 22 条	○		3-5
第 22 条の 2	—	該当なし	3-5
第 22 条の 3	—	該当なし	3-5 5-4
第 22 条の 4	—	該当なし	1-1
第 23 条	—	該当なし	1-1
第 24 条	—	該当なし	3-5
第 25 条	—	該当なし	4-2
第 26 条	—	該当なし	4-2
第 27 条	—	該当なし	4-2 5-2
第 28 条	—	該当なし	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	該当なし	3-5
第 30 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	該当なし	4-2
第 31 条	—	該当なし	4-2
第 32 条	—	該当なし	4-1
第 33 条	—	該当なし	4-1
第 34 条	—	該当なし	3-5
第 34 条の 2	—	該当なし	4-2
第 34 条の 3	—	該当なし	5-2
第 42 条	—	該当なし	3-3
第 43 条	—	該当なし	3-4
第 45 条	—	該当なし	1-1
第 46 条	—	該当なし	3-5 5-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

	状況		基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1
第 13 条			4-1
第 14 条			4-1
第 15 条			4-1
第 16 条			4-1
第 17 条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条			1-1 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1

環太平洋大学

第 21 条			4-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-1 4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則の定めるところにより修士課程所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に「修士（スポーツ科学）」の学位を授与している。（学位規程第 4 条、大学院学則第 38 条）	4-1
第 4 条	—	該当なし	4-1
第 5 条	○	研究科委員会が選任した 3 人以上の審査員により、修士論文等の審査及び面接試験を行い、判定する客観的な審査体制を整備している。（学位規程第 7 条、第 9 条）	4-1
第 5 条の 3	—	該当なし	4-1
第 12 条	○	本学の授与する学位の名称には、大学名として「IPU・環太平洋大学」と付記することを定めている。（学位規程第 13 条）	4-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとし、内部質保証推進委員会	2-2 2-3

環太平洋大学

		がその責任を負っている。(学則第2条)	
第2条	○	次世代教育学部教育経営学科に、通信教育課程が設置されており、学則第4条に、各学部・学科、並びに各々の入学定員・収容定員等が示されている。(学則第4条1項、通信教育課程規程第3条)	4-2
第3条	○	通信教育課程の授業は、印刷教材等による授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業のいずれか、またはこれらの併用により行うこととしている。(学則第23条、通信教育課程規程第21条)	3-2 4-2
第4条	○	通信教育課程の試験等の方法は、科目修得試験、面接授業試験等と定めている。(学則第33条、通信教育課程規程第22条)	4-2
第5条	○	通信教育課程の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて定めている。(学則第25条、通信教育課程規程第20条)	4-1
第6条	○	通信教育課程の卒業要件は、学部で4年以上在籍し、必修科目を含む124単位以上単位取得を条件としている。(学則第37条、通信教育課程規程第33条)	4-1
第7条	○	教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、60単位を超えない範囲で、学長の定めるところにより単位を与えることができる。(学則第28条、通信教育課程規程第27条)	4-1
第8条	○	令和7年5月1日現在の次世代教育学部教育経営学科の専任教員数は47人(教授25人)であり、設置基準第9条第2項を満たしている。	4-2 5-2
第9条	○	本学の校舎面積は47,026.85㎡であり、設置基準20,095.8㎡を上回るため、大学通信制設置基準第9条第2項を満たしている。	3-5
第10条	○	次世代教育学部通信教育課程に係る校地について、教育研究に支障のない面積を確保している。	3-5
第11条	○	次世代教育学部教育経営学科通信教育課程の運営を担当する専門部署として、教務課通信教育室を設置している。	3-2 4-2
第13条	○	大学通信教育設置基準に定めのない事項については、大学設置基準を適用している。	2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当なし場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※研究科等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	各学部・学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	各学部・学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当なし項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人創志学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	環太平洋大学 大学案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	環太平洋大学学則、環太平洋大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	IPU・環太平洋大学 令和 7（2025）年度 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2025	
【資料 F-6】	大学組織図	
	令和 7（2025）年度 環太平洋大学 大学組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	

環太平洋大学

	令和 7 (2025) 年度 環太平洋大学 事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	令和 7 (2025) 年度 環太平洋大学 事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	環太平洋大学 中期計画書(令和 7(2025)年 4 月-令和 13(2031)年 3 月)	
【資料 F-10】	法人及び大学の規程一覧(規程集)	
	学校法人創志学園規程集及び環太平洋大学 規程集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など)がわかる資料	
	役員名簿、理事会、評議員会の前年度開催状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類(過去 5 年間)、監事監査報告書(過去 5 年間)、会計監査報告(過去 5 年間)及び財産目録(最新のもの)	
	決算書(平成 29 年度～令和 6 年度)、監事監査報告書	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	IPU 履修ガイド(令和 7 (2025) 年度入学生)シラバス(電子データ)	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	環太平洋大学三つのポリシー	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	認証評価結果の条件に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	大学ホームページ(精神と理念、学生便覧、三つのポリシー) https://ipu-japan.ac.jp/information/	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	環太平洋大学 教育経営会議規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	大学ホームページ(環太平洋大学の内部質保証)	
【1-1-b】	大学ホームページ(新着記事)	
【1-1-c】	令和 7 (2025) 年度センター・委員会組織	
【1-1-d】	内部質保証推進委員会規程	
【1-1-e】	大学ホームページ記事(学習サークル)	
【1-1-f】	大学ホームページ記事(IPU ブリッジ)	
【1-1-g】	大学ホームページ記事(アフタースクール事業)	
【1-1-h】	大学ホームページ記事(嘉納治五郎記念スポーツイノベーションセンター)	
【1-1-i】	大学ホームページ記事(アフリカ・デー)	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		

【2-1-1】	環太平洋大学 内部質保証の方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	環太平洋大学内部質保証組織図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	内部質保証推進委員会規程、大学評価・IR 室規程	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	内部質保証推進委員会規程	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	令和 7（2025）年度 環太平洋大学 自己点検評価書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	内部質保証推進委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	大学ホームページ（内部質保証／点検・評価）	
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	大学評価・IR 室規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	学生調査	
【2-2-b】	GPA 分布	
【2-2-c】	IR データ	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	環太平洋大学内部質保証組織図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	内部質保証推進委員会規程	
【2-3-3】	FD・SD 実施推進委員会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-4】	環太平洋大学内部質保証組織図	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-5】	外部評価委員会規程	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	教育経営会議議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-7】	内部質保証推進委員会議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-8】	大学ホームページ（自己点検・評価の結果）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	学生 FD 議事録	
【2-3-b】	外部評価委員会名簿	
【2-3-c】	外部評価委員会資料	
【2-3-d】	外部評価委員会議事録	
【2-3-e】	教職員総会資料	
【2-3-f】	リフレクションペーパー	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	大学ホームページ（アドミッション・ポリシー） https://ipu-japan.ac.jp/information/univ-policy/	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	アドミッションセンター規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	入試委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	入試委員会議事録	
【3-1-b】	入学前研修資料	
【3-1-c】	募集要項（大学）	【F-4】と同じ
【3-1-d】	募集要項（大学院）	【F-4】と同じ
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	学生支援方針	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	教養教育センター規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-3】	環太平洋大学 スチューデント・アシスタント規程	
オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書		
【3-2-4】	教務課ホームページ	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-5】	大学ホームページ（学生向け 合理的配慮について）	
【3-2-6】	第5回FD・SD研修会資料	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-7】	修学継続支援会議規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	ユニバーサル・パスポート（学生便覧）	
【3-2-b】	ポータルサイト（IPU サポートナビ）	
【3-2-c】	大学ホームページ記事（コンテスト）	
【3-2-d】	環太平洋大学 表彰規程	
【3-2-e】	大学ホームページ（キャンパス紹介）	
【3-2-f】	授業評価アンケート	
【3-2-g】	リフレクションペーパー	
【3-2-h】	入学前研修会報告書（教養教育センター事業報告書）	
【3-2-i】	就活学力試験®	
【3-2-j】	ASR について（学生便覧）	
【3-2-k】	メンター執行部組織図	
【3-2-l】	教務委員会議事録	
【3-2-m】	中退防止会議議事録	
【3-2-n】	令和7（2025）年度 SA 活動実績	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	大学ホームページ（就職・キャリア支援）	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	学生便覧（キャリアセンター）	【F-5】と同じ
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	キャリアセンター規程	

環太平洋大学

教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	学生便覧（キャリアセンター）	【F-5】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	教職支援室（学生便覧）	【F-5】と同じ
【3-3-b】	公務員就職支援室（学生便覧）	【F-5】と同じ
【3-3-c】	企業等就職支援室（学生便覧）	【F-5】と同じ
【3-3-d】	大学ホームページ記事（企業のためのオープンキャンパス）	
【3-3-e】	大学ホームページ記事（健康科学科企業合同説明会）	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	大学ホームページ（学生支援方針）	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	学生センター規程	
【3-4-3】	メディカルセンター規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-4】	学友会会則	
【3-4-5】	学友会所属団体細則	
奨学金に関する規則		
【3-4-6】	奨学金規程	
【3-4-7】	体育会特待生規程	
【3-4-8】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	事業報告書（学生センター）	
【3-4-b】	事業報告書（メディカルセンター）	
【3-4-c】	ハラスメント対策委員会規程	
【3-4-d】	業務報告書（第5回FD・SD研修会）	
【3-4-e】	学納金規程	
【3-4-f】	創志学園関係者に対する学納金減免取扱規程	
【3-4-g】	兄弟姉妹奨学金（募集要項 p.36 参照）	
【3-4-h】	緊急奨学金規程	
【3-4-i】	日本学生支援機構奨学金給付・貸与状況	
【3-4-j】	地方教員養成支援奨学金、岡山地域活性支援奨学金	
【3-4-k】	体育会会則	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	施設・設備使用内規	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	大学ホームページ（IPU サポートナビ）	
図書館に関する規則		
【3-5-3】	環太平洋大学 附属図書館規程	
図書館利用案内		
【3-5-4】	大学ホームページ（環太平洋大学 附属図書館）	
【3-5-5】	学生便覧（附属図書館の利用方法）	【F-5】と同じ
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-6】	建物耐震化を示す文書	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

【3-5-a】	業務報告書（附属図書館）	
【3-5-b】	バリアフリー・マップ	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー） https://ipu-japan.ac.jp/information/univ-policy/	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	環太平洋大学 教育経営会議規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	履修ガイド	【F-13】と同じ
【4-1-4】	学生便覧	【F-5】と同じ
学位規則、学位審査基準		
【4-1-5】	環太平洋大学 学位規程	
【4-1-6】	環太平洋大学大学院 学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-7】	環太平洋大学 履修規程	
【4-1-8】	環太平洋大学 試験規程	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-9】	環太平洋大学 教務委員会規程	
【4-1-10】	環太平洋大学 教授会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	シラバス	
【4-1-b】	シラバスチェックリスト	
【4-1-c】	成績質問書	
【4-1-d】	退学・進級・卒業判定	
【4-1-e】	客観的指標に基づく成績の分布状況を示す資料	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー） https://ipu-japan.ac.jp/information/univ-policy/	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	教務委員会規程	
【4-2-3】	教授会規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-4】	学生便覧	【F-5】と同じ
教育課程の体系的編成を示すカリキュラム・マップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-5】	カリキュラム・マップ	
履修に関する規則		
【4-2-6】	環太平洋大学 履修規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-7】	教務委員会規程	
【4-2-8】	教授会規程	

シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-9】	Garoon 掲示	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-10】	教養教育センター規程	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	三つのポリシーの関連図（研究科）	
【4-2-b】	シラバス例	
【4-2-c】	シラバスチェックリスト	
【4-2-d】	研究論文ガイド	
【4-2-e】	研究倫理ガイドライン	
【4-2-f】	大学ホームページ記事 ・地域貢献活動（4 学部 7 学科） ・国際交流活動（NZ 留学等）	
【4-2-g】	シラバス（非認知能力育成）	
【4-2-h】	授業改善報告書	
【4-2-i】	2026 年度授業ガイドライン	
【4-2-j】	授業実践事例集	
【4-2-k】	令和 7（2025）年度 SA 活動実績	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	環太平洋大学 アセスメント・ポリシー	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー）	
【4-3-3】	学生便覧	【F-5】と同じ
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-4】	環太平洋大学 アセスメント・ポリシー	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-5】	環太平洋大学 教務委員会規程	
【4-3-6】	大学評価・IR 室規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-7】	Garoon 掲示	
【4-3-8】	教職員総会資料	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-9】	教育経営会議議事録	
【4-3-10】	内部質保証推進委員会	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	令和 7（2025）年度学修成果分析資料（五訓調査、MATCH plus、非認知能力、卒業研究、成績評価、基礎学力調査、学生満足度、卒業生調査、グローバルマインド）	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		

環太平洋大学

大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	環太平洋大学組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	環太平洋大学 教育経営会議規程	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	学校法人創志学園 組織規則	
教授会に関する規則		
【5-1-4】	環太平洋大学 教授会規程	
【5-1-5】	環太平洋大学大学院 研究科委員会規程	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-6】	令和7年度各学部教授会議議題一覧	
【5-1-7】	令和7年度スポーツ科学研究科委員会議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-8】	環太平洋大学賞罰規則	
事務局組織図		
【5-1-9】	令和7年度事務局組織図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-10】	環太平洋大学事務組織及び事務分掌規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-11】	環太平洋大学就業規則、教育職員選考規程	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	教育経営会議規程	
【5-1-b】	環太平洋大学 稟議規程	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	環太平洋大学 教育職員選考規程	
【5-2-2】	昇任人事の審査基準	
【5-2-3】	個人評価票	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-4】	環太平洋大学 大学個人評価委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	教員人数表	
【5-2-b】	個人帳票	
【5-2-c】	教育研究業績書	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	FD・SD 実施推進委員会規程	
【5-3-2】	事業計画書（FD・SD 実施推進委員会）	
FDの実施報告書		
【5-3-3】	事業報告書（FD・SD 実施推進委員会）	
SDの方針・計画		
【5-3-4】	FD・SD 実施推進委員会規程	
【5-3-5】	事業計画書（FD・SD 実施推進委員会）	
SDの実施報告書		

【5-3-6】	事業報告書（FD・SD 実施推進委員会）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
—	該当なし	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	研究環境に関する調査結果（学術研究推進委員会資料）	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	事業計画書（学術研究推進委員会） 学術研究推進委員会規程	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	研究倫理委員会規程 研究倫理委員会研究倫理審査要領及び研究倫理指針 研究倫理チェック表 研究倫理審査を要するか否かの判断について 研究倫理委員会提出書類	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-4】	公的研究費補助金取扱に関する規程 公的研究費の適正管理・監督に関する基本方針 研究費の不正使用の防止等に関する規程 公的研究費補助金・研究活動の不正防止に関する運営・管理体制	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-5】	教育研究費・学内特別研究費使用ガイドブック 教育研究費規程 学内特別研究費規程	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-6】	該当なし	RA は配置していない
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-7】	科研費説明資料	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-8】	採択実績（新規・継続）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	卒業研究ガイドライン	
【5-4-b】	研究倫理ガイドライン（学生向け）	
【5-4-c】	生成 AI 活用ガイドライン（学生向け）	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	学校法人創志学園 寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【6-1-2】	学校法人創志学園 寄附行為施行細則	
情報公表に関する規則		
【6-1-3】	学校法人創志学園 情報の公表に関する規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-4】	大学ホームページ（情報公開） https://ipu-japan.ac.jp/information/disclosure/	教育情報及び法人情報を同一サイトで公開
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-5】	大学ホームページ（情報公開）	教育情報及び法人情報

	https://ipu-japan.ac.jp/information/disclosure/	を同一サイトで公開
内部統制システムの基本方針		
【6-1-6】	学校法人創志学園 内部統制システム基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-7】	学校法人創志学園 内部統制組織図	
内部統制に関する規則		
【6-1-8】	学校法人創志学園 内部統制関係規程	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-9】	環太平洋大学 ハラスメント対策委員会規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-10】	学校法人創志学園 個人情報保護規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-11】	学校法人創志学園 危機管理規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-12】	危機管理マニュアル	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	防火・防災避難訓練実施報告書	
【6-1-b】	情報セキュリティ基本方針	
【6-1-c】	BCP（業務継続計画）又は安否確認システム資料	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	学校法人創志学園 法人組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	理事会議事録	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-3】	理事会会議規則	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-4】	理事選任関係議事録	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-5】	理事会議事録（中期計画承認）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-6】	理事長業務報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	学校法人創志学園 中期計画（令和7（2025）年～令和11（2029）年）	
【6-2-b】	令和7年度事業計画書	
【6-2-c】	令和7年度事業報告書	
【6-2-d】	常任役員会議事録	
【6-2-e】	設置校責任者会議資料	
【6-2-f】	設置校責任者会議議事録	
【6-2-g】	中期計画進捗管理表（KPI）	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	評議員会議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	評議員会議事録（監事・会計監査人選任）	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	評議員会議事録（予算・決算）	
監事監査に関する規則		

【6-3-4】	学校法人創志学園 監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-5】	監事監査計画書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	監査報告書	
【6-3-b】	内部監査報告書	
【6-3-c】	教育経営会議議事録	
【6-3-d】	教職員総会資料	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	学校法人創志学園 予算編成方針	
財務計画書		
【6-4-2】	学校法人創志学園 中期財政計画	
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	外部資金受入実績	
資産運用に関する規則		
【6-4-4】	学校法人創志学園 資産運用規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	学生等納付金推移	
【6-4-b】	学生等納付金計画	
【6-4-c】	事業活動収支差額推移	
【6-4-d】	令和 7 年度収支予算書	
【6-4-e】	令和 7 年度計算書類	
【6-4-f】	科研費等外部資金受入実績	
【6-4-g】	寄附金受入実績	
【6-4-h】	東京キャンパス事業計画	
【6-4-i】	KPI 管理表（財務）	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人創志学園 経理規程	
【6-5-2】	学校法人創志学園 経理規程施行細則	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-3】	学校法人創志学園 会計監査人選任規則	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-4】	独立監査人監査報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	内部監査規程	
【6-5-b】	内部監査報告書	
【6-5-c】	監事監査報告書	
【6-5-d】	補正予算資料	
【6-5-e】	令和 7 年度計算書類	

基準 A. 「挑戦と創造の教育」

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会との共創		
【A-1-a】	包括連携協定	
【A-1-b】	地域連携・社会貢献事業（教学）	
【A-1-c】	地域連携・社会貢献事業（体育会）	
【A-1-d】	大学ホームページ記事	
A-2. 教育とスポーツの融合による人材育成		
【A-2-a】	体育会戦績	
【A-2-b】	就職実績（過去3年間）	
【A-2-c】	大学ホームページ記事（アフリカ・デー）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。

IPU・環太平洋大学 令和7（2025）年度 自己点検評価書

編 集 IPU・環太平洋大学 令和7年度 内部質保証推進委員会

発 行 日 令和7年（2025年）8月

発 行 所 IPU・環太平洋大学

〒709-0863 岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺 721

Tel. (086) 908-0200(代) Fax. (086) 908-0280

印刷製本 有限会社 ヤマダスピード製版

〒815-0031 福岡市南区清水 2-15-30

Tel. (092) 511-5972(代) Fax. (092) 511-5977